

平成29年第3回定例会会議録

平成29年第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期33日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月28日	月	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
8月29日	火	休 会	議案調査
8月30日	水	休 会	議案調査
8月31日	木	本 会 議 委 員 会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
9月 1日	金	本 会 議	一般質問
9月 2日	土	休 会	(市の休日)
9月 3日	日	休 会	(市の休日)
9月 4日	月	本 会 議	一般質問
9月 5日	火	本 会 議	一般質問
9月 6日	水	委 員 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 7日	木	委 員 会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 8日	金	休 会	議案調査
9月 9日	土	休 会	(市の休日)
9月10日	日	休 会	(市の休日)
9月11日	月	休 会	議案調査
9月12日	火	休 会	議案調査
9月13日	水	休 会	議案調査
9月14日	木	休 会	議案調査
9月15日	金	休 会	議案調査
9月16日	土	休 会	(市の休日)
9月17日	日	休 会	(市の休日)
9月18日	月	休 会	(市の休日)

月 日	曜日	区 分	日 程
9月19日	火	委 員 会	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
9月20日	水	委 員 会	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
9月21日	木	休 会	議事整理
9月22日	金	休 会	議事整理
9月23日	土	休 会	(市の休日)
9月24日	日	休 会	(市の休日)
9月25日	月	休 会	議事整理
9月26日	火	委 員 会	予算決算常任委員会
9月27日	水	休 会	議事整理
9月28日	木	休 会	議事整理
9月29日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 29 年 第 3 回菊池市議会定例会会議録（目次）

8 月 2 8 日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号	19
2. 本日の会議に付した事件	21
3. 出席議員氏名	23
4. 欠席議員氏名	23
5. 説明のため出席した者の職氏名	23
6. 事務局職員出席者	24
7. 開 会	25
8. 開 議	25
9. 日程第 1 会議録署名議員の指名	25
10. 日程第 2 会期の決定	26
11. 日程第 3 総務文教常任委員会・経済建設常任委員会視察研修報告	26
12. 日程第 4 議案第 6 7 号 上程・説明・質疑・討論・採決	31
13. 日程第 5 議案第 6 8 号から議案第 9 1 号まで一括上程・説明	34
休 憩	43
開 議	43
14. 日程第 6 議案第 9 2 号 上程・説明・質疑・討論・採決	45
15. 日程第 7 報告第 1 7 号から報告第 2 1 号まで一括上程・報告・質疑	46
16. 日程第 8 請願第 2 号及び陳情第 1 号から陳情第 3 号まで一括上程	49
17. 日程通告 散会	49
8 月 2 9 日（火曜日） 休 会	
8 月 3 0 日（水曜日） 休 会	
8 月 3 1 日（木曜日） 本会議	
	頁
1. 議事日程第 2 号	53
2. 本日の会議に付した事件	53
3. 出席議員氏名	53
4. 欠席議員氏名	54
5. 説明のため出席した者の職氏名	54
6. 事務局職員出席者	54
7. 開 議	55

8. 日程第1 質疑	55
9. 日程第2 委員会付託	59
10. 日程通告 散会	61

9月1日（金曜日） 本会議

	頁
1. 議事日程第3号	65
2. 本日の会議に付した事件	65
3. 出席議員氏名	65
4. 欠席議員氏名	65
5. 説明のため出席した者の職氏名	66
6. 事務局職員出席者	66
7. 開 議	67
8. 日程第1 一般質問	67
(1) 城 典臣君質問	67
「竜門ダムについて」	67
○建設部長 淵邊政博君答弁	68
城 典臣君質問	68
○建設部長 淵邊政博君答弁	69
城 典臣君質問	70
○建設部長 淵邊政博君答弁	70
城 典臣君質問	70
○市長 江頭 実君答弁	71
城 典臣君質問	71
○市長 江頭 実君答弁	72
城 典臣君質問	73
○市長 江頭 実君答弁	73
(2) 城 典臣君質問	73
「水源林造成事業について」	73
○経済部長 谷田 修君答弁	74
城 典臣君質問	74
○経済部長 谷田 修君答弁	75
城 典臣君質問	75
○経済部長 谷田 修君答弁	76
城 典臣君質問	76

○経済部長 谷田 修君答弁	76
城 典臣君質問	76
○経済部長 谷田 修君答弁	77
城 典臣君質問	77
○市長 江頭 実君答弁	77
休憩	78
開議	78
(1) 水上隆光君質問	78
「人口増について」	78
○建設部長 淵邊政博君答弁	79
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	79
水上隆光君質問	80
○建設部長 淵邊政博君答弁	80
水上隆光君質問	81
○市長 江頭 実君答弁	82
(2) 水上隆光君質問	83
「公園について」	83
○建設部長 淵邊政博君答弁	83
水上隆光君質問	84
○建設部長 淵邊政博君答弁	84
水上隆光君質問	84
○経済部長 谷田 修君答弁	84
○建設部長 淵邊政博君答弁	85
水上隆光君質問	85
○建設部長 淵邊政博君答弁	86
水上隆光君質問	87
○建設部長 淵邊政博君答弁	87
(3) 水上隆光君質問	88
「公共施設について」	88
○総務部長 小川秀臣君答弁	88
水上隆光君質問	89
○総務部長 小川秀臣君答弁	89
水上隆光君質問	90
○総務部長 小川秀臣君答弁	91

水上隆光君質問	91
○市長 江頭 実君答弁	91
昼食休憩	92
開 議	92
(1) 後藤英夫君質問	93
「菊之池小学校について」	93
○教育部長 大山堅四郎君答弁	93
後藤英夫君質問	94
○教育部長 大山堅四郎君答弁	94
後藤英夫君質問	95
○教育長 原田和幸君答弁	95
○市長 江頭 実君答弁	96
休 憩	97
開 議	97
(1) 平 直樹君質問	97
「骨髓移植ドナー支援について」	97
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	99
平 直樹君質問	100
○市長 江頭 実君答弁	101
(2) 平 直樹君質問	102
「さくらマラソン大会について」	102
○教育部長 大山堅四郎君答弁	102
平 直樹君質問	104
○教育部長 大山堅四郎君答弁	106
平 直樹君質問	107
○市長 江頭 実君答弁	107
(3) 平 直樹君質問	108
「市税のコンビニ納付について」	108
○市民環境部長 上田俊介君答弁	109
平 直樹君質問	110
○市長 江頭 実君答弁	111
休 憩	112
開 議	112
(1) 泉田栄一郎君質問	112

「田島地域の活性化と展望について」	112
○経済部長 谷田 修君答弁	113
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	114
泉田栄一郎君質問	114
○経済部長 谷田 修君答弁	115
○建設部長 淵邊政博君答弁	115
泉田栄一郎君質問	115
○市長 江頭 実君答弁	116
(2) 泉田栄一郎君質問	117
「認知症対策について」	117
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	118
泉田栄一郎君質問	119
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	119
(3) 泉田栄一郎君質問	120
「ペットの飼育の問題点について」	120
○市民環境部長 上田俊介君答弁	121
泉田栄一郎君質問	122
○市民環境部長 上田俊介君答弁	122
泉田栄一郎君質問	123
○市民環境部長 上田俊介君答弁	123
(4) 泉田栄一郎君質問	123
「憩いの森公園遊具設置について」	124
○建設部長 淵邊政博君答弁	125
泉田栄一郎君質問	125
○建設部長 淵邊政博君答弁	126
9. 日程通告 散会	126

9月2日(土曜日) 休 会

9月3日(日曜日) 休 会

9月4日(月曜日) 本会議

	頁
1. 議事日程第4号	129
2. 本日の会議に付した事件	129
3. 出席議員氏名	129

4. 欠席議員氏名	129
5. 説明のため出席した者の職氏名	130
6. 事務局職員出席者	130
7. 開 議	131
8. 日程第1 一般質問	131
(1) 猿渡美智子さん質問	131
「生活困窮者対策について」	131
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	132
○教育部長 大山堅四郎君答弁	133
猿渡美智子さん質問	133
○健康福祉部長 中村隆純君答弁	136
○教育部長 大山堅四郎君答弁	136
猿渡美智子さん質問	136
○市長 江頭 実君答弁	137
(2) 猿渡美智子さん質問	138
「小学校運動部活動の社会体育移行について」	138
○教育部長 大山堅四郎君答弁	139
猿渡美智子さん質問	140
○教育部長 大山堅四郎君答弁	141
猿渡美智子さん質問	141
○教育部長 大山堅四郎君答弁	142
猿渡美智子さん質問	143
○教育長 原田和幸君答弁	143
休 憩	144
開 議	144
(1) 坂本道博君質問	144
「農業と観光の振興について」	144
○経済部長 谷田 修君答弁	146
坂本道博君質問	147
○市長 江頭 実君答弁	148
(2) 坂本道博君質問	150
「有害鳥獣問題について」	150
○経済部長 谷田 修君答弁	151
坂本道博君質問	153

○市長 江頭 実君答弁	153
(3) 坂本道博君質問	154
「道路整備について」	154
○建設部長 淵邊政博君答弁	155
昼食休憩	156
開 議	156
経済部長 谷田 修君発言の申し出	156
(1) 岡崎俊裕君質問	156
「買い物弱者への支援・対応について」	156
○経済部長 谷田 修君答弁	157
(2) 岡崎俊裕君質問	158
「中心市街地の活性化について」	158
○建設部長 淵邊政博君答弁	159
○経済部長 谷田 修君答弁	159
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	160
○経済部長 谷田 修君答弁	160
岡崎俊裕君質問	161
○市長 江頭 実君答弁	161
岡崎俊裕君質問	162
○建設部長 淵邊政博君答弁	162
岡崎俊裕君質問	163
○建設部長 淵邊政博君答弁	163
(3) 岡崎俊裕君質問	164
「花房地域振興対策について」	164
○総務部長 小川秀臣君答弁	164
○建設部長 淵邊政博君答弁	164
○教育部長 大山堅四郎君答弁	165
岡崎俊裕君質問	165
○建設部長 淵邊政博君答弁	167
岡崎俊裕君質問	168
○教育長 原田和幸君答弁	168
岡崎俊裕君質問	169
○市長 江頭 実君答弁	169
休 憩	169

開 議	169
(1) 東 奈津子さん質問	169
「国民健康保険税について」	170
○市民環境部長 上田俊介君答弁	170
東 奈津子さん質問	171
○市民環境部長 上田俊介君答弁	172
東 奈津子さん質問	172
○市民環境部長 上田俊介君答弁	173
東 奈津子さん質問	173
○市長 江頭 実君答弁	175
(2) 東 奈津子さん質問	175
「空き家対策について」	176
○建設部長 淵邊政博君答弁	177
(3) 東 奈津子さん質問	178
「マイナンバー制度について」	178
○総務部長 小川秀臣君答弁	179
○市民環境部長 上田俊介君答弁	179
東 奈津子さん質問	180
○市長 江頭 実君答弁	181
9. 日程通告 散会	182

9月5日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	185
2. 本日の会議に付した事件	185
3. 出席議員氏名	185
4. 欠席議員氏名	185
5. 説明のため出席した者の職氏名	186
6. 事務局職員出席者	186
7. 開 議	187
8. 日程第1 一般質問	187
(1) 大賀慶一君質問	187
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	187
○総務部長 小川秀臣君答弁	188
大賀慶一君質問	189

○総務部長 小川秀臣君答弁	189
大賀慶一君質問	190
○市長 江頭 実君答弁	190
(2) 大賀慶一君質問	191
「本市の雇用状況について」	191
○経済部長 谷田 修君答弁	192
大賀慶一君質問	193
○経済部長 谷田 修君答弁	193
大賀慶一君質問	194
○市長 江頭 実君答弁	194
(3) 大賀慶一君質問	195
「市有財産の売却について」	195
○建設部長 淵邊政博君答弁	196
大賀慶一君質問	196
○総務部長 小川秀臣君答弁	197
(4) 大賀慶一君質問	197
「道路の整備について」	197
○建設部長 淵邊政博君答弁	198
休憩	199
開議	199
(1) 木下雄二君質問	199
「市民広場再整備について」	199
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	199
○経済部長 谷田 修君答弁	200
木下雄二君質問	201
○経済部長 谷田 修君答弁	202
(2) 木下雄二君質問	203
「AEDの設置状況と管理体制について」	203
○総務部長 小川秀臣君答弁	203
木下雄二君質問	204
○総務部長 小川秀臣君答弁	205
(3) 木下雄二君質問	205
「温泉街の現状と今後の対策について」	205
○経済部長 谷田 修君答弁	205

○建設部長 淵邊政博君答弁	206
木下雄二君質問	206
○市長 江頭 実君答弁	208
(4) 木下雄二君質問	210
「中山間地の振興について」	210
○経済部長 谷田 修君答弁	210
木下雄二君質問	212
○市長 江頭 実君答弁	212
(5) 木下雄二君質問	214
「水迫地区の活性化について」	214
○経済部長 谷田 修君答弁	215
○市民環境部長 上田俊介君答弁	215
9. 日程通告 散会	217
9月 6日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 7日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 8日(金曜日)	休会
9月 9日(土曜日)	休会
9月10日(日曜日)	休会
9月11日(月曜日)	休会
9月12日(火曜日)	休会
9月13日(水曜日)	休会
9月14日(木曜日)	休会
9月15日(金曜日)	休会
9月16日(土曜日)	休会
9月17日(日曜日)	休会
9月18日(月曜日)	休会
9月19日(火曜日)	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会

9月20日（水曜日）	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
9月21日（木曜日）	休会
9月22日（金曜日）	休会
9月23日（土曜日）	休会
9月24日（日曜日）	休会
9月25日（月曜日）	休会
9月26日（火曜日）	予算決算常任委員会
9月27日（水曜日）	休会
9月28日（木曜日）	休会

9月29日（金曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第6号		221
2. 本日の会議に付した事件		221
3. 出席議員氏名		222
4. 欠席議員氏名		222
5. 説明のため出席した者の職氏名		223
6. 事務局職員出席者		223
7. 開 議		224
8. 日程第1 各常任委員長報告		224
・総務文教常任委員長報告		224
・経済建設常任委員長報告		225
・予算決算常任委員長報告		228
委員長報告に対する質疑		236
討 論		236
（1）東 奈津子さん討論		236
（2）猿渡美智子さん討論		240
採 決		241
休 憩		243
開 議		243
9. 日程第2 議会改革検討特別委員会の報告		243
10. 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について		247
11. 追加議事日程（第6号の追加1）		248

追加日程第1	議案第93号	上程・説明	248
休憩			249
開議			249
追加日程第1	議案第93号	質疑・討論・採決	249
追加日程第2	議員提出議案第2号	上程・説明・質疑・討論・採決	250
追加日程第3	議員提出議案第3号	上程・説明・質疑・討論・採決	250
追加日程第4	意見書案第1号	上程・説明・質疑・討論・採決	251
追加日程第5	意見書案第2号	上程・説明・質疑	254
討論			255
(1)	東 奈津子さん	討論	255
(2)	樋口正博君	討論	256
(3)	猿渡美智子さん	討論	256
採決			256
12. 閉会			257

第 1 号

8 月 2 8 日

平成29年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成29年8月28日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 総務文教常任委員会・経済建設常任委員会視察研修報告
- 第4 議案第67号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成29年度菊池市一般会計補正予算 第2号）
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第68号 きくち暮らしお試し住宅条例の制定について
- 議案第69号 菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 平成29年度菊池市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第72号 平成29年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成29年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成29年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 平成29年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成29年度菊池市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 平成29年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成29年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第79号 平成29年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成28年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第81号 平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 2 号 平成 2 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 3 号 平成 2 8 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 4 号 平成 2 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 5 号 平成 2 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 6 号 平成 2 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 7 号 平成 2 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 8 号 平成 2 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 9 号 平成 2 8 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 9 0 号 市道路線の廃止について

議案第 9 1 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

第 6 議案第 9 2 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 1 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 1 8 号 専決処分の報告について（災害ごみ仮置場事故）

報告第 1 9 号 専決処分の報告について（災害ごみ仮置場事故）

報告第 2 0 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第 2 1 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

第 8 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 8 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第 1 号 七城地区公民館の譲渡に関する要望書

陳情第 2 号 森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める陳情書

陳情第 3 号 熊本地震による被害からの商工観光復興に関する要望書

まで一括上程

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 総務文教常任委員会・経済建設常任委員会視察研修報告

日程第4 議案第67号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成29年度菊池市一般会計補正予算 第2号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第68号 きくち暮らしお試し住宅条例の制定について

議案第69号 菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 平成29年度菊池市一般会計補正予算（第3号）

議案第72号 平成29年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成29年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成29年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成29年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成29年度菊池市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成29年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成29年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 平成29年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第80号 平成28年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 83 号 平成 28 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 84 号 平成 28 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 85 号 平成 28 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 86 号 平成 28 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 87 号 平成 28 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 88 号 平成 28 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 89 号 平成 28 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 90 号 市道路線の廃止について

議案第 91 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第 6 議案第 92 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 7 報告第 17 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 18 号 専決処分の報告について（災害ごみ仮置場事故）

報告第 19 号 専決処分の報告について（災害ごみ仮置場事故）

報告第 20 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第 21 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

日程第 8 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第 1 号 七城地区公民館の譲渡に関する要望書

陳情第 2 号 森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める陳情書

陳情第 3 号 熊本地震による被害からの商工観光復興に関する要望書

まで一括上程



出席議員（20名）

1番	後藤英夫君
2番	平直樹君
3番	東奈津子さん
4番	坂本道博君
5番	水上隆光君
6番	出口一生君
7番	猿渡美智子さん
8番	松岡讓君
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
13番	岡崎俊裕君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	坂口啓介君
総務部長	小川秀臣君
市民環境部長	上田俊介君
健康福祉部長	中村隆純君
経済部長	谷田修君
建設部長	淵邊政博君
七城支所長	榎田邦昭君

旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	山本幸一郎君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田敏雄君
教育長	原田和幸君
教育部長	大山堅四郎君
農業委員会事務局長	前田浩規君
水道局長	古田浩敏君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	水上望君



事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	清水登君
課長補佐	松原憲一君
議 会 係	安武則貴君

午前10時00分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いいたします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（森 清孝君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

8月10日に、玉名市において、熊本県北市議会議長会が開催され、熊本県東京事務所から「企業誘致と観光について」講演を受けるなど、県北6市の相互の連携強化と議会運営の円滑化を図りました。

次に、8月18日、熊本県市議会議長会として、県庁において知事への要望活動を行いました。

県北地域振興策のために、観光ルートの開拓支援とともに、交通の利便性の向上を図ること、TPP・EPAを初めとする国際競争の激化による産業の衰退や雇用機会をなくさぬよう要望しました。

特に本市の基幹産業であります農畜産業政策、また、近年の集中豪雨や短時間豪雨の発生頻度が高まっており、河川改修や老朽化している水門・樋門・排水機場の更新等について、県の積極的な政策展開と支援を要望してまいりました。

そのほか、大河ドラマを生かした観光活性化と地域振興について、積極的な支援をお願いしました。

次に、監査委員から、平成29年7月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告を申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○

午前10時02分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、松岡讓君及び城典臣君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る8月21日の議会運営委員会におきまして、本日から9月29日までの33日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの33日間と決定しました。

○

日程第3 総務文教常任委員会・経済建設常任委員会視察研修報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

総務文教常任委員会及び経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） おはようございます。総務文教常任委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

今回は、7月25日から27日まで、2泊3日の日程で、岩手県一関市と北上市に、委員6名、執行部1名、事務局1名、計8名で研修を行いました。

初めに、研修した一関市は、東北地方の中央に位置し、首都圏からは約450キロメートル、仙台と盛岡の中間地点にあり、人口約12万1,000人、岩手県南、宮城県北の拠点都市として、経済、文化、教育の中心となっています。

ここでの研修は移住定住環境整備事業についてであります。東日本大震災の被害が少なかった一関市の人口は、他市町村からの避難者の転入により、人口減少のスピードが緩やかになったようですが、東北自動車道や東北新幹線の交通の利便性が高いにもかかわらず、人口は減少傾向にあります。平成2年度から平成27年度にえけての減少率は16.1%、2万3,313人の減であります。将来的には大幅な人口減少と高齢化の進行により、コミュニティ活力の低下や財政悪化など厳しい状況が予想されます。このため、一関市では、1、移住定住促進事業、2、移住者

住宅取得補助金、3、空き家バンク登録改修等補助金、4、いちのせきファンクラブ事業の4事業を平成25年度から実施しています。菊池市でも同様に実施している事業もありますが、ふるさと回帰を促すようなPR動画や移住者住宅取得補助金、地元企業への就職支援も抱き合わせて実施している点が参考になりました。

研修に参加した委員からの質問は、1、移住者の年齢層について、2、お試し住宅（体験ツアー）について、3、移住者からの要望と地元からの要望（こんな人に来てほしいなど）のマッチングについて、4、民泊（農泊）の実施状況についてなどがありました。

ここでの研修で考えさせられたのは、菊池市では企業誘致を行い、最近では企業の進出もあっているにもかかわらず、雇用と定住に結びついているか否かは疑問であることです。雇用条件に関しては立ち入ることができませんが、子育て世代が住みやすい環境整備があれば、移住のみならず、地元に残る人もふえるのではないかと思います。

また、一関市に隣接する平泉市の中尊寺金色堂などが世界遺産になったことで、一関市への観光客も増加し、地域経済に恩恵をもたらしたとのことでした。菊池市も日本遺産に認定された菊池川流域の経済効果をいかに広域的につなげるかが今後の課題だと思います。

次に訪れた北上市は、人口約9万3,000人、岩手、秋田、2県にまたがる流通の重要拠点であります。昭和30年代までは典型的な農業地域でありましたが、現在、180社以上もの企業を誘致し、東北有数の流通・工業集積地に成長しております。人口が減少する市町村が多い中で、北上市は、岩手県の中でも数少ない人口増加地域です。ここでは協働のまちづくり事業、スポーツ合宿補助金について研修しました。

まず、協働のまちづくり事業は、菊池市では実施されておきませんが、北上市では、平成13年度から、市民・企業・行政が一体となったまちづくりが進められています。ここでの協働とは、市民・企業・行政がともに支え合い、まちづくりを進めるものです。北上市は多くの企業を誘致されていますが、その中で、企業は何らかの社会貢献をなしたいと望まれ、地域は誰か手伝ってくれる人はいないかを探している。このように、お互いのニーズを行政が小まめにマッチングしていました。研修では、TDK秋田株式会社北上工場が、高齢化している北上あじさいの会の草刈り作業をした事例などが紹介されました。

また、北上市では、独自の地域貢献活動企業褒賞を設け、地域社会の活性化や地域課題の解決に貢献する活動で、地域に具体的または実質的な効果を生じた企業、団体を表彰しています。選考に当たっては、市民目線で貢献性、効果性、公益性、

必要性、継続性、協働性の観点で審査され、受賞した企業には賞状とプレートが贈られ、認証マークが使用できます。このように、市民レベルでまちづくり活動の企画・運営がなされ、企業は、優良企業のあかしとして、この受賞を誇りとしておられます。菊池市でも、誘致する企業と地域を結べば、地域の活性化や維持に役立つのではないかと思います。

次に、高校、大学生を対象としたスポーツ合宿補助金について説明を受け、質疑応答がなされました。北上市では、岩手国体のメイン会場を誘致し、ラグビー、サッカー、テニスなど、大規模なスポーツ施設を建設されました。これらを利用する大学、高校のスポーツ団体の合宿を誘致することで、宿泊を初め、かなりの経済効果を上げておられます。最大50万円の補助金で、数百万円から数千万円の経済効果があり、また、市民のスポーツ意識の高揚と健康志向の高まりにつながっているとのことでした。

市役所での説明と質疑応答を終えた後、議場を見学し、総合グラウンドに移動しました。12面のテニスコート、天然芝と人工芝のラグビー場とサッカー場各2面、国体のメイン会場であった陸上競技場と、その隣には同じ規模のサブグラウンド（陸上競技場）、体育館、野球場と、人口に対して大規模な施設を目の当たりにして、委員からは年間の維持費について質問がありました。年間1億円の維持費がかかるので、スポーツ振興課長みずから、合宿や大会誘致の営業等を必死に行っているとの回答でした。

菊池市でも、合宿を希望する団体の問い合わせがあるとのことですが、残念ながら、要望に応じられない状況が多いとのことでした。スポーツ振興と経済効果を結びつけた施策にも目を向けるべきだと思います。

このように、今回の研修は、改めて菊池市の課題を振り返り、参考にすべき点が多くありました。

以上、総務文教常任委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員会委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。経済建設常任委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

当委員会は、8月8日から8月10日の2泊3日の日程で、委員6名全員と、事務局1名、執行部1名の計8名により、北海道帯広市のフードバレーとかち及び北海道釧路市の観光振興について、視察研修してまいりました。

まず、帯広市のフードバレーとかちについて申し上げます。

十勝は19市町村で構成される国内有数の農業地帯であります。豊かな生産力を

誇り、耕地面積が全国の5%強で、1戸当たりの平均耕地面積が37ヘクタールであり、乳牛・肉牛の飼育頭数が全国の11%で約43万頭と、人口よりも多く、食料自給率は約1,249%で、年に約432万人分の食料を賄えるようです。バレイショ、小麦、豆類など数多くの生産量全国1位があります。

フードバレーとかちの取り組みとしては、地域の強みである農業を成長させ、それを基盤とした新たな産業を創出し、十勝から世界に向けて価値を発信するため、十勝の優位性を生かすための方向性として、三つの展開方策で進めています。1点目に、「農林漁業を成長産業にする」として、良質堆肥の製造、堆肥活用による土づくりや土壌分析に基づく適正な施肥管理を促進するとともに、十勝型GAPの導入の促進により、安全・安心で良質な農畜産物の生産を推進しています。2点目に、「食の価値を創出する」として、原材料の研究拠点に加え、加工を通じた付加価値の高い生産拠点として成長していくため、食の安全工場や魅力ある商品開発、ブランド力の向上などを推進しています。3点目に、「十勝の魅力を売り込む」として、十勝の物産の販路拡大や観光の魅力を発信し、国内・海外においてイベントへの出展や観光物産セミナーを開催しています。

国際戦略総合特区の取り組みについては、北海道、札幌市、江別市、函館市、北海道経済連合会と、十勝19市町村が共同で国際戦略総合特区に申請し、平成23年に北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区として指定を受けています。

国際戦略総合特区のメリットは、規制緩和、税制支援、金融支援、財政支援が受けられることです。計画では外国人観光客の食品購入の促進を定めておりますが、特に外国人の食品購入については、英語表示の表記説明がないところが多いことや、観光の際に荷物になるという課題もあることから、効果的な売り込み方法や、食品を持ち歩くことなく、観光を楽しんでもらえるような仕組みづくりについて、地域ぐるみで検討していく必要があるとのことでした。

バイオマス産業都市構想の取り組みについては、十勝19市町村が十勝バイオマス産業都市構想を提案し、平成25年に国のバイオマス産業都市として認定を受けています。バイオマス産業都市のメリットは、地域バイオマス産業化整備事業による施設整備への補助、補助率2分の1以内が受けられることです。構想における実績は、バイオガス利用率が88.3%、エネルギーの自給率70.5%となっており、現在、26基のバイオガスプラントが稼働中で、循環型農業が進んでいます。

近年、首都圏で十勝産ブランドが浸透してきており、農畜産物の販路拡大が進んでいます。しかし、農業に適した気候風土により生産力はありますが、加工力が弱いいため、付加価値をつけることが課題となっているようです。そのような中、ジャガイモをただ売るのではなく、一冬ねかせて熟成ジャガイモとして付加価値をつけ

て販売することや、食品メーカーとコラボして食品開発などを行っており、十勝産の認知度向上もあって、商品の売り上げも伸びるなど、さまざまな収益向上策に取り組まれています。農業者の後継者不足問題もないとのことで、生産効率がよく、収益性が高いことがうかがえます。

本市でも、「儲かる農業」に取り組んでおり、菊池ブランドとしての認知度の向上と6次産業化を推進する必要があると考えます。

次に、釧路市の観光振興について申し上げます。

釧路市は、昨年あたりから観光で注目を浴びていますが、観光立国ショーケース、水のカムイ観光圏、国立公園満喫プロジェクト、広域観光周遊ルートと、国のプロジェクトが四つあり、これだけ国の施策が投入されているのは釧路市だけのことです。

釧路市の観光が目指す将来像は、みんなが担う、みんなが育てる観光産業により、持続可能な自立型の地域経済の実現です。そのために九つの戦略、40の施策に取り組んでいます。第二期観光振興ビジョンとして、標的とする市場は、国内の宿泊客はもちろん、経済発展の著しいアジア圏の新興国等を視野に入れつつ、文化に関心を示すことが見込まれる欧米豪圏、特に富裕層の顧客獲得と観光消費額の増大を図ることとしています。

次に、観光立国ショーケースとは、日本再興戦略に基づき、多くの外国人旅行者に選ばれる観光立国を体現する観光地域をつくり、訪日外国人旅行者を地方へ誘導するモデルケースを形成しようとするものです。

釧路市は、平成28年に観光立国ショーケースとして観光庁から選定されました。選定された都市への支援としては、日本版DMOの確立、観光資源の磨き上げ、ストレスフリーの環境整備、海外への情報発信と、四つの取り組みなどに対して、関係省庁が連携した施策の集中投入を行います。

国立公園満喫プロジェクトについては、11の市町で取り組んでおり、2016年から5年間の計画であります。取り組みの基本的な考え方は、原生的な自然をツーリズムに開放することなどによって、世界の人々に非日常的な体験を提供し、高品質・高付加価値のインバウンド市場を創造することです。釧路市では、訪日外国人旅行者が右肩上がりですべてありますが、釧路・台湾の直行便もあり、台湾からのインバウンドをふやそうと、観光施設のパスポートを無料で配布し始めたところ、台湾の旅行会社にも浸透してきて、台湾の観光客が特にふえているようです。観光客を呼び込むには、ただ来てくださるだけでなく、自分たちの地域資源をいかに活用して、いかに戦略的に人を呼ぶのか、どこをターゲットにして、どうプロモーションしていくのが課題となります。

本市では、最大の観光資源である菊池溪谷が、現在、立ち入ることができないため、観光客が落ち込んでいます。菊池溪谷の早急の復旧・復興が望まれますが、今ある資源を活用してインバウンドをふやす戦略も考えていかなければならないと思いました。

今回の研修では、両市とも参考となる点が多々あり、有意義な研修とすることができました。

以上、経済建設常任委員会の視察研修のご報告といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で常任委員会行政視察報告を終わります。

○

日程第4 議案第67号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、議案第67号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日、平成29年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月29日までの33日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

提案理由を説明いたします前に、ご報告を兼ねてご挨拶をさせていただきます。

この夏は、菊池市内の三つの高校がスポーツの分野で大活躍をしまして、市民の話題の中心となりました。

まず、菊池女子高校の剣道部が、初出場の全国大会で1勝1敗と大健闘するとともに、菊池農業高校の馬術部は、団体戦で18年ぶりの全国優勝という快挙をなし遂げたところでございます。

また、菊池高校野球部が、甲子園県予選を勝ち進みまして、3回戦では強豪熊本工業高校を破る大金星を挙げまして、24年ぶりのベスト8進出で応援席を大変沸かせたところでございます。

こうした地元高校生の活躍は、市民の皆様にとっても自分の子どもや孫のここのようにうれしく、一喜一憂して、心が熱く揺さぶられるものではなかったかというふうに思います。

彼らが額に汗かき、必死に頑張る姿というのは勝敗を超えた感動を見る側に与え

まして、私たちも負けてはおられんと、頑張らねばいけないなという気持ちが生まれてまいったところです。

その高校生たちが、今度は菊池の夏まつりにおきまして、ユニフォーム姿のまま白龍を担いで、菊池の夏を盛り上げてくれたわけであります。これは市民の皆様への応援に対する、彼らからの感謝の気持ちのあらわれだということは一目瞭然であります。つまり、応援する側と応援される側とですばらしいコミュニケーションが生まれて、市民力が一つに重なり合わさって、若い彼らを中心に、大きなうねりのようなエネルギーが一体化した感動を与えたというふうに感じました。

そういう意味では、私たちは震災で多くのものを失いましたが、市民力を結集して、確実に、そして着実に、復興に向けての歩みを進めて、震災前よりも活気あふれる菊池市を目指してまいりますので、議員の皆様におかれましても、これまで以上のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案第67号につきまして説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第67号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

平成29年度一般会計を地方自治法の規定により、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、議案第67号につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第67号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページが、専決第17号専決処分書で、平成29年度菊池市一般会計補正予算（第2号）でございます。

専決日は平成29年7月28日でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に6億5,790万1,000円を増額し、補正後の

予算総額を歳入歳出それぞれ306億3,066万7,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1 枠目の款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 衛生費国庫補助金2億9,531万9,000円の増額は、昨年の熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業及び被災家屋等解体・撤去支援事業に係る国庫補助金の増額でございます。

2 枠目の款15 県支出金、項2 県補助金、目10 災害復旧費県補助金1,879万3,000円の増額は、熊本地震復興基金交付金を活用した地域コミュニティ施設等再建支援事業のうち、事業費が確定した29件に係る復興基金交付金の増額でございます。

4 枠目の款21 市債、項1 市債、目10 災害復旧債2億9,530万円につきましては、災害廃棄物処理事業及び被災家屋等解体・撤去支援事業等に係る災害復旧事業債の増額でございます。

3 枠目の款18 繰入金、項3 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出について、主なものをご説明いたします。

同じく10、11ページでございますが、5 枠目の款10 災害復旧費、項2 衛生災害復旧費、目1 衛生災害復旧費、節13 委託料2億1,097万4,000円の増額は、熊本地震に伴う災害廃棄物処理業務委託料の増額でございます。

同じく、節15 工事請負費3億7,908万6,000円の増額は、被災家屋等解体・撤去支援事業に伴う工事請負費の増額でございます。

6 枠目の項4 農林水産災害復旧費、目1 農林水産災害復旧費、節13 委託料1,027万6,000円の増額は、7月上旬の梅雨前線豪雨等による林道災害復旧工事に係る測量設計委託料でございます。

同じく、節19 負担金補助及び交付金3,529万円の増額は、熊本地震で被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧に係る補助金で、事業費が確定した138件分となっております。

8 枠目の項8 総務災害復旧費、目1 総務災害復旧費、節19 負担金補助及び交付金1,879万3,000円の増額は、事業費の確定した地域コミュニティ施設等再建支援に対する補助金でございます。

それでは、6ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表、地方債補正でございます。

先ほどご説明いたしました、熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業及び被災家屋等

解体・撤去支援事業の財源としまして発行する災害復旧事業債が2億9,530万円増額となるものでございます。

以上、議案第67号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第67号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第5 議案第68号から議案第91号まで一括上程・説明

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、議案第68号から議案第91号までの24議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第68号から議案第91号までの24議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第68号、きくち暮らしお試し住宅条例の新規制定でございます。

議案第69号は、個人情報保護法等の関係法律の改正に伴う菊池市個人情報保護条例の一部改正、同じく議案第70号は、企業立地促進法の改正等に伴う菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10

条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正でございます。

次に、議案第71号、平成29年度菊池市一般会計補正予算（第3号）につきましては、総額14億4,635万3,000円を追加するものでございまして、歳出の主なものといたしまして、市民広場再整備事業1億2,135万1,000円、子ども・子育て支援施設整備事業1億3,742万9,000円、熊本地震被災家屋公費解体事業等5億6,012万3,000円などでございます。

議案第72号から議案第79号につきましては、各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

その主なものは、菊池市介護保険事業特別会計の平成28年度決算確定に伴う熊本地震の保険料還付金及び基金返納金の増額補正、菊池市公共下水道事業特別会計の社会資本整備総合交付金の減額に伴う補正、定期人事異動に伴う人件費の組み替え及び職員共済費率の改定による増額補正などでございます。

議案第80号から議案第89号までの10議案につきましては、平成28年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第90号、市道路線の廃止についてにつきましては、道路法の規定により、市道路線の廃止について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第91号、市道路線の認定についてにつきましては、道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、議案第68号から議案第91号までの24議案につきまして、一括してご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

議案第68号、きくち暮らしお試し住宅条例の制定についてでございます。

菊池市への移住・定住を促進することを目的とした「きくち暮らしお試し住宅」を設置するに当たり、必要な事項を定めるもので、14ページから15ページまでが制定する条例案でございます。

第1条で「きくち暮らしお試し住宅」を設置する目的、第2条で名称及び位置、第3条で管理、第4条で使用の許可、第5条で使用期間、第6条で使用料を定めるなどとしております。

なお、この条例は平成29年11月1日から施行することとしております。

議案書 17 ページをお願いいたします。

議案第 69 号、菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

個人情報保護法等の関連法律の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、18 ページが改正する条例案でございます。

第 2 条で、法で新しく追加のありました個人識別符号の定義を追加し、第 2 条及び第 7 条でも、同じく法で新しく追加のありました要配慮個人情報の規定を追加し、第 28 条の 2 では、法改正による条番号の修正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

議案書 19 ページをお願いします。

議案第 70 号、菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正等に伴い、条例の一部を改正するもので、20 ページが改正する条例案でございます。

法の名称が変更になったことを受け、条例の題名及び第 1 条中の法の名称を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め、第 3 条では法律改正による条項番号の修正を行うとともに、熊本県計画の名称変更による修正を行っております。

また、第 3 条の別表において、「七城地区」を「流川地区、重味地区、下河原地区、袈裟尾地区」に改める改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

議案書 21 ページをお願いいたします。

議案第 71 号、平成 29 年度菊池市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

22 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 14 億 4,635 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 320 億 7,702 万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、市民広場再整備事業、子ども・子育て支援施設整備事業、旧市営牧場跡地購入、自然保養ゾーン四季の里旭志整備事業及び熊本地震関連事業等が主なもので、そのほか、職員人件費につきましては、定期人事異動に伴う人件費の組み替え及び職員共済費率の改定による補正となっております。

主要事業につきましては、別冊の補正予算に関する説明資料に記載しておりますが、主なものについて、事項別明細書で内容をご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

32、33ページをお開きください。

2 枠目の款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 総務費国庫補助金1，131万9，000円の増額は、社会保障・税番号制度に係る旧姓や外国人の通称などの記載事項の充実に関するシステム改修に対する補助金でございます。

同じく目3 民生費国庫補助金、節3 児童福祉費補助金のうち、上段の子ども・子育て支援整備交付金9，161万9，000円の増額は、双羽幼稚園に対する園舎改築及び認定こども園分の改修に係る補助金でございます。

同じく目4 衛生費国庫補助金2億8，005万9，000円の増額は、熊本地震に係る被災家屋等の公費解体・撤去・処分等に係る補助金でございます。

同じく目7 土木費国庫補助金6，550万円の増額は、市民広場再整備事業に係る補助金でございます。

同じく目10 災害復旧費国庫補助金3，835万円の増額は、6月24日から25日及び7月5日の梅雨前線豪雨により被災した林道竜門線災害に係る補助金でございます。

4 枠目の款15 県支出金、項2 県補助金、目10 災害復旧費県補助金1，940万円の増額は、現在、申請中の市内16 行政区に対する地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金及び土砂災害特別警戒区域内から区域外へ移転する際の、住宅移転促進事業補助金3件に係る熊本地震復興基金交付金でございます。

34、35ページをお願いいたします。

3 枠目の款18 繰入金、項3 基金繰入金、目25 環境整備基金繰入金9，802万7，000円の増額は、旧市宮牧場跡地が本年6月に、県の水源涵養保安林の決定に伴う土地開発基金からの土地買い戻し及び市道迫水線及び柏木護線が経年劣化や大型車が頻繁に往来するため、舗装が著しく傷んでおり、その舗装補修整備のための財源として繰り入れるものでございます。

同じく目27 庁舎建設基金繰入金2，304万1，000円の増額は、水道局東側駐車場の大型公用車車庫及び各課機材等保管用倉庫並びに舗装整備に係る基金繰入金でございます。

最下段の款21 市債、項1 市債、目6 商工債1億980万円の増額は、市民広場再整備事業に係る合併特例事業債6，220万円及び自然保養ゾーン四季の里旭志整備事業に係る辺地対策事業債4，760万円でございます。

同じく目10 災害復旧債、節4 衛生災害復旧事業債2億8，000万円の増額は、熊本地震に係る被災家屋等の公費解体・撤去・処分などに係る市債でございます。

同じく節9 教育施設災害復旧事業債1億630万円の増額は、泗水第2体育館の

地震災害復旧事業に係る市債でございます。

3 枠目に戻っていただきまして、款 1 8 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては、今回補正の財源調整でございます。

続きまして、歳出でございます。

3 6、3 7 ページをお開きください。

2 枠目の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 財産管理費、節 1 5 工事請負費 2，3 0 4 万 1，0 0 0 円の増額は、水道局東側駐車場の大型公用車車庫及び各課機材等保管用倉庫並びに舗装整備を実施するものでございます。

同じく目 8 企画費、節 1 3 委託料 9 6 8 万 8，0 0 0 円及び節 1 5 工事請負費 1 億 2，1 3 5 万 1，0 0 0 円の増額は、市民広場再整備事業に係る監理業務委託及び工事請負費でございます。

3 8、3 9 ページをお開きください。

最下段の款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 1 3 委託料 1，1 3 1 万 9，0 0 0 円の増額は、社会保障・税番号制度に係る旧姓や外国人の通称などの記載事項の充実に関するシステム改善に対する委託料でございます。国庫補助金として 1 0 0 % 交付され、市の負担はございません。

続きまして、4 2、4 3 ページをお開きください。

2 枠目の款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 1 3 委託料のうち、下段の児童育成クラブ指定管理委託料 1，6 9 1 万 4，0 0 0 円の増額は、放課後児童健全育成事業の新規補助メニューとして、支援員のキャリアアップ処遇改善事業が追加されたことと、児童育成クラブ運営の長時間開所に伴う加算分に係る委託料でございます。

同じく目 5 児童福祉施設費、節 1 9 負担金補助及び交付金 1 億 3，7 4 2 万 9，0 0 0 円の増額は、双羽幼稚園に対する認定こども園園舎改修分 5，6 1 7 万 1，0 0 0 円の補助金及び幼稚園園舎改築分 8，1 2 5 万 8，0 0 0 円の交付金の増額でございます。

4 6、4 7 ページをお開きください。

2 枠目の款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 1 林業総務費、節 1 7 公有財産購入費 4，6 0 2 万 8，0 0 0 円の増額は、旧市営牧場跡地が本年 6 月に水源涵養保安林として県の決定を受けましたので、土地開発基金より市へ土地を買い戻すための公有財産購入費でございます。財源は、環境整備基金を 1 0 0 % 繰り入れるものでございます。

4 8、4 9 ページをお願いいたします。

1 枠目の款 6 商工費、項 1 商工費、目 4 観光費、節 1 3 委託料のうち、上段の実

施設委託料170万円及び節15工事請負費4,866万4,000円の増額は、四季の里旭志のつり橋改修工事に伴う実施設計委託及び工事請負費と芝生広場遊具改修工事等でございます。

50、51ページをお開きください。

1 枠目の款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう新設改良費5,935万9,000円の増額は、市道北岸線の道路改良事業に係る委託料及び工事請負費等が主なものでございます。

同じく目3道路橋りょう維持費7,954万6,000円の増額は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく施設維持管理委託及び市道迫水線・柏木護線の経年劣化や大型車両の通行量増加による舗装補修整備工事が主なものでございます。

次に、56、57ページをお開きください。

1 枠目の款9教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、節13委託料457万5,000円及び工事請負費1,690万1,000円の増額は、東京オリンピックボート競技キャンプ誘致及びインターハイボート競技開催に向け、斑蛇口湖ボート場水道ろ過施設工事等でございます。

3 枠目の款10災害復旧費、項2衛生災害復旧費、目1衛生災害復旧費5億6,012万3,000円の増額は、熊本地震に係る被災家屋等の公費解体・撤去・処分などに係るものでございます。

最下段の款10災害復旧費、項4農林水産災害復旧費、目1農林水産災害復旧費、節15工事請負費5,900万円の増額は、6月24日から25日及び7月5日の梅雨前線豪雨により被災した林道竜門線に係る工事請負費でございます。

同じく節19負担金補助及び交付金1,020万円の増額は、熊本地震による被害について、平成28年度中の復旧が困難であった農地及び農業用施設に対する補助金でございます。

あけて58、59ページをお開きください。

1 枠目の款10災害復旧費、項7教育災害復旧費、目1教育災害復旧費、節13委託料251万7,000円及び節15工事請負費1億378万8,000円の増額は、泗水第2体育館の復旧工事に係る設計監理委託及び工事請負費でございます。

最下段の款10災害復旧費、項8総務災害復旧費、目1総務災害復旧費、節19負担金補助及び交付金1,040万円の増額は、現在、申請中の市内16行政区に対する地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金でございます。

それでは、26ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表、継続費でございます。

内容といたしましては、市民広場再整備事業の概算工事費が確定したことに伴い、

事業費総額及び実施年度並びに年割額を設定するものでございます。

続きまして、第3表、繰越明許費でございます。

内容としましては、自然保養ゾーン四季の里旭志整備事業及び教育施設泗水第2体育館災害復旧事業に係る繰越明許費を設定するものでございます。

27ページ、第4表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、地域コミュニティ施設等再建支援事業につきまして、施工時期が2年度にわたるものと、地震被害が甚大で複数年にかけて復旧が必要な地域コミュニティ施設の2件に対する債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第5表、地方債補正でございます。

内容としましては、公共事業等910万円の減額は、当初計画の市道橋梁4橋の補修から一部を点検推進へ事業内容を見直したもの、合併特例事業債1億1,940万円の追加は、市民広場再整備事業及び道路橋りょう新設改良事業に対するもの、辺地対策事業8,700万円の追加は、自然保養ゾーン四季の里旭志改修工事及び市道補修整備並びに斑蛇口湖ボート場整備に対するもの、災害復旧事業4億480万円の追加は、熊本地震に係る被災家屋等の公費解体・撤去・処分及び林道災害復旧並びに泗水第2体育館の復旧工事に対して地方債を計上しております。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第72号、平成29年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき66ページです。

予算の総額に268万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,112万3,000円とするものです。

補正の内容につきましては、平成28年度の決算確定等に伴う増額補正が主なものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

議案第73号、平成29年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただき74ページです。

予算の総額に4,923万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億9,390万4,000円とするものです。

補正の内容につきましては、平成28年度の決算確定に伴う熊本地震の保険料還付金及び支払基金返納金の増額補正が主なものとなっております。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第74号、平成29年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

でございます。

あけていただき84ページです。

予算の総額から1億349万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ6億8,644万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴う補正が主なものとなっております。

87ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

先ほどご説明しました、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、建設工事関係委託料を減額したことで、限度額を8,680万円とするものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

議案第75号、平成29年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき96ページです。

予算の総額に1,291万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ6億201万5,000円とするものです。

補正の内容につきましては、平成28年度決算確定に伴う消費税の増額補正が主なものとなっております。

99ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

下水道事業債につきまして、地方債対象外事業費の確定により、限度額を1億1,200万円とするものでございます。

次に、107ページをお願いいたします。

議案第76号、平成29年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただき108ページです。

予算の総額に22万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,126万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、定期人事異動に伴う人件費の組み替え及び職員共済費率の改定による増額補正となっております。

次に、115ページをお願いいたします。

議案第77号、平成29年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただき116ページです。

予算の総額に1,430万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,245万4,000円とするものです。

補正の内容につきましては、富納地区等の公共枘設置申請に伴い、管渠延伸工事が必要になったことによる増額補正が主なものとなっております。

あけて119ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

下水道事業債につきまして、管渠延伸工事が必要になったことにより、限度額を6,320万円とするものでございます。

次に、127ページをお願いいたします。

議案第78号、平成29年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき128ページです。

予算の総額に258万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ7億5,531万1,000円とするものです。

補正の内容につきましては、職員共済費率の改定による増額補正となっております。

次に、135ページをお願いいたします。

議案第79号、平成29年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただき136ページです。

今回の補正は、第2条の収益的支出におきまして、水道事業費を803万3,000円増額し、総額を6億2,571万9,000円とするものでございます。

内容としましては、職員の人事異動による人件費の組み替えと職員共済費率の改定による増額でございます。

次に、第3条の資本的支出におきまして、資本的支出を707万4,000円増額し、総額を3億6,998万6,000円とするものでございます。

内容としましては、水道事業におけるマッピングシステム再構築業務委託を実施するための増額でございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、750万8,000円を増額し、総額を6,132万円とするものでございます。

次に、議案第80号から議案第89号までは、平成28年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書につきましては、青表紙で厚目の冊子のほうで、平成28年度菊池市歳入

歳出決算書として製本いたしております。この決算書には、議案第80号の平成28年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第88号、平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を掲載しており、地方自治法の規定により、決算認定をお願いするものでございます。

次に、議案第89号、平成28年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本をいたしております。

地方公営企業法の規定により、水道事業会計利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第80号から議案第89号までの各会計の決算認定に当たりましては、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、各会計の決算に係る主要施策の成果等を添付しておるところでございます。

以上、決算に係る議案の説明とさせていただきます。

次に、また議案書に戻っていただき、143ページをお願いいたします。

議案第90号、市道路線の廃止についてでございます。

道路法の規定により、市道路線の廃止について、議会の議決をお願いするもので、144ページから145ページが廃止する広瀬農高線の内容及び位置図でございます。

次に、147ページをお願いいたします。

議案第91号、市道路線の認定についてでございます。

道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、148ページ、149ページが認定する広瀬農高1号線及び2号線の内容及び位置図でございます。

以上、議案第68号から議案第91号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前11時04分

開議 午前11時12分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 最初に、この場をおかりしまして、さきの6月定例市議会におきまして、江頭市長ご提案の監査委員の選任同意議案につきまして、皆様方のご承認を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

市民の目線で、その立場の代表として、公正中立の立場から懸命に頑張りますので、どうぞ皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成28年度決算における審査の報告をさせていただきます。

平成29年7月11日から8月8日におきまして、議員選出の松岡監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されておりまして、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符号し、誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

また、審査に付されました水道事業会計決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し、正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

監査の意見というようなことで、11ページから掲載しておりますが、それに沿って進みますが、11ページの計数の記述等については省略しまして、12ページの冒頭の箇所を述べさせていただきます。

予算執行面では、次の四つの事項に沿い、より市民の目線に立った機動的な財政支出の執行を求めます。特に、年度内における予算執行・点検力の強化を願います。1、収入の調定手続や、基金積み立て・取り崩しでの厳格な執行。2、適切な補正予算の編成措置や予備費の充用、予算流用等より慎重な取り扱い。3、固定的な委託契約や長年にわたる随意契約の総合的な点検。4、公有財産の適正な管理及び地方公会計の整備促進の点を特に強調させていただきます。

また、後半、13ページの最後の箇所のところについて述べさせていただきます。

昨年4月の熊本地震発生以降の復興への取り組みでは、全職員の職務面での献身的な対応ぶりに、市民からの昼夜を分かたぬ激務への感謝の念とともに、市政への

力強い信頼を再認識する機会となったものの、半面、熊本地震の復興等に対応することで、通常の事業が後回しにならざるを得なかった事項等も存在しますので、復興対応が落ちついていく次年度以降については、総合的でバランスのとれた行政推進をより求めます。

今後、菊池市第2次総合計画を初めとする各種計画に基づき、各種施策を推進される状況下において、熊本地震の発生直後から総力を挙げて復興を推進されている行政力のさらなる進化とともに、より健全な行財政運営が展開され、本市の限りない発展と公共の福祉向上が実現されることを切望しまして、決算審査意見とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で代表監査委員の報告を終わります。

○

日程第6 議案第92号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第6、議案第92号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第92号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第92号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、議案第92号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について、説明いたします。

議案書151ページをお願いいたします。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が、病院事業の経営移行先である地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に名称変更

することに伴う改正でございます。

なお、この規約は、平成29年10月1日から施行するとともに、熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村等と同文議決を行うものでございます。

以上、議案第92号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第92号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第92号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第7 報告第17号から報告第21号まで一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第7、報告第17号から報告第21号までを一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○総務部長（小川秀臣君） それでは、報告第17号から報告第21号までを一括してご説明いたします。

議案書のほうの153ページをお願いいたします。

報告第17号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

上段の健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、平成28年度は財政調整基金からの繰り入れを行ったため、普通会計の実質収支額は0となり、実質赤字比率も0.00となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合、実質収支が黒字でございますので、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計、特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となっております。

本市の実質公債費比率は8.3%となっておりますので、早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社、第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されますが、本市においてはマイナスとなるため、数値は表示されません。

下段の公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計を初めとする5会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

各会計においては、資金不足が発生していないため、資金不足比率についても数値は表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますけれども、今後、社会情勢の動向や施設老朽化による維持修繕費等の増大、合併の特例でもあります交付税の優遇措置の期限切れ等を考慮した場合、大幅に悪化することも見込まれるため、今後、さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えられます。

以上、ご報告申し上げます。

次に、155ページをお願いいたします。

報告第18号から報告第21号は、地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、155ページ、報告第18号でございます。

あけていただき156ページが、専決第13号専決処分書で、災害ごみ搬入車の

事故による損害賠償に係る額の決定について、平成29年6月28日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成29年4月28日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、熊本地震により被災した家屋の災害ごみを災害廃棄物の仮置場に搬入した際、車の右前のタイヤがパンクし、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は2万8,944円で、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、157ページ、報告第19号でございます。

あけていただき158ページが、専決第14号専決処分書で、災害ごみ搬入車の事故による損害賠償に係る額の決定について、平成29年6月28日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成29年4月28日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、熊本地震により被災した家屋の災害ごみを災害廃棄物の仮置場に搬入した際、車の左前、右後ろ及び左後ろのタイヤがパンクし、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は1万2,236円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、159ページ、報告第20号でございます。

あけていただき160ページが、専決第15号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、平成29年7月25日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成29年5月2日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道の舗装劣化により小石が弾き飛ばされ、市道に隣接する民家の玄関及びガラスを損傷させたものでございます。

損害賠償の額は2万952円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、161ページ、報告第21号でございます。

あけていただき162ページが、専決第16号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、平成29年7月25日に専決処分したものでございます。

事故発生日は平成29年6月21日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道の舗装劣化により陥没した箇所を走行した車両のタイヤ及びホイールを損傷させたものでございます。

損害賠償の額は5万5,890円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第17号から報告第21号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 財政健全化法に基づきます審査意見を述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました平成28年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率及び公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、8月1日から8月8日におきまして、議員選出の松岡監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第8 請願第2号及び陳情第1号から陳情第3号まで一括上程

○議長（森 清孝君） 次に、請願第2号及び陳情第1号から陳情第3号を議題とします。

請願第2号及び陳情第1号から陳情第3号は、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る31日午前10時から開き、質疑、委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日、8月29日の正午までに事務局に提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前11時30分

第 2 号

8 月 3 1 日

平成29年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成29年8月31日（木曜日）午前10時開議

第1 質 疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1 番	後 藤 英 夫 君
2 番	平 直 樹 君
3 番	東 奈津子 さん
4 番	坂 本 道 博 君
5 番	水 上 隆 光 君
6 番	出 口 一 生 君
7 番	猿 渡 美智子 さん
8 番	松 岡 讓 君
9 番	柁 原 賢 一 君
10 番	工 藤 圭一郎 君
11 番	城 典 臣 君
12 番	大 賀 慶 一 君
13 番	岡 崎 俊 裕 君
14 番	水 上 彰 澄 君
15 番	泉 田 栄一朗 君
16 番	森 清 孝 君
17 番	樋 口 正 博 君
18 番	木 下 雄 二 君
19 番	山 瀬 義 也 君
20 番	境 和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	坂 口 啓 介 君
総 務 部 長	小 川 秀 臣 君
市民環境部長	上 田 俊 介 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	山 本 幸一郎 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 敏 雄 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅 四郎 君
農業委員会事務局長	前 田 浩 規 君
水 道 局 長	古 田 浩 敏 君
監 査 事 務 局 長	水 上 望 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	清 水 登 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○議長（森 清孝君） 日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっています。質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

初めに、東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、日本共産党、東奈津子です。

議案第70号、菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お尋ねします。

本条例の改正は、上位法の改正によるものですが、今回の上位法の改正の主な内容は何でしょうか、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。東議員の質疑にお答えいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法ですが、本年6月2日に公布され、7月31日に施行されました。

これまでの企業立地促進法による制度では、企業の立地を促進し、産業集積に一定程度寄与したと評価はされておりますが、地域の経済的波及効果が十分に認められていないこと、非製造業の事業者の多くが主要な支援措置の対象外であったこと

などが課題となっております。

また、近年、地域経済における事業環境の変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化し、特に、今後、成長が期待される分野としまして、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、第4次産業革命分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、ヘルスケア・教育サービス分野などの6分野が挙げられております。

これらの分野において、地域の特性を生かし成長性の高い新たな分野に挑戦し、地域経済を牽引する事業者に対して集中的に支援する措置が設けてあります。

主な支援措置としましては、専門人材による人的支援、設備投資に対する減税措置、財政・金融面の支援としての地方創生推進交付金の活用、地域経済分析システム（リーサス）や情報処理推進機構などによる情報支援、緑地面積率の緩和を初めとする規制の特例措置などがございます。

このような国の法律に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定することになっております。

熊本県におきましても、45市町村と共同で熊本県地域未来投資促進基本計画を作成し、各市町村から出されました重点促進区域を含む地域経済を牽引する特性などについて、国の同意を求めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 今、主な法改正による支援の措置が述べられましたけれども、その中の2点について、再質問をさせていただきます。

今回の上位法の改正によって、先ほど述べられた規制の緩和というところで、地域経済牽引企業のために、この間、原則、転用不可としてこられた優良農地の転用は可能となるのでしょうか。

もう1点は、同じく地域牽引事業者の求めに応じて、公共データ、これが提供することができるようになるのか。

その2点を、法改正で可能になるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいま2点の質問があったかと思えます。

まず最初に、主な支援措置の中で、農地転用の許可等についてのお尋ねだったかと思えます。

先ほど申し上げました規制特例措置等の中で、農地転用許可、市街化調整区域等

の開発許可に係る配慮という項目がございまして、これにつきましても、現在、要綱等の調整を関係省庁で行っているところとございまして、現時点でのこの配慮の範囲というのが明確に示されておられません。これにつきましては、はっきりし次第、お答えできるかというふうに思います。

それから、もう1点の情報に関する支援措置の中で、地域経済分析システムのことではなかったかと思いますが、これにつきましても、現在のところ、まだ詳しい内容については把握しておりませんので、今後のことになるかと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

○3番（東 奈津子さん） はい、終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） おはようございます。猿渡です。

議案第69号、菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、質問いたします。

18ページの条例の改正に関する記述の中で、(1)のアの途中から、「その他の記録等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。））」でつくられる記録」という、とてもわかりにくい表現があるのですが、これは具体的に言えば、どんな情報であるのかということ。

2点目に、イのところ、個人識別符号が含まれるものというのは、具体的にどういうものであるかという点をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、猿渡議員の質疑にお答えします。

今回、菊池市個人情報保護条例の一部改正により、個人情報の用語の定義を改正いたしますのは、現代社会における情報通信技術の発展に伴い、多種多様な情報が個人情報として扱われることとなったため、市の個人情報の定義を、国の個人情報保護法における個人情報の定義と同一化させるための改正であります。

お尋ねの、電磁的記録、いわゆる電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式でつくられる記録であって特定の個人を識別することができるものとは、身体的な特徴など本人を判別できる映像情報、本人の氏名が含まれた音声録音情報、ホームページ・SNS等で公にされている特定の個人を

識別できる情報などです。

次に、個人識別符号とは、特定の公的・民間サービスの対象者ごとに割り振られるパスポート番号、免許証番号、基礎年金番号、クレジットカード番号などが該当するとされております。

また、身体の特徴をパソコンなどの電子計算機により変換し、ソフトウェア等により本人認証ができるようにした、DNA、指紋データ、声紋データ、顔認識データなども、個人識別符号として該当することとなります。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 時代の流れに応じて、今、述べられたような情報が新たに保護すべき個人情報としてつけ加えられたという趣旨はわかりました。

提案理由の中で、上位法が2点書いてありますが、そのうちの一つ、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律というのが出てきますが、これは行政の持つ個人情報を匿名加工した上で、民間の求めに応じて提供できるようにした法律だと理解しておりますが、菊池市は、今度の個人情報保護条例の一部を改正する目的の中に、行く行く民間に匿名化した個人情報を提供するつもりがおありなのかどうかということについて、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 現在、個人情報保護条例の一部を改正するというところで進んでおりますけれども、個人情報の活用につきましては、それぞれ、また民間の企業等にも提供されるということで、現在、上位法の中に非識別加工情報というものもございます。これにつきましては、情報通信技術の、先ほど議員おっしゃいましたビッグデータ分析等のものを行って、いろいろな情報の提供がされますけれども、今回の本市の保護条例の改正については含めておりません。今後、国・他自治体等を参考にしながら研究してまいりたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） おはようございます。

議案第68号、きくち暮らしお試し住宅条例の制定についてをお尋ねしたいと思います。

この条例制定で、この条文を1条からずっと12条まで読みますと、この中で、第7条の第2号の「使用者は、周辺住民と友好的に日常生活を送らなければならない

い。」とされております。このことがどうしても気になりましたので、お尋ねしたいと思います。

何か具体的な懸念があるのか、それと、やはりこういう条例をつくる時には、何かを参考にして条文等を考えられたと思いますので、参考例があるならば、そのことをお答えいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 皆様、おはようございます。工藤議員のご質問にお答えいたします。

きくち暮らしお試し住宅条例第7条第2号の「使用者は、周辺住民と友好的に日常生活を送らなければならない。」とは、具体的にどういうことを懸念されているのか、また、参考にされた条例はあるのかということについての質問だと思います。

まず、本条文は、利用者の地域生活における理念を示したものでございます。

本市といたしましては、利用者は単に日常生活を送るだけではなく、日常生活の中で、近隣住民の方の話を聞くなど、友好的に交流を持つことによって、地域住民の方から親身なアドバイスをいただいたり、より深く菊池を知ってもらいたいという思いから条文化したものであり、特に具体的な懸念する事項があるというわけではございません。

また、条例制定に当たりましては、条例全体については、他市町村、先行市町村の条例を参考にはしておりますが、本条文に関しては、他の団体の条例を参考にしたものではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第68号から議案第91号まで及び請願第2号、陳情第1号から陳情第3号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成29年第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第68号	きくち暮らしお試し住宅条例の制定について
	議案第69号	菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
	請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
	陳情第1号	七城地区公民館の譲渡に関する要望書
経済建設 常任委員会	議案第70号	菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第90号	市道路線の廃止について
	議案第91号	市道路線の認定について
	陳情第2号	森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める陳情書
	陳情第3号	熊本地震による被害からの商工観光復興に関する要望書
予算決算 常任委員会	議案第71号	平成29年度菊池市一般会計補正予算（第3号）
	議案第72号	平成29年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第73号	平成29年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第74号	平成29年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第75号	平成29年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第76号	平成29年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第77号	平成29年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第78号	平成29年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第79号	平成29年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第80号	平成28年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第81号	平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第82号	平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第83号	平成28年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第84号	平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第85号	平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第86号	平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第87号	平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第88号	平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第89号	平成28年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、9月1日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時17分

第 3 号

9 月 1 日

平成29年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成29年9月1日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	後藤英夫君
2番	平直樹君
3番	東奈津子さん
4番	坂本道博君
5番	水上隆光君
6番	出口一生君
7番	猿渡美智子さん
8番	松岡讓君
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
13番	岡崎俊裕君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	坂口 啓介 君
総務部長	小川 秀臣 君
市民環境部長	上田 俊介 君
健康福祉部長	中村 隆純 君
経済部長	谷田 修 君
建設部長	淵邊 政博 君
七城支所長	榎田 邦昭 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	山本 幸一郎 君
財政課長	中村 喜範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永 孝博 君
市長公室長	上田 敏雄 君
教育長	原田 和幸 君
教育部長	大山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	前田 浩規 君
水道局長	古田 浩敏 君
監査事務局長	水上 望 君

事務局職員出席者

事務局 長	徳永 裕治 君
事務局 課長	清水 登 君
課長 補佐	松原 憲一 君
議 会 係	安武 則貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 皆様、おはようございます。

一般質問に先立ちまして、8月29日の朝、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、北海道上空を通過、太平洋上に落下させる暴挙に出ました。国際社会の反発が強い中でミサイル発射しておりますが、全国瞬時警戒システム（Jアラート）が12都道府県で避難を呼びかけました。その中で、16市町村で防災無線のトラブルが発生し、警報が流れないトラブルが発生しております。

私は、6月の一般質問におきまして、「危機管理について」と題し、Jアラートの運用について聞いております。その際、九州方面へミサイルが発射された時点で、Jアラートの警報システムで避難警報が出されるとの答えでありましたが、市として、いま一度、Jアラートの点検をされ、万全の体制をとられ、市民の安心・安全を守られますようお願い申し上げますとともに、北朝鮮が弾道ミサイル発射をやめることを願いながら、一般質問させていただきます。

まず初めに、竜門ダムについてお伺いをしたいと思います。

7月23日、2017竜門ダムフェスタ・感謝祭が、ダムが完成して15周年ということで盛大に開催されました。

このダムの目的は、洪水調整、河川環境の保全、かんがい、工業用水として、さまざまな目的で建設されました。ダムにより洪水発生も抑えられ、水がなく、作物栽培ができなかった地域で栽培ができるようになり、工業地帯では、工業用水として工業製品の製造等にダムの水が利用され、多くの方々に水の恩恵をもたらした功績は大だろうと考えます。

そこで、竜門ダムにより恩恵を受けている自治体はどれだけありますか。自治体

の数をお示しください。

まず、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、改めまして、おはようございます。ただいまの城議員の第1回目の質問にお答えしたいと思います。

竜門ダムの恩恵を受けている自治体ということでございますが、竜門ダムの管理については、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所が行っておりますので、問い合わせをいたしましたところ、治水に関しましては、迫間川沿川から迫間川合流後の菊池川沿川になり、菊池市、山鹿市、和水町、玉名市の4自治体でございます。

利水に関しましては、重複している自治体もありますが、かんがい用水として菊池台地用水土地改良区管内の菊池市、合志市、山鹿市、大津町及び熊本市の旧植木町の5自治体でございます。玉名平野土地改良区管内のあと玉名市、長洲町及び熊本市の西区の3自治体、それと都市用水、これは工業用水と水道用水になりますが、この都市用水としまして、長洲町、荒尾市及び大牟田市の3自治体になります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今、お答えの中にもさまざまな自治体が入っておりました。

ダムにより恩恵を受けている方々がおられる一方で、地下水の枯渇で、生活水、農業用水の確保ができなくなり、今までの生活が一変し、不自由さと将来の不安を抱いておられる地域がございます。そこは大分県日田市上津江町の山村に16世帯が住んでおられる地域でございます。竜門ダムへ水を供給する津江導水路建設に伴い、地下水の漏水が発生して、水が枯渇しております。生活をしておられます地下300メートルの地点を導水路建設で導水路が通っております。そこで井戸の水や湧き水、沢の水等が枯渇しております。私も、先日、その地域に出向いて視察してまいりました。そこで見たのは、沢の水がほとんど流れておらず、少しの水が流れておりました。池の水もパイプからきれいな湧水が以前は出ていたそうでございます。しかし、そのパイプからも水は出ておりませんでした。以前は、その池でヤマメを飼っておられたそうですが、ヤマメはきれいな水でないと生きていけません。今はコイを飼っておられました。このように、自然のヤマメもいなくなり、魚の生態系も侵されております。

そこにお住まいの津江水資源環境保全組合長にいろいろとお話を伺いました。生

活用水はどのようにされているのかお聞きしましたところ、国土交通省が下の地域からポンプアップして、その地域に供給されておるそうです。その住まいに行く間に何カ所か水をためる水槽が建設されておりました。もちろん前に使われていた湧水とは違いますので、事は重大です。

竜門ダムには、津江導水路とあわせて、私の地元立門からも導水路が掘られ、水がダムへ供給されております。立門導水路からは漏水はしていないようです。組合長に尋ねました。津江導水路の漏水はどれだけの量なのかとお聞きしました。これによると、年間1,200万トンの地下水が漏水しているそうです。導水路建設が始まって、もう間もなく、高压の漏水が始まったと。当時の新聞にも掲載されております。長年かかって蓄えられた貴重な湧水が失われていったんです。この導水路から供給されるはずであった上津江町の川原川等の川からは、導水路を通して竜門ダムへ流れるはずであったんですが、一滴も流れていない。漏水の水だけが流れていると。現在もそうだということです。流れ込んでいるのは、上津江町の方々が生活用水として利用されていたきれいな湧水だけが年間1,200万トンも流れ込んでいるという皮肉な結果となっております。

今回の現地調査には、ダムは県が管轄し、また、大分、熊本、両県をまたぐ事柄でございますので、公明党の県会議員を同行して行いました。このようなことが起きていることを県の方も余り把握していないようで、話題にもなっていないみたいです。県議のほうから、竜門ダムに対して、年間、多くの予算がダムに使われているということを組合長に話されますと、組合長もびっくりされておりました。この理由が、農業用水も、工業用水も、当初の計画どおり、水の運用ができていないためとの話をされておりました。

そこで、お聞きしますが、正確なこの数字と、当初の水利用の計画と現在とではどれだけの水が利用され、どれだけの差があるのか。また、県は、年間幾ら、竜門ダムに対して予算措置をとっているのか、金額をお示ししていただきたいと思ます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） ただいま2点ほどご質問をいただきましたので、ご回答したいと思います。

まず、竜門ダムが設定していた補給量ということでございますけども、水利権許可上の最大取水量としてお答えいたします。かんがい用水が9.647立方メートル毎秒、工業用水が0.948立方メートル毎秒、水道用水が0.209立方メートル毎秒となっております。また、現在の補給量でございますけども、河川の水量に

より補給量の変動が大きく、年間や経年的な補給量が示しづらいため、かんがい用水のうち、ダムより直接取水する菊池台地用水土地改良区のみを報告させていただきます。菊池台地用水土地改良区の水利権上の年間最大取水量は5, 238万立方メートルでございます。実績につきましては、おおむね3, 000万立方メートル程度取水されている状況とのこととございました。この差につきましては、転作によるものや、かんがい用水の未整備地区によるものと考えております。

あと、ダムの維持管理に対する熊本県の予算措置でございますけれども、有明工業用水分として維持管理費の一部を負担しているとのこととございます。竜門ダムの年間維持費が大体約7億円というふうに聞いております。そのうち、6%から7%を負担しているということでございますので、約4, 000万から5, 000万程度の年間の県からの負担というふうに聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今のお答えでも、結局、当初と現在とのどれだけ違っているのか、ちょっとわからなかったので、もう一度、お答えしてもらっていいですかね。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 当初の計画量と現在の使用量ということのお尋ねでございます。

菊池台地用水土地改良区のみでございますけれども、年間最大取水量5, 238万トンに対して3, 000万トン程度取水されているということで、その差は2, 238万トンでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） それでは、2, 200万トンが当初の計画から、言うなれば利用されていないということで理解してよろしいですかね。このような現在のダムの状況を県議から組合長のほうに話されておりました。そうしたら、そういうことなら上津江の水は流さんでもよかったですたいと、怒りを込めて話しておられました。

上津江の皆さんの願いは、もとのきれいな湧水に戻していただきたいというのが本音でございます。でも、そこまで要求しても、今の状態ではどうしようもないこともわかっておられます。が、きれいな湧水がダムに流れ、自分たちはろ過した水を飲まなければならない。また、地下水を利用していたときはお金も発生、水道料

も発生していなかったのに、今は水道料も払っているということで話されました。その組合長の腹立たしい気持ちがよく伝わってきたところでございました。このようなことが起きていることを市長はご存じだったのか、市長にお答え願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。今、城議員から竜門ダムに伴います上津江地区での漏水の件ということで、このことを知っていたかというご質問でございますが、私も先般の新聞記事でこのことを承知したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 新聞紙上でお知りになったということでございます。今回の事柄を国が考えること、県が考えることで済まされていいのかと私は考えます。

先ほど、恩恵を受けている自治体名を示していただきましたが、ダムにより恩恵を受けている自治体で、何らかの手当てを考え、迷惑しておられる地域に形として何かお示しできないかなという思い、考えが私にはあります。例えば、今回、大分で大雨の際、膨大な量の立木の流出があり、甚大な被害が出ております。山の手入れをするのも一つの方法だろうと思います。湧水の漏水で山の保水力が失われ、山林の木が育たないかもしれません。そのために、恩恵を受けている自治体で、例えば水税のようなものを設けて、水の保全なり、上津江と菊池で交流を深め、健全な水環境づくりなどを考えるのはどうでしょうか。

上津江町の組合の方々も、さまざまな要望を国土交通省にされております。それはそれとして、菊池市は、市として恩恵を受けている自治体のまとめ役となり、迷惑している上津江町の方々へ誠意を見せるべきではないかと考えます。

私は、上津江町の組合長とは二十数年来のつき合いで、このようなことが起きていることは前々から存じておりました。7年何カ月前に議員となり、この地域で起きていることをいつか一般質問で菊池市民の皆さんにも知ってもらおうよう話をしますと話しておりました。

今回、15周年の節目でもあり、6月29日から、市長がさっき言われました、連載で熊日新聞が竜門ダムを取り上げてくれました。引用させてもらうと、「湖底のふるさと」と題し、自分の住む地域が水没し、望郷の思い、美しい風景、集団移転の苦勞、ダムにより水没した地域に住んでおられる方々の思いが掲載されてお

ました。また、さらに続けて、「地下水枯れ、竜門ダム湖へ」という見出しで、上津江村の現状を紹介してありました。新聞を読まれた方もおられると思いますが、私が今述べたことが事実として起きているんです。

また、上津江村とは、文政元年（1818年）の大干ばつのときに「文政の水げんか」が起きております。そのころにさかのぼるんですけども、そのときの歴史は詳しくは申しませんが、そのとき、計画されたのが上津江村の川原川に堰をつくり、井手を引き、兵戸峠を六つのトンネルで越え、菊池川に流すということでありました。幕府の許可、日田の代官所との交渉や、かなりの難工事で完成まで10年を要したと文献にあります。完成後は183町歩の面積を水田に変えたとあります。そして、上津江村と水使用の合意は昭和32年まで使用され、その後は上津江村との協定は更新されなかったと書いてありました。

このように、菊池市は、上津江、現在の町から、約200年も前から恩恵を受けているんです。このようなことから、今、起きていることに対して、知らぬ存ぜぬでは済まされないと考えます。

そこで、いい機会ですから、市長も上津江町の水が枯渇した地域を視察して、先ほど述べました森林保全や水質、水源環境交流などできませんでしょうか。菊池市が先導して、迷惑している地域に手を差し伸べ、感謝の気持ちをあらわす気持ちはないか、市長の考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま城議員のご質問で、上津江地区の漏水問題に対して、市として何かできないだろうかというご提案でございます。

そもそも竜門ダム自体は、運用開始以来、治水・利水等でさまざまな恩恵を流域にもたらしてきたわけでありまして、このことは私どもの共通の認識であるわけがあります。

先日も、国交省のご協力のもとで、流域の関係機関、諸団体の皆様が多数参列くださいまして、感謝祭がとり行われたわけでありまして、このことが竜門ダムの貢献の大きさを示す一つの証左であろうというふうに考えております。また、当日は、1,000人以上もの来訪者があったと聞いておりまして、ダムの歴史や役割についての理解が深まったものというふうに考えております。また、こうした水の恩恵を受けることができるのは、ひとえにダム建設のために住みなれたふるさとを提供して、移転された多くの方々のおかげだということに、改めて敬意と感謝の意を強くした次第でございます。

今、ご指摘のありました上津江地区の沢の水、大量漏水により枯れているという

ことについては、先ほど申し上げたとおり、新聞記事で知りまして、私も大変驚きました。菊池市が、例えば水税等で何か誠意を見せるべきではないかというご意見でございます。私自身も、常日ごろから、この水の恩恵ということについては、大変心の底から感謝しているところでございます。ですから、導水路工事によりまして上津江地区の大事な水源が枯れ果てて、非常にご苦労されていると新聞記事を見まして、驚きとともに、議員同様、大変心を痛めているところでございます。

しかしながら、この導水路工事自体が国の事業によるものでありますし、また、今、国営事業の中で補償工事等が行われており、現在も国土交通省において適切に対応されているというふうに考えておりますので、当面は工事の進捗や国の対応を見守りたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 先ほども言いましたように、国土交通省の場合は国土交通省としてやっておられますけども、私は、市としての迷惑しているところに対しての市独自のほかに何かできないかを聞いております。市長が英断されれば、別に視察をしてもいいんじゃないかならうかと思っておりますし、また、私も県のほうにはつなげておりますので、うちの県会議員の話では、大分の県会議員等と連携をしながら、この問題が発生しているということをもっとまた調べていくという話でありますし、市長がこういう菊池市としての考えをここで本当は述べていただきたいんですけども、視察でもする気持ちはないのか、もう一度、聞きたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 視察だけでもする気はないかというご質問でございますが、視察自体は可能だというふうに考えます。ただ、視察したときに、私どもがどういう立場で、何ができるかということもあわせて考えることが本来の責任ある立場というふうには考えております。視察については、それ自体、切り離れた形で考えることは可能かというふうには思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） それでは、視察も前向きに検討していただきたいという願いをいたしまして、次に行きたいと思っております。

水源林造成事業についてということでお聞きしたいと思っております。

昨年12月議会、一般質問で提案させていただきました、水源林造成事業を行う森林整備センターと今後の利用展開について、市としての取り組みについてお聞きしたいと思います。

まず、この事業を市として前向きに捉えてもらったことに対しては感謝したいと思います。改めて事業の概要を説明していただきたいと思います。私が伝えた事柄よりも詳しい内容があると思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） おはようございます。ただいま城議員のご質問にお答えいたします。

水源林造成事業は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが事業を実施されております。

事業の目的は、奥地水源地域の民有保安林を水源林として造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給、二酸化炭素の吸収など、森林の公益的機能の発揮に貢献するものとなっております。

事業対象としましては、国有地以外の水源涵養などを目的とした保安林、または保安林指定予定地であること。現況に木が生えていない無立木地であり、人工植栽により造成を行う必要がある5ヘクタール以上の土地であること。また、その土地がダムの上流域や水源奥地であることなどの要件を満たす必要があります。

事業の仕組みといたしましては、森林整備センターの現地調査や林野庁による事前評価をクリアした後に、土地所有者・森林整備センター・造林実行者の3者による契約期間80年の分取造林契約を締結します。契約した山林に係る植栽・下刈り・除伐等の施業経費は、森林整備センターが全額負担され、間伐・主伐を行った際の収益は、分取割合、市有林の場合は市が50%、森林整備センターが40%、造林実行者が10%の割合に応じて配分される内容となっております。そのため、土地所有者の経費負担がなく、山林造成ができる事業となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今、詳しくご説明していただきました。

今回、聞くところによりますと、旧市営牧場跡地をその森林整備センターに委託するように、今、準備をされているということでお聞きしました。これはいいところに目をつけられたなという思いがします。

この市営牧場跡地はさまざまな問題が起きて、地元としても悩ましい存在でした。

私が議員となってすぐにこの牧場跡地の問題解決に動き、最終的に市が取得することで一件落着となり、安堵したところでございました。しかしながら、森林にするにもかなりの額の予算が伴うので、市としても考えるところだったと思います。

それで、今、市営牧場跡地を森林整備センターに委託する準備をしておられるようですが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお示しいただきたいと思っています。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでの取り組み状況といたしましては、城議員から情報提供を受けまして、昨年11月に森林整備センターを訪問しまして、事業内容の確認をまず行ったところでございます。

その後、本年に入りまして、5月に再度、森林整備センターとの協議を行いまして、市が所有します旧市営牧場跡地が事業区域に該当するかどうかの確認とあわせまして、分収造林契約の申し込みに必要な書類の確認を行ったところでございます。その際、森林整備センターより、現地の確認を要望されましたので、6月に森林整備センター、菊池森林組合、菊池市の3者で現地調査を行ったところでございます。

現在の進捗状況としましては、分収造林契約の申し込みに向けまして、各種資料の作成を行っているところでございます。周辺の所有者との境界確認資料の作成のための所有者情報の確認や、図面の作成等の事務を進めているところでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、分収造林契約の申し込みを本年10月までに行いたいと考えております。

その後につきましては、順調にいきますと森林整備センターとの協議を経まして、林野庁での評価結果が事業に適合すると判断されれば、事業への取り組みが可能となり、契約を締結することになると考えております。

契約の時期につきましては、林野庁より評価結果が出る平成30年4月以降になると思われます。

また、事業の着手時期につきましては、植栽等も考慮しますと、平成30年9月以降になるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 順調に進んでいるということで、安堵しております。また、平成30年9月以降には、そう決まれば事業に着手できるということでもありますの

で、それに向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私が提案したことがかけ橋となって、この問題が発生しないよう契約をされて、長年の市営牧場跡地の問題から解放されれば、万々歳かなと思います。また、市も、今後、予算措置を考えることもなく、市営牧場につき込むであつたであろう予算も他の事業に、例えば福祉、教育等に回せます。そうなれば市としてもいいことでもあります。この意味からも、他の自治体の模範となるんじゃないかなと考えるところでもあります。

ほかにこういう森林整備センターと契約している自治体があるのか、ちょっとこれをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） この事業に他の自治体で実施している団体はあるかというご質問ですが、近隣の市町村におきましては、山鹿市、大津町で実施されております。

山鹿市では8件、約132ヘクタール、大津町では4件、約69ヘクタールの分収造林契約をされております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今、答えられたのは、市の所有の山のことですか。その大津町、山鹿市の個人の所有の山なんですか。どっちなんですかね。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの数字につきましては、森林整備センターよりいただいた各市町村における契約状況ということでいただいておりますので、市有林、それから、私有林含めたところの面積の数字になっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） それでは、今回、菊池市が旧市営牧場跡地を森林整備センターに委託するということは、自治体として初めてということはないけど、私有林も含めたところではなく、市の持ち物をとということになれば、菊池市が初めてだということに理解してよろしいんでしょうね。そういうことだと思います。ですから、森林整備センターとしては、この内容まではちょっとお知らせできないのかもしれない

せんけども、市の単独でやるということは菊池市が初めてじゃないかなという思いがします。その意味でも、やっぱり他の模範になってもらえればなという思いがします。

最後に、提案ですが、森林整備センターと契約できた暁には、菊池森林組合に一連の作業は委託されるものと考えます。今後、契約後は事業に着手されて、10年間ほどは苗の植えつけ、下刈り作業、除伐、間伐等、山にする作業が出てまいります。その作業を地元水迫地区の皆さんに声をかけていただき、作業をしてもいいよと言われるのであれば、森林組合へ水迫地区の方々に仕事ができるように働きかけていただきたいと思います。いかがですか、お答え願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの質問にお答えいたします。

分収造林契約は、土地所有者である菊池市、森林整備センター、造林実行者の菊池森林組合の3者による契約を予定しております。

契約締結後においては、苗の植えつけ、下刈り、枝打ち、間伐等の作業についても、造林実行者である菊池森林組合が行うことになり、現地の作業等につきましては、菊池森林組合の施業体系の中で検討されることになると思います。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） だから、地元で作業ができるように働きかけてもらえませんかという、部長が言われたのは事実で、それはそれでよかです。本当に迷惑してきたということで、仕事がされるのであれば、また向こうも潤いますし、いいんじゃないかなという思いがします。ですから、お聞きしているんであったんですね。

では、市長に聞きます。水迫地区のようにこういう迷惑したところもありますし、作業等を森林組合に委託される場合は、水迫地区の皆さんに声をかけていただくように働きかけていただけませんかということでもあります。いかがですか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご質問でございますけども、この分収造林事業につきまして、まだ契約が整っているわけではないわけでありまして、もし成立すればという前提でお話をいたしますと、菊池市、それから森林整備センター、そして造林実行者の菊池森林組合の3者による契約ということになるかと思っております。ですから、私どもが、もし契約が成立した際に、森林組合さんに、その先の業務の委託先

をどうこうということは言える立場にございませんけども、要望としては強くお伝えするという事は十分可能であろうと思いますので、その範囲で十分に私どもの考えというのは共有していただけるようお願いする予定ではございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 契約が最後までできますようにお祈り申し上げまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） これで城典臣君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時45分

開議 午前10時51分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） おはようございます。議席番号5番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろいろな質問をしていきたいと思っております。

今回は、人口増について、公園について、最後に公共施設について、質問をさせていただきます。

まず最初に、人口増について質問します。

日本全国、どの地方、地域においても、若年層の都市部、また、その周辺への流出ということで、地域の人口減少というのは顕著にあらわれてきているところがあります。この現象を、これはこれでもうしようがないなど見るのか、はいつくばってでも地域を復活させ、人口増につなげるんだと思うのか、まさにその瀬戸際にあると思っています。国としての枝葉である地方がきちんとしっかりすること、きちんとしっかりさせることが、必ずや日本国のためになるという信念を持っている私でございます。きょう、ここに、人口増について、そういうことからして質問させていただきます。

人口増のために、菊池市、本市は、将来、市営住宅建設と宅地分譲のどちらに重点を置くのかという質問と、泗水の苗畑事業所跡地、私も現地を見に行きましたけれども、非常に環境のいい、公園もそばにあって、菊池市でも有数の、多分、宅地

分譲になるんじゃないかなというすばらしいところでした。その苗畑事業所跡地の面積、また、現況、また、でき上がりのどれぐらいの戸数を考えておられるのかをお尋ねし、いつごろでき上がるかと、不動産業者との提携になるのかというところをまず最初に質問します。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 水上議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市営住宅の建設と宅地分譲のどちらを重点に置くかということでございますけども、まず、市営住宅は、公共施設等総合管理計画等に基づき、増築となる新規建設計画はございません。また、宅地分譲につきましては、前回の定例会でもお答えしましたとおりでございますが、市が民間所有地を取得して分譲するやり方はリスクが大きく、困難であると考えております。

しかし、伊坂住宅跡地など、利用計画のない市有地につきましては、売却し民間による有効活用を促したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 皆様、おはようございます。2点目の泗水の苗畑事業所跡地の土地活用計画についてですが、まず、経緯と現況についてご説明させていただきます。

泗水町吉富の、富の原地区にございます苗畑事業所跡地につきましては、公園整備及び老朽化したしました朝日東団地の建てかえに伴います市営住宅建築の事業用地として、平成22年度に九州森林管理局から5万5,600平方メートル余りを購入いたしております。

平成23年度から平成25年度に都市整備課においてですが、憩いの森公園及び市営住宅富の原団地を整備いたしました。富の原団地の整備が事業縮小等されたこともあり、3筆1万4,887平方メートルを残地として企画振興課のほうで管理してきたところでございます。

この残地の利活用計画といたしましては、近接いたしております朝日東団地跡地、こちらが面積としては8,920平米ぐらいでございます。こちらとの一体的な土地活用を検討しております。子育て世帯を中心とした定住人口の促進、地域の活性化及び良好な市街地の整備を条件といたしまして、先ほど質問がありました建設戸数なども含めて、民間事業者などの柔軟な発想、企画による提案を募る公募型プロポーザルなどによる今年度中の売却を前提に、現在、準備を進めているところでござ

います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 先ほども言いましたけれども、非常にいい環境というか、立地条件である苗畑事業所跡地の開発が成功してくれることを願っております。

都市部では、どちらかという、業者が勝手に人口増を商売としてやってくれるという面があります。本市は、菊池市は、まだなかなか家を建てませんかみたいな呼びかけもやっていないような感じがしています。人口増への環境づくりがなかなか難しいというところでもあります。

そこで、提案ですけれども、通勤という観点から、どうしても隈府周辺というのは肥後の奥座敷というような呼び方もされるぐらいのところでもありますので、大津のほうから来て、菊池に来て、行き当たって山鹿のほうに曲がっていくと。山鹿のほうから来て、またそこにたどり着いて、そこをまた右の方へ行って、大津へ行かなきゃならないというような立地のところにありますので、通勤圏という観点から、隈府周辺というよりも、泗水が、先ほどから出ていますように、人口が伸びていると、伸びるということが予想されるということを考えると、七城も須屋へ抜ける通勤道があります。泗水はそのままでも多分伸びていくでしょう。旭志もいつも言っています国道325号沿い、空港にも近い、大津駅にも近い、東バイパス、あちらに抜けようという通勤圏の人は必ず国道325号沿いだったら魅力を感じるはずでございます。そういうことからして、通勤圏として、七城、泗水、旭志に若年層を呼び込むニュータウンをつくるべきと私は思っています。その辺のお考えもお尋ねいたします。

それから、平成28年12月定例会で、先ほど申しました旭志の国道325号沿いでも宅地開発をお願いしますという質問をしました。そのとき、やはり農振地、農振法の問題が出てくるわけでございますけれども、そこで、山林の宅地開発ということに関しては、市としてはどのようなお考えを持っておられるのか。

この2点、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 2点の質問のうち、まず1点目でございますが、七城、旭志、泗水地区にニュータウン等の計画はということであったかと思いますが、まず、計画といえますか、本市の泗水、旭志、七城地区の内容につきまして、ちょっとご説明していきたいというふうに思います。

まず、泗水地区につきましては、昨年度作成したコンパクトな市街地形成を図るための立地適正化計画の中で、富の原から泗水支所周辺までの国道387号沿線を居住誘導区域として指定しているところでございます。

この地域は、熊本都市圏への交通の利便性が高く、宅地化も進んでいることから、将来にわたっても通勤住宅地とすることにより、人口増を図り、公共交通の維持や住環境の向上を図っていく地域としており、苗畑事業所跡地や朝日東団地跡地も含めた地域となっておりますところでございます。

七城、旭志地域につきましては、条件により居住誘導区域は設定しておりませんが、利便性が高く、居住環境のよい七城間所付近では、民間による宅地開発も進んでいる状況でございます。

また、空き家を活用した移住・定住も進めており、新規就農を目指す人たちに空き家や貸付希望農地等の情報を提供して、移住の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、山林等の農振除外等でございますけれども、市としましては、農振除外や山林等の開発による人口の増加対策というのは考えられないかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、市ではそういった宅地開発事業は実施しておりませんので、民間による農地や山林の開発の可能性について検討いたしますと、まず、七城の間所のような事例もあり、住環境がよく、交通利便性が高く、周辺に公共施設や公園があるところが開発の可能性のある地域と考えられます。

そういったところで、七城地区では支所の周辺、旭志では支所の周辺と道の駅周辺などが考えられますが、立地適正化計画の中でも、この場所を生活拠点と位置づけておりますので、関係各課と協力しながら道路などのインフラ整備を進め、さらなる利便性や環境改善を進めながら、宅地開発の誘導に努めたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 最後のほうに、旭志のほうの開発という言葉が部長が言ってくれましたから、希望は持ってたんですけども、ずっと七城の間所の話が出ていましたので、これは旭志の話は出ないかなと思っていましたけども、最後に出てきましたので、今後、期待し、また、こういう質問はどんどんしていきたいと思えます。

市長に質問でございますけれども、私の先輩の次男坊さん、旭志のあさひが丘団地に奥さんと子ども2人で住んでおられました。大分家を建てたいということで宅地を探したんですけども、なかなかやっぱりありません。そういうことで、やはり

もうこの間聞いたら、合志の竹迫のセブンイレブンの先の宅地に家を建てるようにしましたということでした。

私の後輩の長女さんは、益城の方と結婚し、子ども3人、何とか旭志、菊池のほうに家を建てたいと思い、大分探されましたけれども、やはりどうしてもその環境が整わないということで、これまた、合志の栄のほうに家を建てられました。そういうふうな状態ですので、ぜひとも、その建てる環境を執行部としても考えることが非常に大事だと思っています。

20歳代の夫婦でアパートに住んでいると。アパート賃が五、六万円、20歳の前半ぐらいで家のローンを組めば、ボーナス払いなしで、その五、六万円で家が建つという昨今だという話を聞いております。そういうことからして考えると、やはり子どもが太ったりしてくると、アパートよりも一軒家のほうがいいと。それもアパートと同じぐらいの五、六万円でローンが組めるんだったら、それは家を建てようという話になるのも当然でございます。そういうことからして、市長の人口増対策というもの、将来像、また、現在思っていること、どういうふうなお考えでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 将来の人口増についての考え方ということでございますが、これまで、特に子育て世代のような若い世代をどんどん菊池に取り込もうということで、その点では思いは全く一緒であります。まずは、そのための職場をつくろうということで特化をしまして、特に田島工業団地を初め、大体市内にあります工業団地がほぼ埋まってまいりました。企業のほうから見ますと、もう人手が足りないぐらいであると。非常にそういう意味では、職場の問題はある意味ではかなり充足されてきているわけであります。

それから、安心して子育てができるような環境をつくろうということで、待機児童ゼロ政策を今も堅持しておりますし、育児環境という意味では、遜色のない水準にあるのではないかなというふうには考えているところでございます。

やはり問題となりますのは、じゃあ、来たいけども、その家を建てる場所がないという問題であるというふうに私も認識しております。そういう意味では、候補地としては、今、議員がおっしゃったような泗水地区もそうでしょうし、七城地区の一部の地区もそうであろうと思いますし、旭志地区の環境が整ったところも幾つかあるというふうに思っております。問題は、やはり農地が大半でありますので、それをどういうふうに宅地のほうに振り向けていくかということかと思えます。

今まで、集落内の空き地や空き家等を洗い出しておりますし、また、転用が可能

な農地の洗い出しなども、今、データ化を進めておりますので、まずはこうしたことのデータ化を一層推進して、見える化をまずは図っていききたいというふうに思っております。

それから、地域未来投資促進法というのが、先般、施行されましたが、これを活用しながら県とも連携して、ある程度、この固まりとして農地転用が可能などころはないかどうかという取り組みを、先般、開始したところでございます。これは県との連携になりますので、県のこれからの進め方のステップ化があるということでもありますので、直ちにとということにはいきませんが、まず、私どものほうで、例えばどういうところが可能性があるかというところの研究をもう既に始めたところでございます。今後につきましても、県と十分協議を重ねながら、人口増の対策について、具体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 熊本市都市部周辺の方は、苗畑土地に家を建てようと、どこの通りに家を建てようと、国道325号沿線に、どうせ出勤が東バイパスだから建てようと、そういうことを私は夢見ているところでございます。ぜひとも力こぶを入れてやっていただきたいと思います。

次に、公園について質問させていただきます。

菊池市が管理している公園は幾つありますか。また、よかったら、その名称も教えてください。そのうち、遊具施設があるところはどこですか。これも教えていただきたいと思います。まず、このところを質問します。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） それでは、市が管理している公園と、その名称でございませうけれども、民間の宅地開発で設置された開発公園を除きまして、全部で21カ所でございます。

地域別に申し上げますと、菊池地域の主な公園が、菊池公園、菊池ふれあい清流公園など10カ所でございます。あと七城地域の主な公園が、鴨川河畔公園、亀尾城址公園など7カ所でございます。泗水地域の主な公園が、憩いの森公園、さくら山公園など4カ所となっております。

そのうち、遊具が設置されている公園につきましては、大小の差はございますが、全部で11カ所でございます。

地域別に申し上げますと、菊池地域が、菊池公園、菊池ふれあい清流公園、菊之

池公園、北古閑公園、遊蛇口街区公園、野間口公園、中西寺公園の7カ所。七城地域が、鴨川河畔公園、高田緑化公園の2カ所。泗水地域が、憩いの森公園、さくら山公園の2カ所となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 今、部長おっしゃられた公園の21カ所、菊池11、七城7、泗水4というところまでは聞こえましたけれども、旭志のほうの数がちょっとわからなかったんですけども、もう一度、お願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 旭志の公園はということでございますけれども、市が管理している公園につきましては、旭志地区にはございません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 将来、必ずや旭志にもできると思っておりますけれども、次の質問に入ります。

この間、四季の里に行きましたら遊具が壊れていました。そのうち修理はされると思っておりますけれども、その後の経過あたりを教えてくださいなと思っております。

それから、旭志の子育て世代のお母さんたちから、道の駅の芝生広場か、旭志グラウンド横の芝生広場に遊具施設をつくってほしいという願いが、私のところに何件か、そういう願いが来ています。なかなか鴨川公園へ行くにも遠いんですよということで、そういう願いで来られていますけれども、旭志グラウンド横の芝生広場のところに私も行ってみました。ちょうどいいあんばいに木が植わっていて、ベンチも、もう三つほど置いてありました。これはもう遊具を置くばかりにしてあるんだなというような感じに見えました。そういうふうには何とか、子育て世代の人がそういうふうに願いを持って言ってきておられます。子育てしやすいまちづくりランキング9位ということでございますので、ぜひとも旭志の芝生広場に遊具施設をつくっていただけないかということをまず質問いたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） まず、四季の里のほうのご質問にお答えいたします。

四季の里旭志の遊具につきましては、市が設置しておりますが、管理につきまし

ては、指定管理者であります祐和會が行っております。

遊具の整備についてということでございますが、指定管理の協定では、遊具限定というわけではございませんで、施設全体のことになりますが、50万円未満の修繕は祐和會が行い、50万円以上の修繕につきましては市が行うようにしております。

近年、台風や大雨、また、地震等に伴う災害が多発している上に、施設自体の老朽化も重なりまして、修繕や改修箇所がふえております。そのため、優先順位をつけながら、現在、整備を進めているところでございます。

その中で、遊具の整備も必要であると考えておまして、本定例会において、予算を計上し審議をお願いするところでございます。

概要といたしましては、幼児向けの複合型遊具、滑り台、シーソー、ブランコ等を今年度末までに設置する計画としております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 道の駅旭志と旭志グラウンドの遊具設置でございますけども、通常、都市計画上の公園等の整備につきましては、大体3,000万円程度の事業費が置かれれば大体遊具設置ができるというふうな、その辺の補助ができるという話を聞いております。

道の駅旭志と旭志グラウンド、それぞれの担当課が違いますので、それぞれの課に聞いたところによりますと、現在のところ、遊具設置については、計画はないというふうな回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 道の駅か、旭志グラウンドか、どちらかに設置していただくならという要望でございます。子育て世代のお母さんたちの熱望されていることですので、ぜひともお願いしたいんですけども、公園もゼロ、その遊具施設もゼロ、四季の里の遊具というのは、これはもう辺地債のあれですから、辺地債というのは、もうちょっと観光客とかが行く、そのへんぴなところの辺地債というような意味もありますので、さすがに四季の里に遊びに行ってくれとはなかなか言えないところがございますので、ぜひとも旭志のほうの道の駅芝生広場か、旭志グラウンド横の芝生広場に、希望がかなうように設置していただきたいと思っております。

続きまして、公園について、先般、8月18日、菊池市子ども議会が開かれまし

た。中学生からは鋭い質問、また、大人と違った目線での質問等、素晴らしい子ども議会であったと思います。その中で、公園のことについて、中学生が質問されております。北中の子どもさんだったと思いますけれども、題名は「多くの観光客が安心して観光できるまちづくりについて」という題で、質問内容は、城山公園の展望台は、遊具施設などが近くにあり、大人から子どもまで多くの人利用します。したがって、展望台を整備することで、小さい子どもでも安全に利用できるようにしてほしいと思います。具体的には、展望台の柵のすき間を小さくすること、斜面の整備をすることの2点を提案します。安全できれいな展望台ができれば、より多くの人菊池に来てくれると思います。検討をお願いしますという中学生からの質問がありました。この質問に対する建設部長のお答えをお願いしたいと思います。

それと、堂山公園というのはどこの公園の名称かも教えていただくならと思います。

以上、お願いしときます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） それでは、先般行われました子ども議会の中で、菊池北中学校の野中華輝君の質問に対するご答弁をここで申し上げたいと思います。

菊池公園の展望所が、安全でより多くの人に訪れていただくためのご提案ですが、現在、菊池公園には、観月楼展望所と昨年度整備しました堂山展望所の2カ所あります。

ご存じのように、桜の季節には、観月楼展望所からは美しい桜の木々を觀賞できますし、堂山展望所からは菊池川や田園風景が眺められ、四季折々の景色が楽しむことができます。

1点目の展望所の柵についてですが、市でも多くの人に景色を楽しんでもらえるように、眺めを遮らず、安全性を考慮し、周りとの調和するように配慮して、柵の整備を行っています。

ベンチに座った状態で眺めを遮らないような高さに調整したり、周りの景色になじむような配色にするなど、さまざまな配慮を行っているところです。

あわせて、ご提案のとおり、小さいお子様にも安全でなければならないのは言うまでもありません。

今後、改修や整備の際には、ご提案のように、柵のすき間を小さくするなどの安全に配慮した整備を行っていきたいと考えております。

2点目の斜面整備についてですが、堂山展望所周辺は、現在、竹の伐採を行い、整備を進めているところです。植栽やデザインについて専門的な知識を持った方に

相談し、菊池の気候に合った四季折々の花が楽しめるような植樹計画を立て、整備を進めたいと考えております。

そういうご答弁と、あともう1点、堂山展望所の場所でございますけれども、堂山展望所につきましては、菊池公園内にあるグラウンドの南側に位置し、テニスコートと亘山東福寺から往来することができる場所でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 中学生の質問に対して、景色が楽しめるように、また、眺めを遮らないようにというふうなお答えがあったと思います。

堂山公園というのは、東福寺の上のほうの公園というイメージしかなかったものですから、最初、堂山公園という名前を聞いたときに、どこの公園かなと思ったぐらいのところ、東福寺の上の公園というのはみんな知っていると思いますけれども、あそこは堂山公園という名前ということは余り知られていないようなところもありますので、ぜひとも堂山公園ということで親しんでいただくならと思います。

その堂山公園、私も登ってみました。見える景色というのは、亘、片角、藤田の街並みと清流公園などが見えます。しかし、あの名峰鞍岳は見えない。木庭地区の棚田、段々畑が見えないという状態です。鞍岳とか木庭地区の棚田を見るのに、木が邪魔になって、木がほとんど見えなくしているというような感じで、東のほうが見えないという状況でした。ベンチは、その木のそばにあるんですけども、ベンチに座れば、木しか見えないというような現在です。

部長が言われたように、景色を楽しんで、眺めを遮らないように、四季折々を楽しんでほしいという部長からの答弁もありました。人は季節の変わり目を、やはり山を見たり、棚田の色づきを見たりして季節を感じると思います。何とかこの伐採をして、鞍岳が見えたり、棚田が見えたりできるようにしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 鞍岳が一望できるようにということでございますけれども、本年度も菊池公園の竹林地区の伐採工事を実施する計画でございますので、堂山展望所のほうから鞍岳が一望できるよう整備していく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） ありがとうございます。

最後の質問に入ります。公共施設について質問します。

3月の広報きくちの「菊池市の家計簿」というページに、「公共施設の老朽化が大きな問題に」という題目で、「合併特例期間が終わり、地方交付税の縮減が平成27年から始まるとともに、今後は少子・高齢化や生産年齢人口が減少で税収減となり、また、一方では、福祉予算はふえるだろう」という文章が載っています。

この公共施設問題、市として、今後、40年間で52.2%の削減目標を設定しましたとあります。

そこで、質問ですけれども、今後、40年間で52.2%の削減目標の進め方をお示しく下さい。

それと、公共施設の削減が難しいと思われる原因は何なのかを質問いたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、水上議員のご質問にお答えいたします。

答弁の前に、公共施設等総合管理計画策定の経緯について、簡単にご説明させていただきます。

本市では、多くの公共施設が合併前の4市町村で整備されたものを受け継いでいるため、施設機能が重複しております。かつ、その施設も30年以上を経過したものが多く、老朽化が進んでおります。合併による広域的観点から、類似施設の重複を解消し、行政運営の効率化と基盤強化を図るといふ、市町村合併のメリットを実行していかなければなりません。

このようなことから、市では、総務省の要請を受けまして、平成27年度・28年度で、この公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

それでは、1点目の40年間で52.2%の削減目標についてお答えいたします。

これは、施設用途の小分類別の方針に基づく地域や民間への移管と、廃止や統合などの削減面積の試算によるものでございます。

具体的に申し上げますと、本試算では、平成26年度末時点での公共施設等建物の延べ床面積43万813.9平方メートルから、上下水道などのインフラ施設を除いた280カ所の施設、40万9,500.8平方メートルに、平成27年度から整備してきております市役所庁舎、市営プール、生涯学習センターの面積を反映した41万9,222.48平方メートルを移管・削減前の延べ床面積として設定しております。

これに対して、小分類別、例えば庁舎、学校、公営住宅、農林業施設などの方針

に基づくシミュレーションを実施した結果、41万9,222.48平方メートルが20万466.92平方メートルとなりましたので、その答えが52.2%となったものでございます。

次に、計画の進め方でございますが、現在、280の施設ごとの施設カルテを整備中で、間もなく各課のヒアリングを終える予定でございます。

あわせて、ヒアリング時に、各課に個別施設計画の策定を求めていますので、今後は、この個別施設計画により、各施設の方向性を調査検討し、行政改革推進本部にて方針を決定いたします。

また、個別施設計画の策定では、市民の皆様や施設の利用者との合意形成を図っていくこととなります。

2点目の計画推進の難しさでございますけれども、ご指摘のようなことは予想されるところでございます。しかしながら、一步一步でも計画が前に進むように、将来に向けたデータ等を示しながら、ご理解をいただけるように説明に努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 公共施設の削減が難しいと思われる原因というのは、まだちょっとわかりにくかったんですけども、やはり総論賛成・各論反対というものの代表的なものかなと思います。

そこで、40年間、52.2%という数字が出てきましたけども、直近の5年間でもいいですし、また、今後の5年間でもいいですから、5年間の削減内容、具体例、取り組みあたりを示していただくならと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 先ほど、課題といいますか、今後の進め方の中では、やはり、今、議員がおっしゃいましたように、総論賛成・各論反対というふうなところで、利用されている方々との合意形成が非常に難しい問題であるというふうに考えております。

菊池市公共施設等総合管理計画では、公共施設等の将来更新可能額を推計し、移管・削減によるシミュレーション結果をもとに、先ほど言いましたように、40年間で公共施設等の延べ床面積を52.2%削減することを目標値としているところでございます。

現時点におきましては、計画開始から5年間の取り組み状況をお示しできません

が、先ほどお答えしました個別施設計画が整いますと、例えば10年以内に民間移管、あるいは5年以内に廃止・統合といった、それぞれの施設ごとの整備内容や時期をご説明できるものと思っております。

既に取り組んでいるものとしたしましては、平成28年4月に、農林業施設のうち、七城地区農業用ハウス約7万平方メートルの払い下げを行いました。

このほか、現在、市有地となっております七城地域の地区公民館においては、地域移管の協議を行っており、また、社会体育施設の菊池体育センター、青少年ホームや公営住宅の朝日東団地、伊坂住宅などについては、順次、用途を廃止しており、解体を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） ありがとうございます。

私、先般、7月18日・19日、政務活動費を活用させていただき、大阪市立大学の永田潤子先生の東京セミナーを受講させていただきました。永田先生は、公共施設の削減は、構想日本の取り組みを参考にしたほうがいいですよとっておられました。

その構想日本とはどういうものかといいますと、一般社団法人で、1997年、元大蔵省職員の加藤秀樹氏によって設立された非営利団体です。活動内容は、施設仕分け、市民討議会開催などを行って、いわゆる公共施設の削減というものに力を入れている団体でございます。

部長も言われました合意形成、住民との合意形成というものを得るために、市民討議会と申しますか、討議会を聴衆の前で、多くの人の前で、その討議会、ディスカッションをやるというような活動を仕分けの方法としてやっておられます。

まず、その討議会の内容としては、進め方としては、構想日本から来られるコーディネーター、進行役ですね。それから、市長、それから、解説というか、そういう論点揭示役の人、地域の大学教授が2名ほど、無作為で選ばれた10名ほどの市民、説明者が職員という形で、その討議を行って、その討議を市民が見詰めるというふうな手法でやるというのが、この構想日本のやり方でございますけれども、住民が住民のこととして、その公共施設の削減を身をもって考える機会を与える。行政が住民にお願いして回る、今までの行政対住民の構図じゃなく、住民が自分のこと、自分事として地域の将来について考え、判断し、そして、スムーズな合意形成が図れるように、こういうディスカッションをし、それを市民が見るという形を、公共施設の削減のやり方として、いかがですかという提案しているのが構想日本で

ございますけれども、そういうやり方を菊池市でもしたらどうかという提案をまずしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 現在、多くの自治体で公共施設マネジメントに取り組んでおまして、公共施設全体像を把握し白書としてまとめる、もしくは、総合管理計画を策定する段階までは進められてるものの、具体的な個別施設の方向性をまとめる計画の策定にまでは至っていないのが実態のようでございます。

この個別施設計画につきましては、本市においても、現在、各部局において施設カルテの更新と各省庁からの通知の確認を行いながら、計画策定に向けて準備を進めているところでございます。

また、既に策定しております菊池市公共施設白書、菊池市公共施設等総合管理計画等を市民の皆様にも見える化した情報として、広報誌やホームページを活用してオープンにして、わかりやすく伝えるよう努めているところでございます。

さらに、今後は、さまざまな手法を検討し、市民の皆様に対する説明や意見聴取など、合意形成を図っていく必要がございます。水上議員の先ほどのご提案にありました先駆的な事例などは、シンポジウム、ワークショップ等の開催により、市民の皆様と意見共有がなされている自治体もございます。

今後、公共施設の移管・削減に取り組む中で、その議論に利用者や地域あるいは納税される市民の方々が加わり、地域の将来について考える場をつくることで、スムーズに合意形成が図られていくよう、個別施設計画の推進時などにおいて参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） ぜひとも、こういう市民討議会あたりを開催してもいいんじゃないかなというふうな思いを持っております。

市長に最後に聞きますけれども、市長自身が思っている、考えている削減、将来像、この辺をお示ししていただくならと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 水上議員からのお尋ねは、公共施設削減というテーマについて、どう考えるかということでございます。

今後につきましては、少子・高齢化が一層進むということは、これはもう間違い

のないことであろうというふうに考えております。そうしますと、どうしても社会保障費の増加等が考えられまして、今後、財政状況が厳しくなるということをしつかりと認識しておかねばならないと思います。ですから、公共施設についても、こうした将来の人口であるとか、財政状況をよく踏まえて、保有総量の最適化ということを考えていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、一方で、議員がご指摘のように、公共施設の総量見直しというのは、どうしても総論と各論が一致しにくい傾向がありまして、したがって、一般的には時間を要することが予想されるわけでありまして。しかし、これはいたずらに時間をかけますと、その結果、ツケが回ってくるのは次世代の方たち、今の子どもたちでありますので、やはり未来の子どもたちに経済的負担を残さないためにも、早い段階から検討を行って対策を講じなければいかんと、こういうふうに考えております。

さまざまな困難が予想されるところでありますけれども、やはり地道に詳しい情報公開と丁寧な説明を行って、そしてまた、今、議員のほうからご提案のあったような、市民参画方式による合意形成と、自分事として考えてもらうということが極めて有効であろうというふうには考えております。そうした手法を駆使しながら、公共施設の適正配分に向けた取り組みを行っていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力もまたあわせてお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） 最後に、永田先生は、この施設仕分けというものは、議員、議会も相当な覚悟が要りますよという言葉が私に言われました。非常にこの言葉が重くのしかかっておりますけれども、頑張らにやいかんなどと思って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） これで水上隆光君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩 午前11時43分

開議 午後 零時58分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫君。

[登壇]

○1番（後藤英夫君） 改めまして、皆さん、こんにちは。さきの市長選と同時に行われました市議会議員補欠選挙で、図らずも当選の栄をいただきました、後藤英夫でございます。市議会に席をおきましてまだ4カ月でございますので、諸先輩の方々を見習いながら、しばらくは議会の勉強をさせていただくところでございましたが、どうしても一つ聞きたいことがありましたので、あえて質問させていただくことにいたしました。

それでは、質問に入らせていただきます。

全国的に少子・高齢化を迎える中で、各自治体も人口増には苦慮されていると思われませんが、江頭市長には、長期的な視野に立たれ、企業誘致なども積極的に頑張っておられることに心より敬意を表します。

また、2期目に入りました市長の政策を見ますと、各自治体間の限られた人口の取り合いではなく、この菊池の資源を生かした観光客の誘致を積極的に進められておられます。それが長期的には市の活性化やまちづくりにつながっていくものと私も思います。

そういう中で、市内全域を見てみますと、中山間地域の少子・高齢化に伴う小・中学校の統廃合が見受けられます。また、それに反し、隈府校区の隈府小学校児童数の増、菊之池校区の菊之池小学校児童数の増と、一部校区においては増加傾向も見受けられます。

そこで、通告に従い質問いたします。

私の住む大琳寺地区は、一部を含めて菊之池校区になりますが、菊之池小学校の現児童数と各学年の学級数、そして、今後5年間の入学予定者数について、お尋ねいたします。入学予定者数につきましては、何年度に何人、何年度に何人というふうに、あくまでも教育委員会で把握されている、今後5年間の入学予定者数の児童数を教えていただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、こんにちは。ただいまの後藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員お尋ねの1点目、菊之池小学校の現児童数と各学年の学級数についてお答えをいたします。

学級編制の基準日となります平成29年5月1日現在におきまして、全校児童数は224名、各学年の学級数は、1年生が2学級、2年生は1学級、3年生が2学級、4年生が1学級、5年生が1学級、6年生が1学級となっております。また、

特別支援学級が2学級ありますので、合計で10学級となっております。

次に、2点目の今後5年間の入学者予定数のお尋ねでございますが、現状において入学者予定数はわかりかねますので、住民基本台帳から抽出をいたしました平成29年8月22日現在の菊之池小学校校区に居住されている対象人数をお答えをいたしたいと思います。平成30年度の入学予定人数は44名で、同じく平成31年度が42名、平成32年度が69名、平成33年度が50名、平成34年度は58名の見込みとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 後藤英夫君。

[登壇]

○1番（後藤英夫君） ありがとうございます。

私も調べましたら、現在、223名と聞いております。224名と、1名増加しているみたいですね。

今後の入学予定者は、私の調べによりますと、平成30年度は、来年は44名、31年度は47名、32年度は70名、33年度は53名と聞いております。

先ほど答弁いただきましたように、菊之池校区は、住宅数、アパート数もふえ続けており、それに伴って、小学校の児童数も増加傾向であります。ということは、これからは現校舎の教室数では教室が不足するということでもありますし、校舎の増床を計画していかなければなりません。

そこで、教育委員会では、現在、増床計画をしていると聞いておりますので、校舎の増床計画がどこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、再質問のごございました菊之池小学校の児童数増加に伴います、校舎の増床計画がどこまで進んでいるのかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

菊之池小学校につきましては、国道387号から県道植木インター菊池線につながるバイパス道路の開通以降、近隣周辺の開発に伴い児童数が増加傾向にあります。今後もその傾向が続くことが見込まれるため、教育委員会といたしましても、児童数の増加に伴う教室数の確保は必須であると考えております。

こうしたことから、本年度中には、現在、倉庫として用いられております教室を普通教室として活用できるようにするための倉庫建設を行うことといたしております。また、平成31年度以降の3年間に不足が見込まれる教室3学級分につきましては、今年度末までの増築棟の実施設計により平成30年度に整備する計画といた

しております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 後藤英夫君。

[登壇]

○1番（後藤英夫君） ありがとうございます。

さらに質問したいと思います。

今、答弁いただきましたように、増床計画をされているとのことですが、限られた敷地の中で、既設の校舎を生かしながら増床するということは非常に難しく、無駄がない教室の動線、利用しやすい教室の確保、維持管理、ましてや、学年次第では2学級に分かれるため、先生たちの目が届くといいますか、監督しやすい学級棟が望まれます。また、外部など、外から見たときの景観も非常に大切になってきます。この菊之池小学校の児童数の増加は、校区にとって非常にうれしいものであり、また、子どもたちがふえてにぎやかになるなど、地域の人々も楽しみにしております。

しかし、一つ、地域の人々が心配されておられるのが、この増床計画が一部の専門家だけで進められ建設されることです。その中で働いておられる先生たちがスムーズに行き来でき、使い勝手がよく、子どもたちも不便を感じない教室の増床が望まれます。

そこで、やはり専門家ばかりで計画するのではなく、小学校の先生たち、保護者、地域の人々を取り込んだ、例えば菊之池小学校増床計画委員会などという検討会を設置いただき、無駄のない、本当に増床してよかったと、先生、子どもたち、保護者、地域から喜ばれる学校にしなければなりません。その考えがあらわれるのか、お尋ねいたします。

また、最後に、今まで私が質問いたしました、この菊之池校区の菊之池小学校全般に対しまして、江頭市長はどういった考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 小学校の先生たち、保護者、地域の方々を取り込んだ菊之池小学校増床計画委員会というのを設置する考えはないかというご質問に対しましてお答えをいたします。

菊之池小学校の増床計画につきましては、議員のお話のとおり、既存校舎との動線の確保や景観、そして、維持管理がしやすく、先生や児童が使い勝手のよいものにするということは、とても重要なことと認識をしております。

現在進めております実施設計業務につきましては、先ほど議員からもありました

ですけれども、増築棟建設のためのスペースに限りがありますことから、菊之池小学校増床計画委員会の設置は行っておりません。しかしながら、建築設計の専門家の意見だけで進めていくのではなく、学校との連携を密にとって、先生方の意見や要望などを十分にお聞きし、できる限り反映するように努めているところでございます。

また、計画平面図等ができた段階におきましては、地域の方々や保護者の方々に説明をさせていただく機会を設けたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊之池小学校に対する私の見方、考え方をというご質問でございました。

菊之池小学校につきましては、現在、児童数が増加している小学校でありまして、地域の発展や地域の期待に応えることができているということで、大変喜ばしいことだというふうに感じております。また、地域の皆様が積極的にこの学校とかかわっていただきまして、非常に熱心な地域であるというふうにも感じているところでございます。

子どもの元気というのは、この地域の活力につながるというのはもう疑いのないところでありますし、また逆に、子どもの教育に地域がかかわって、愛情を注いでいただくということは、将来、郷土愛を持った人材の育成につながると。翻って、そういう人材が、将来、地域のエネルギーとなっていくというふうに考えますので、この特に教育のベースとなる小学校というのは非常に重要であると。また、この菊之池地区については、それが希望につながるような喜ばしい状況にあるなというふうにご感じておるところでございます。

今後とも、子どもたちが明るく元気で学ぶことができ、活力ある地域の発展に期待や希望が持てますように、今後も教育環境の支援充実には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 後藤英夫君。

[登壇]

○1番（後藤英夫君） ありがとうございます。

子どもたちは、この菊池市にとって、また、地域にとって宝でございます。健やかなる児童の育成及び安全の確保については、皆さんの思いも同じだと思います。最大限の努力をしていただきますことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。

す。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） これで後藤英夫君の質問を終わります。

ここで、5分間休憩します。

○
休憩 午後1時13分

開議 午後1時17分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） 皆さん、こんにちは。肥後の奥座敷に住んでおります、議席番号2番の平直樹です。私は、この菊池市の最高決定機関である菊池市議会は、開会日に国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えております。この9月議会も一般質問を通して、私の議員としての理念、菊池市民がうれしいこと、目標、政治をもっと近くにという二つを達成するために、子どもたちが大きくなったときにどうかという判断基準で、この菊池市をよくしていきたいと思っております。我々の任期は、本議会を含め残り3回しかありませんので、この与えられた機会、チャンスをしっかり行使して、少しでも形にできたらと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。骨髄移植ドナー支援についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、この支援事業を行うことで、ドナー本人の休業補償のみならず、心の余裕ができて、さらには、ドナー登録そのものに市民の意識が働き、ドナーに対して社会の理解が進む大切な一歩としたいと思っておるからです。そして、この質問は、数年前に私はご縁をいただきまして、ドナーになった経験があります。それを知っている知人から相談を受けたことで、できた質問です。市民の代弁者となってお尋ねをいたします。

さて、ご案内のとおり、公益財団法人骨髄バンクでは、広く、そして、たくさんのドナー登録を呼びかけていらっしゃいます。それはストレートに必要としている患者さんの数、助かるかもしれない命の数に、ドナーの数が足りないからにほかなりません。

本市の第2次菊池市総合計画を見ますと、政策分野第3節に、みんなで支え合う生涯にわたる安心づくりとあります。まさしくこの分野に通ずるもので、共助の部分であります。

現在、ドナー登録者数は、全国で約47万人とされております。ちょっと聞くと、

47万人という人数は、結構な人数ではないかと思われるかもしれませんが、骨髄バンクでは、毎年2,000人以上のドナー登録者を探しています。少しお時間を頂戴して、その原理をご説明いたします。

まず、確認ですが、ここからお話しするのは、骨髄が必要な方を患者さん、骨髄提供者のことをドナーと呼びますので、よろしく願いいたします。

まず、発病された患者さんは、同じHLAの骨髄が必要となります。このHLAとはヒト白血球抗原というもので、HLAは、両親からその半分ずつを受け継ぐため、親子や兄弟の間でも一致する確率は低く、まして非血縁間では数百から数万分の1の確率でしか一致しないと言われていています。造血幹細胞移植や臓器移植では、自分のHLAのタイプに合わないものは全て異物と認識して攻撃を始めてしまうため、HLAの適合性が重要視されます。

まず、一番最初に検査をするのは同じ遺伝子を持つご兄弟です。それでも合わないときはご両親となります。ここまでは病院内だけで終わる話です。ですが、それでも適合しないとき、病院を通して骨髄バンクに適合者を求められます。そのときに、初めて、ドナー登録者の中からドナー候補者と言われる人たちが選定されます。その後、ドナー候補者になった方に、骨髄バンクからそのお知らせが届き、その後、候補者の意思で病院に検査に行くことになります。その骨髄バンクと、候補者と、病院との間に立って、いろいろと調整役をされる方をコーディネーターといいます。そして、その期間をコーディネート期間と申します。このときはまだ候補者であり、ドナーではありません。一度病院に行って、詳しい検査を受けなければなりません。ドナー登録をして10年以上、何の連絡もないというのはよくあることで、ドナー登録者の中でも適合する割合で言えば、日本では約40人に1人だと言われていています。ちなみに、ドナー大国であるアメリカは200人に1人ということだそうです。それだけドナーになること自体、まれなことがわかります。検査結果後、どうであったか、再度、コーディネーターから連絡があります。もし適合となれば、さらに意思確認を重ねて先に進むのですが、実際にドナーとなり、手術を迎えるまでに、多くて四、五回は病院に行かなくてはなりません。加えて3泊程度の入院が必要となります。

ここで、議長のお許しを得ていますので、パネルで示します。

[パネルを示す]

○2番(平 直樹君) 最初に病院に行ってから、そのときからそのコーディネート期間というのが始まりますが、そのコーディネートを終わることをコーディネート終了といいます。

このコーディネート状況なんですけど、2015年度でお示ししますと、このよう

になります。2015年、コーディネート開始件数は2万7,867件、そのうち、コーディネート初期段階での終了件数は1万3,681件、49%、約半数の方がコーディネート開始すぐに終了となっております。その終了の理由を伺いますと、93%が患者さんのほうではなく、ドナー側に理由がある。だから、もうコーディネートを終了するんだよということです。この93%のうち、では、どんな理由でコーディネート終了になるかというふうになりますと、66%が健康以外の理由であるということです。その66%の中をまた見れば、そのうちの43%が都合がつかない。次に多い35%が連絡がとれないというふうにあります。特に、この43%の都合がつかないという点、ここが問題になってまいります。

私に相談をされてきた方が、まさにこの点でした。人助けはしたいんだけど、そんなに仕事が休めない。そこをどうしたらいいんだろうかという相談でした。HLA適合そのものがまれであること、そして、このコーディネート状況こそが、ドナー登録者数47万人いても、毎年2,000人以上の新規登録者を探している大きな理由の一つであります。

そこで、お尋ねをいたします。

本市において、これまで骨髄移植ドナー支援について、何らかの研究や協議などを行ってきた経緯がありますか。もしあれば、それをお示してください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、皆様、改めまして、こんにちは。それでは、平議員のご質問にお答えさせていただきます。

骨髄移植は、白血病などの血液難病でございまして、薬での治療では治癒が困難な場合、健康な方から骨髄液を提供していただき、患者さんの骨髄を健康な人（ドナー）の骨髄に置きかえるという方式で、有効な治療法の一つで、国民の善意によって成り立っている治療法でございます。

移植が成立するためには、平議員が申されましたとおり、血液型の適合が不可欠となるため、ドナー登録により患者と適合するドナーを見つけるために骨髄バンク事業が行われているところでございます。

本市の骨髄バンク事業へのこれまでの取り組みとしましては、啓発リーフレットを窓口に置いたり、県から依頼された啓発ポスターを掲示したり、献血時に啓発などを行ってまいりました。

今回、ご質問のドナーの方が骨髄提供された場合の財政的な支援等につきましては、これまでは論議等しておらず、支援等も行っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） 登録に対して啓発などは行ってきたけどもというお答えでありました。ありがとうございます。

政務活動費を使わせていただきまして、私もいろいろ調べてまいりました。まず、自治体でこういう事業をどれぐらいやっているんだろうというふうに調べてみますと、自治体数で言えば、こういう支援事業を行っているのは308自治体あるようです。熊本県内では宇土市さんが唯一されておりまして、平成26年度から行われております。

その宇土市さんにお邪魔をさせていただいて、研修をさせていただきました。宇土市骨髄等移植ドナー支援事業というものをされておられまして、平成24年3月8日に宇土市議会定例会において、ある議員さんから一般質問をされていると。そこからスタートしているということでした。それから2年後の平成26年6月25日から施行をされていらっしゃいます。実績としては、平成26年度が2名、27年度が1名、28年度が2名だそうです。内容なんですけど、つまり、候補者ではなくて、もう手術まで行ったドナーになられたという方に1人10万円の補助を出すという内容だそうです。

ちなみに、研修に行ったときに教えていただいた、その資料を見ると、宇土市さんは、平成27年度ではありますが、人口3万8,000人、一般会計は約140億円というふうになっております。その中で本事業の予算額は年20万円です。年に2人という試算であります。

なかなか適合しないドナー、もしもドナーになった場合、自分の仕事を休まなくてはならない。会社にそもそも言い出しにくい。バイトやパートさんであれば、休むこと、イコール稼ぎが減るということです。ここを全てすくい上げられるのが本事業ではないでしょうか。

助かるかもしれない命がある。献血の際にドナー登録をする方が多いと思いますが、そのドナー登録者は、もともと誰だってそのお役に立ちたいという思いから登録をされます。そして、登録をした後に、実際に候補者の通知が来て、事情があるから病院に行けないというジレンマを抱えます。せっかく人の役に立ちたいという思いがあるからこそ、このジレンマを抱えてしまうわけですね。このような事業がもしあれば、お金の心配をするだけでなく、市全体として取り組んでいる、推進しているとなれば、その人が勤める職場や上司の方にも言い出しやすくなると思います。周りの理解も確実に進みます。それが年の予算で言えば、たった20万円で実現ができます。

本市の人口は約5万人弱、本年度の予算は、今議会の一番最初に議決もしましたので、約306億あります。確率で言えば、かなり低いんですが、もし仮に、年に10人、適合者が菊池市から出たとしても、100万円です。たった100万円でみんなが幸せになるような事業ができるのであれば、これはやらない理由はないと私は思います。

ほかに、ドナーに関しては、ドナー休暇制度などありますが、ここで、市長にお尋ねいたします。

第2次菊池市総合計画政策分野第3節、みんなで支え合う生涯にわたる安心づくりの達成のためにも、菊池市骨髄等移植ドナー支援事業を施策としてやっていく考えはありませんか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま平議員のほうから、骨髄移植ドナーに対する菊池市としての支援の考えはないかというお話でございました。

この骨髄移植の件に関しまして、国が平成24年9月に制定しました移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律というものにおきまして、地方自治体の具体的な責務として、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血管細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとするというふうになっております。

私どもとしても、いざこのような難しい病気になったときに、大変家族も含めて心配なわけですから、テーマとしては非常に重要と思いますが、先ほど来、おっしゃっていますように、適合性が非常に限られるということですから、一市町村の中でドナーと患者さんがマッチングするというだけでは必ずしもないわけですから、全国レベルで考えるべき話であろうというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、平成29年度の熊本県市長会におきまして、骨髄移植ドナーに対する助成については、骨髄等のドナー登録者の増加、それから、実際の提供に基づく一助になることを目的として、国として取り組んでほしいという要望を既に国に提出したところでございますし、また今後とも継続して要望してまいります。

本市におきましては、この法律に基づいて骨髄バンク事業やドナー登録についても承知啓発を行いまして、市民の骨髄バンク事業への理解の推進に努めることとしまして、骨髄移植ドナーに対する財政支援につきましては、国や県の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） 私も、よもや1回の一般質問でやりますというところの答弁まで行こうとは思っておりませんが、とにかく、私が自分の経験上、ドナーになったという経験を、そのときに強く思ったのは、自分が死ぬときに、多分誇れるものってそんなにないだろうけども、その中の一つにはなれたのかなというふうな、強い何か自分で自分を褒めてあげられるポイントだなというふうに思ったことは強く記憶しております。そして、それを相談してきた方は、本当に休めないからどうしたらいいだろう、私のもので、自分のもので助けられるんだったら、助けてあげたいんだけどもという悩みを抱えていらっしゃったので、この質問にまで至ったわけです。

国のほうにお願いするというのも、それは大事なことだとは思いますが、宇土市さんでやられていて、そこで実際にその制度がなかったら、ドナーになり得なかった方もきっといらっしゃると思うんです。やっぱりそうそう会社は休めるものではないし、ドナーというても、なかなか遠い世界の話のように聞こえてしまうのが現実社会だと思いますので、ちょっとここで考えをとめるのではなくて、実際に自分の家族がそういう患者さんになったら、ドナーが必要になったとしたら、そういうまちでバックアップがあるというまちって、きっといいまちだと思うんですね。みんなで助け合っていける大事な事業になると思いますので、思考をとめないで、ちょっと研究していただければというふうに指摘をしまして、続いての質問にまいりたいと思います。

続いては、熊日菊池桜マラソンについて、3点お尋ねいたします。

この質問の目的は、桜マラソン大会のコースを市内巡回に変えることによって、参加ランナーのみならず、市民の協働という部分での参画も期待できて、さらに、本市の基幹産業である観光と、市民の健康推進という両面の発展と改善につながると考えております。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目、60回を超える、この伝統あるマラソン大会が、なぜ今のコースになったのか。

2点目、参加者や市民の皆さんからコース変更などの要望はあっていますか。

3点目、現在抱える課題があると思いますが、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

す。

熊日菊池桜マラソン大会は、議員がただいま申されたとおり、前回の大会で62回目を迎える県内でも有数の伝統ある、由緒ある大会となっております。

当初は、大会名となっております、熊本市の熊日本社前から菊池市の中央グラウンドまでの24.2キロを走るコースということでございましたが、昭和54年に、菊池市中央グラウンドを出発し、大津杉水を折り返す20キロコース、菊池市森北を折り返す10キロコース、菊池市赤星を折り返す5キロコースの三つのコースに変更されました。

その後、平成5年に、現在のコースの中央グラウンド周辺を出発し、竜門ダムを折り返す20キロコース、菊池市雪野を折り返す10キロコース、遊蛇口地区から袈裟尾地区を周回する5キロコースに変更されております。

まず、お尋ねがございました1点目の、なぜ、今のコースになったのかのご質問でございますが、現在のコースに決定しました平成4年当時は、第2次交通戦争と呼ばれた時代であり、年間の交通死亡事故が1万人を超える状況にございました。

こういった社会情勢の中、菊池警察署からも、ランナーの安全確保のため、桜マラソンのコースを変更してほしいとの要望が数年続いていたことから、菊池市としても、菊池市陸上競技協会と協議を重ね、新コースの選定を幾度となく行いながら、警察署とも協議を重ねた結果、選手の安全性を最優先に考え、現在のコースに決定したものでございます。

2点目の、参加者や市民からコースの変更等の要望が行われているかとのことでございますが、平成5年のコース変更を行った当時は、参加者の意見としまして、アップダウンがきつ過ぎる、下りで膝を痛めた、こんなつらいコースは走りたくないなどのお話をお聞きしておりました。

現在では、大会当日に参加者のアンケート調査を行い、参加者ニーズの把握に努めておりますが、前回の大会では、なかなかのスパルタのコースで鍛えられましたや、アップダウンがありよかった、坂が多いなどのご意見がありましたが、コースを変更してほしいとの要望はございませんでした。

これは、桜マラソン大会のパンフレットに「目指せ標高差約250メートル！自分にチャレンジ」といったように、コースの標高差を逆に特徴としてPRしていることや、竜門ダムまで上るコース図をパンフレットに掲載することにより、参加者がコースを理解いただき、参加いただいているからではないかと考えております。

また、市民の方のご意見といたしまして、街なかを走らなくて残念といったご意見や、逆に、龍門方面を走ってもらってうれしいといったご意見もお聞きをいたしております。

3点目の、桜マラソン大会の課題ということでございますが、一番の課題は、3年前の第59回大会の2,753名をピークに、参加者が減少していることと考えております。

その主な要因といたしましては、例年親しまれておりました4月第1週の日曜日の開催を行っていた桜マラソン大会でございますが、3年前から桜の開花が早まっていたことから、第60回大会から3月末の日曜日に変更いたしました。

第61回大会は、熊本県知事選挙日と重なったため、やむなく3月末の土曜日の開催となりました。

第62回大会からは、3月末の日曜日に戻しましたが、近年、開催日や曜日が定着しなかったことも大きな要因と考えております。

また、3月は県内のマラソン大会が最も集中している時期でもあります。県内のほかの市町村でも多くのマラソン大会が開催されておりまして、マラソン参加者を複数の市町村が競合している状況も、要因の一つと考えております。

しかし、マラソン大会の参加者がふえている大会もございますので、そういった大会を参考にしながら、参加者増に向けたさまざまな取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） どうもありがとうございました。

平成5年に今のコースに変わったということですね。変更の要望、ランナーからではなくて、市民の中では賛否両論と。課題としては、3年前から参加者数が減っているよというようなことであったと思います。

こちらも、ちょっと政務活動費を活用させていただきまして、熊本市に行って、熊本城マラソンについて勉強してまいりました。熊本城マラソンにつきましては、ご案内のとおり、熊本市でも一大イベントとなっております。

概要だけ、かいつまんでご説明をいたしますと、平成20年に、熊本走ろう会、県・市のレクリエーション協会を中心に、民間主催によるシティマラソン開始に向けて検討が開始される。平成21年11月、熊本市長にシティマラソンの開催に向けての協力要請。平成22年4月、（仮称）火の国シティマラソン準備会議が開催、当時は熊日本社に事務局があったとのことです。平成22年7月、熊本市に対し主体となって大会を実現してほしい旨の要請があり、平成22年11月、熊本シティマラソン実行委員会開催。平成23年5月、第2回の実行委員会にて熊本城マラソンに名称変更。平成24年2月19日、政令指定都市移行記念第1回熊本城マラソ

ン開催。以後、毎年開催され、平成29年2月19日、第6回大会を開催されております。

平成24年に行われた第1回の大会の総参加者数は約1万人だそうで、予算額は約2億7,700万円、費用対効果は約12億3,000万円だそうです。平成28年、第5回大会の総参加者数は約1万3,000人で、予算額は約3億5,800万円、費用対効果は、そのときと同じ試算ツールを使えば、22億1,800万円だそうです。

その担当の方に課題は何でしょうかと聞きますと、やっぱり市の単費としての予算獲得と、当日の人員確保が問題であるというふうに言われておりました。規模が大きくなれば、やはりハイリスク・ハイリターンということかなというふうに思いました。

私は、何も同じ規模のフルマラソン大会をとっているわけではなくて、趣味で少し私も走りますから思うんですが、熊本城マラソンを初め、ほかのいろんなマラソン大会に走ってみて、これは感じていたことがあります。これはもうランナーとしてですけれども、その感想を言えば、私の場合ですけれども、もうこのまま行けば、桜マラソン大会という伝統のあるその大会は、また走ってみたいなどと思ってもらえなくなる可能性がある、その危険性があるのではなかろうかと感じています。

本当にいろんな大会に出て走ってみれば、その大会、大会で、本当に工夫を凝らした、おもてなしというものが趣向を凝らされております。沿道の応援がまず一番です。ランナーにとって一番の応援は、沿道に人が出て、頑張れ頑張れと旗を振っていただくことが一番の励みになります。その中でも、その地区、その地区、エリア、エリアでの特徴というものも出てまいります。

あとは、大事なものは、参加費に見合うお土産ですね。ここもきっちり見えています。3,000円、4,000円、1万円、それぞれのコースにあります。そのときにもらう。もう残念ながら、菊池の場合は、ほかのところと比べると、うんというふうに思ってしまうがちな印象を私は受けております。

最初にこれを調べるときに、熊本城マラソンができるんだから、菊池だって市内でできるだろうというふうに、ちょっと仲間うちで話をしていたときに、なかなか警察がうんと言わないらしいよというふうに、それを聞いておりました。そのことも、その担当者の方に聞いたら、今は警察はそんなふうなことは言わないですと。もうそのまちづくりにはなるべく協力をしますというふうなことで、そういうきっちりした事業計画が立てられれば、警察は前向きに検討するんですよというふうに教えていただきました。ですので、この今の大会の変更になったときとは、全くその社会背景というか、そのランナーの安全を一番にというところではなくて、今は

まちづくりのほうにシフトしているのかなというふうに思っております。

私がここで提案したいのは菊池市内の道の駅一周マラソンです。これですね、きくち観光物産館とメロンドーム、泗水養生市場、旭志道の駅を一周すると、約30キロあります。私は何回か実際に走っていますので、コース案内もできます。フルマラソンに私はこだわらなくてもいいのかなと思います。給水や給食をするところをエイドといいます。飲んだり、ちょっと食べたりするところですね。そこを各ポイントで、もう本当に菊池市らしい特色を生かしたエイドというものを用意するだけで、やっぱり走っているランナーは印象に残りますし、まちにおろす、市内のほうにおろすことで、やっぱり沿道の方々も出てきていただけたらと思うんですね。

財源は、先ほどご案内したとおり、熊本城マラソンを考えていただけたら、宿泊や飲食、買い物等、その他経済効果は、私にはわかり知れないものになると思います。

先日、我々、総務文教常任委員会は、研修として岩手県の北上市というところに行きました。そこで、そういうスポーツ施設の視察をさせていただいているときに、たまたまマラソン大会のポスターが張ってありまして、ああ、されるんですねというふうに何げなく話をしていたら、担当の方がそのときに、このマラソン大会は定住自立圏事業というものにのせてやるので、交付金がもらえるんですよというふうなことを教えていただきました。菊池市も、その定住自立圏構想に、たしか手を挙げて採択されているはずですので、そこら辺は一緒に行った坂口部長が精通しているらしいので、そこでも予算のいろんな研究の余地はあると思うんですね。

さらに、菊池市民そのものがもっとランナーとして参加するという見込みもできます。健康推進にこれは確実につながります。先ほども言いましたように、一番はやっぱり沿道の応援の人間の数ですね。その応援に出ていただくという点では、菊池市のイベントに市民が参画するという効果も見込めるとは思います。そこで、お尋ねいたしますが、現在の桜マラソンのコースの変更に対して、調査とか、研究とか、そういった協議をする考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、平議員の再質問でございます。変更する考えはないかということでございます。

まず、マラソン大会の方針を決めるという意味においては、大会の趣旨を反映するということはもちろんのこと、例えば、ランナーが走りやすいこと、あるいは、事故の発生が少なく安全であること、それから、おっしゃったように、沿道の声援があること、それから、警察や消防署の理解が得られること、そのほか、駐車場やおもてなしの方法、おっしゃったとおりでございます。トイレやシャワー、荷物預

かりの施設、こういった整備があることに加えて、ボランティアを含む人員体制が整うことということで考えております。

そういった中で、コースの変更を考える必要がありはしないかというお話でございます。菊池市では、お話のこのコースの題名にもありますように、日本一の桜の里を目指して、桜の整備も行っております。そういったものも一つの考えといたしまして、キーワードとしては、例えば日本遺産ですとか、菊池川ですとか、菊池一族とか、それこそ、菊池の特色を感じられるコース、こういったものもいろんな角度から検討する必要があるということで思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） 現在、桜マラソン大会、自分で走ってみて思いますが、桜は発着点にしかありません。どこからスタートしても、桜マラソンという名称は、現在とはそう変わらないと思いますし、先ほどのアンケートの件も、もともといらっしゃっているランナーの方からのアンケート結果なので、行きたくないなと思われている方はそもそも来られませんので、ちょっとそこら辺は広くほかのランナーの、本当にいろんな大会に出れば、本当にどれぐらいのものかというのがわかっていただけだと思いますので、そこら辺も含めて、ちょっと検討していただきたいと思いますが、市長、改めてお伺いしますけど、市長は、その桜マラソン大会をどのよう感じていらっしゃるか、教えていただけないですかね。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 桜マラソン大会についての私の感じ方、考え方というご質問でございます。

熊日菊池桜マラソン自体は、歴史は確かにございますけども、先ほどご指摘のように、毎年、参加者が減少傾向にあるわけでありまして、その理由としては、日程の変更や、選挙が重なったといったこともございますけども、やはり全体的に地盤低下というのは感じておりまして、大変そのこと自体、私は残念で寂しく感じております。せっかくやるわけですから、ぜひ参加者の皆さん、多くの方に来ていただいて、それがそのまま菊池ファンにつながるようなものにしていきたいというふうに思っております。したがって、今後、コース変更の可能性や、菊池オリジナルのおもてなしなど、全般的な見直しが必要な局面を迎えているのではないかなというふうには感じております。

ただ、一番大事なポイントは、やはりこのまちづくりの一環として捉えたいとい

うふうに考えておりますので、市民の皆様のコースが対象になったところでは、当然理解もいただかなきゃいけませんし、沿道の応援も必要でございますし、また、給水などの役割も担っていただきたいし、ランナーとしても参加していただきたいということでもありますから、大会全体を一つの菊池おもてなしと捉えて、市民全体の運動ということに盛り上げていけるように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） そもそも市民の方から変更してほしいという声も上がってこなければ、執行部としては動きようがないというのもよくわかりますので、今後、そういった動きがあったときには、ちょっと聞く耳を持っていただいて、いろんなところから意見を聞いていただいて、研究していただければなというふうに思いまして、続いての質問に移りたいと思います。

続いては、市税のコンビニ納付についてお尋ねをいたします。こちらも市民の方からのご相談からできた質問です。代弁者となって質問をいたします。

この質問の目的は、多様な生き方に合わせた納税しやすい環境を整備することで、市民の利便性のみならず、収税率の向上につながると考えております。現在、生き方や仕事、考え方など、本当にさまざまな分野での多様化が進んでおります。そんな中、熊本県では、本年度から県民の利便性アップと収税率のアップのために、自動車税、個人事業税、不動産取得税のクレジットカードでの支払いが開始されました。

そこで、県庁にお邪魔して研修させていただきました。

本事業の目的は、先ほど申しましたとおり、県民の利便性のアップと収税率の向上であるとのことでした。ただ、効果はとお伺いしますと、本年度からの運用開始であるので、数字としてはまだつかんでいないということでした。

そんな会話の流れの中で、コンビニ納付についてもお尋ねをいたしました。質問の最後に、私は担当の方に、これからもコンビニ納付は続けられますかというふうにお尋ねいたしましたら、そのお答えは、コンビニ納付はなくてはならないと考えておりますとのお答えでした。非常に、私、この一言が心に刺さりました。具体的な納付状況の数はそのときは明言はされませんでした。そのコメントそのものが、いかに県民の利便性と収税率の向上になくてはならないものなのか、欠かせないものなのかというものをあらわしていると思います。

そこで、お尋ねいたします。

本市では、平成28年2月から、マイナンバーと関連してコンビニでの住民票の発行などの事業を行っております。この事業の目的は市民の利便性の向上であります。菊池市民が市外にお勤めの方で、市役所開庁時間内での来庁が困難な場合でも対応できるとの社会背景を反映された、ある意味、現代に沿う当然の事業かなというふうに思っております。例えば上下水道料金の支払いもコンビニ納付が可能だそうです。その理由も、また同じように、市民の利便性の向上であるかと推察されます。これは市税の納税にも全く同じことが言えるのではないかと思います。市税支払いのコンビニ納付の考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 皆さん、こんにちは。それでは、市税のコンビニ納付についてのご質問でございます。

まず、これまでの経緯とか、検討内容、また、現在の考え方についてお答えしたいと思います。

コンビニ納付につきましては、利便性の向上及び収納率向上の観点から、平成18年から平成21年度の第一次行革大綱の策定の時期から協議をまいりました。

協議では、市税については、合併当初より、郵便払込用紙による現金自動預払機（ATM）の利用によって、土・日・祝日の夜間の払い込みには対応してきたところでございます。

コンビニ納付の導入につきましては、まず、そこでは費用対効果の観点から、見合わせるという結論を得ていたところでございます。

その後、平成22年度から平成26年度の第二次行政改革大綱の策定時には、また再度検討を行っております。

検討によりまして、上下水道料金につきましては、毎月の支払いが発生します。また、転入・転出の際には必ず精算事務が発生するというようなことでございますので、コンビニ納付を導入することで、利便性の向上が図られるとの判断から、平成25年2月から導入をしておるところでございます。

一方、市税につきましては、平成22年4月より夜間窓口を開設しまして、納付機会の確保を図ってきたところであります。

市税の納付に係る費用につきましてはでございますけれども、平成26年第2回定例会におきまして、城議員様の一般質問で答弁しておりまして、ちょっと重なる部分もあるかと思っておりますけれども、初期導入費用につきましては、市税については税目も多岐にわたりますので、課税客体も多数いらっしゃいますことから、導入に関することについて、近隣市の状況から見ますと、約800万円から1,000万円程

度かかるということでございます。

また、ランニングコストとなります収納に係る経費、手数料になりますけれども、指定金融機関でありますJ A菊池では、窓口納付や口座振替については、手数料は1件当たり約10円ということです。その他の収納代理機関については、窓口納付手数料が1件につき32円から40円、それと口座振替手数料が10円から16円というふうになっております。これをコンビニ納付の場合につきましては、1件当たり約61円というふうな手数料になってまいります。コンビニ納付については、窓口納付や口座振替の手数料と比較しますと、基本、大体1.5倍から6倍の経費がかかってくるというような結果になってございます。

そのようなことで、第二次行政改革大綱での検証においても、上下水道料金のコンビニ納付の利便性については認めた上で、多額の導入費用やランニングコストがかかりますので、総合的に検討した結果で、市税のコンビニ納付の導入は見送るとのことと、あわせて、口座振替を推進するということが現在までに至っております。

ただ、今後、コンビニ納付につきましては、市民の利便性、住民サービスの向上の観点から、議員がおっしゃったとおりのこともございますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） ここは、ちょっと私も含めて確認が必要なんです、私が熊本県に行って、コンビニ納付のことをいろいろ教えていただいていたときには、そのシステム改修と同時に、そういうシステムに変えなきゃいけないから、同時に変えましたということを言われたのが前提にはなると思うんですが、コンビニ納付に関しては、手数料を抜いてと言われたような気がするんですよ。だから、やるべきじゃないかと、私はそれから進んでいったので、ここはちょっともう一回確認をいたしますが、その初期投資として800万円から1,000万円かかるというふうに言われますが、聞けば聞くだけ、じゃあ夜間に市役所をあけているから来てくださいといっても、それだけの用で市役所に行くというふうには、やっぱり市民の方はなかなか思えないと。そこが例えばコンビニであれば、じゃあついでにあれも買えるからというようなことにもなると思うんですね。

なぜ、私とそのコンビニ納付に関して言うのかということ、やっぱり生活を営んでいく上で、やっぱり今月はちょっと厳しいなとか、例えば今月はちょっと余裕があるなとか、いろんな波がやって来るのが、私、人生だと思っています。口座振替をすれば、全てその利便性が図れるよということではないと思うんですね。持ってい

るときに払えるものなら払いたいと。それが本当に昔と違って、コンビニというのがもうこのまちにもたくさんありますので、そのときに払えるんだったらというふうな考えもや多数存在していると思うんですね。その市民サービス、住民サービスの中で、片や、利便性を考えて、住民票はコンビニで発行します、手数料は払いませんというようなことはあるのに、市税はなかなかというふうになると、ちょっとなかなか整合性がとりにくい部分もあるのかなと思うんですね。なぜかという、やっぱり市税というのは市の根幹をなす部分であると思いますので、やっぱり積極的にその納付をしていただく機会をつくるということは必要なものではなかろうかというふうに思うんですね。

県の担当者の言葉をもう一度言いますが、必ずなくてはならない、もうないとはちょっと考えられないとまで言われておりましたので、もう一回、ちょっと研究して、私も含めて勉強させていただけたらというふうに思います。

さらに、これは余談ですが、そのコンビニでお支払いをするときに、あるコンビニでは、そのコンビニのクレジットカードを使って払えばポイントがたまるそうです。ポイントというのは、もう皆さんご案内のとおり、もう直接的にお金になりますから、少額であれば、それは少ポイントですけど、それが大きなお金になると、もう決してばかにならないことになると思うんですね。市民からすれば、どうせ払わなくてはいけないものを買いついでに、しかもポイントがつくよというような姿勢を市が打ち出すということで、やっぱり収税率アップにもつながっていくと私は思いますが、市長、このコンビニ納付についてどう考えられますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの平議員からのご質問は、市税のコンビニ納付に対する考え方をというご質問でございました。

市税の納付方法につきましては、さっき、部長が説明したとおり、さまざまな納付方法があるわけでありまして。その中で、口座振替というのは、市民の皆さんから見ますと、一回振替の手続を踏めば、払い忘れていたということがなくなりますし、余り心配をする必要はないという意味でも利便性が高いものでありますし、また、なかんずく行政コストが非常に一番低いものでありますから、基本としては、この口座振替をなるべくならば推進していきたいと基本に据えているところではございます。

しかしながら、ライフスタイルがこここのところ、大変さまざまでありまして、夜型の方がふえたり、あるいは、コンビニというものが生活の一部に組み込まれてい

たり、そうしたふうなライフスタイルの変化や、考え方、好み等も非常に多様化しておりますので、納税の支払い手段の選択肢自体を多様化するということは、全体的な利便性、サービス向上という意味では、それに資することであろうと考えますので、一方でコストの面もございますので、コンビニ納付については、引き続きそういうさまざまな観点から検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○2番（平 直樹君） 社会情勢は本当に日々刻々と変わっておりますので、いろんな可能性を含めて、市民の皆さんに払っていただきやすいような環境を常に考えて対応していくことが大事かなというふうに思いますので、一緒に考えさせていただけたらなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） これで平直樹君の質問を終わります。

ここで、10分休憩します。

○

休憩 午後2時08分

開議 午後2時15分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。通告に従いまして質問をさせていただきます。きょうは最後になりました。

田島地域の活性化と展望についてでございます。

今回、さまざまな機関、執行部、議員の皆様のおかげで、念願でありました田島工業団地誘致が全区画決定をいたしました。誘致を始めてから十数年、待ちに待っております。この間、いろいろな角度から質問をさせていただきまして、感慨ひとしおでございます。

さて、初めに、誘致される会社の概要に触れたいと思います。

阿蘇製薬株式会社は、本社機能が入るということで、従業員数が190人、着工が平成30年1月で、操業開始が平成31年1月の予定です。

また、JA熊本経済連農産物・物流基地は、主に米の保管倉庫ということで、従業員数が10人、そして、着工が平成29年6月ですので、既に始まっております。

操業開始が平成30年3月となっています。

最後に決まった株式会社ニフコ熊本については、執行部の方から、再度、どのような会社なのか、概要とメリットを述べていただきたいと思います。

次に、このたび、企業が来ることで、人の出入りがふえ、これを活性化のチャンスにしていきたいという思いでございます。活性化の第一は人口増であります。仕事で数百人の人が毎日田島に来るということですので、今後、田島に住みたいという人が必ず出てくると思っております。

また、田島保育園が近くにありますが、地域外の子どもさんたちも多く、半数は卒園したら地域外の小学校に行ってしまう。そういった子どもさんの中にも、田島はいいところだから、住宅さえあれば住みたいという声もたくさんおられます。

現在、本市として、田島地域の人口増のための住宅確保の施策の考え方を質問します。まず1点目でございます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問の1点目についてお答えさせていただきます。田島工業団地の立地企業と、そのメリットについてということだったかと思っております。

田島工業団地につきましては、昨年度において、先ほど議員が言われましたとおりに、2社が立地しております。それで残りが1区画となっておりますが、本年7月に株式会社ニフコ熊本が進出することが決定しました。進出することによりまして、3区画が完売したところでございます。

今回進出いただきました株式会社ニフコ熊本は、工業団地の北側A区画の用地を6万3,167平方メートル取得され、その敷地内に約2万平方メートルの建築面積を予定されております。

企業の概要としましては、プラスチック部品等の研究開発及び製造を行う企業で、投資額約40億円、雇用数約400人、うち100人は新たな雇用を見込まれております。

工事の着工時期としましては、平成30年1月を予定され、操業開始の時期としましては、平成31年3月を目指されております。

次に、企業の進出によるメリットですが、株式会社ニフコ熊本が進出することで、交流人口の増加や新たな税収確保による財政基盤の強化、さらには雇用の創出や地場企業への経済的な波及効果が見込まれます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 2点目の質問の田島地域の人口増策についてお答えいたします。

田島地域については、工業団地の新たな企業進出もございます。大変重要な地域と考えているところでございますが、市では、既に平成16年より3年間で4棟51戸の市営住宅を整備しているところでございます。

また、市の施策といたしまして、平成27年度から空き家バンクを通し空き家・空き地の活用による移住・定住を推進しているところでございます。

田島地区における実績としては、空き家への移住者が2世帯7名、登録空き地の購入者が1件となっておりますところでございます。

今後も空き家バンクへの移住物件登録を進めながら、移住・定住の推進に努めてまいりたいと考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） まず最初のニフコの企業が来たということで、非常に本社機能を持っておられるということで、400人として、新雇用が100人ということで、非常に規模が大きい企業が来ていただきました。そしてまた、さらに交流人口、税、雇用が生まれるということで、大変うれしく思っております。そのためには、やはり人口増ということが中心になってくると思いますけれども、今、2世帯は来ておられると。そしてまた、空き地が1件あったということでございます。さらにそれに向けて、人口増のために頑張っていく必要があると思います。

現在、田島地域では、3年前から住民と県立大学の学生たちと、孫子の代まで住みやすく豊かな地域であり続けるためにはどうしたらよいかという、そういう話し合いをやっておりまして、田島地区で域学連携事業というものをやっておりまして、3年前から。そのワークショップは4回を数えております。市長にも来ていただいて語っていただいたことがございます。この間、県立大の学生の田植えとか、草刈り、稲刈り、脱穀、そして、パッケージづくりまで体験し、田島保育園児との交流など、心を通わせることもできております。そういう中で、田島のよいところ、悪いところ、いろんなことを率直に話してもらって、今後の田島の発展のために交流をしているところでございます。

そういう中で、3年前は田島地域にはコンビニがなかったんで、コンビニが欲しいというような話も出ました。でも、現在はコンビニができております。そういう

こともありますし、また、合志市の菊南、七城温泉沿いのユーパレス弁天付近には、E T Cの高速道路のスマートインターができるという計画も決定しております。このことから考えても、住宅整備が必要になってくると考えているところでございます。

そこで、質問させていただきましても、住宅を建てるならどのあたりに可能性があるのか、自分なりに考えてみました。その一つは、現在市営住宅がありますけれども、その周辺はどうだろうか。その周辺を農振除外にして宅地開発が可能であるのか。もう一つは、農地でもまだ圃場整備がしていない箇所が幾つかありますけれども、農振除外にして住宅を建てるという考えがあるのか、お聞きしたいと思います。再質問をお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 農振除外の件について、説明させていただきます。

農振除外につきましては、昭和44年に国が施行しました農業振興地域の整備に関する法律、略して農振法に基づきまして行う必要がございます。特に、農振法による除外要件としましては、代替性や規模の妥当性、効率的な農業を行う上で支障がないこと、そして、担い手に対する利用集積への支障がないことなどの要件を満たすことができれば、農業振興地域内の農用地区域から除外することは可能と考えられます。

なお、圃場整備が行われていない区域についても同様の取り扱いとなります。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 集落内に空き地があれば住宅の建築は可能とは考えておりますけれども、農地等の宅地開発を行うような事業は、市では、現在、実施しておりません。

しかし、今回のように、企業の誘致により住宅ニーズが高まれば、辰頭団地のように民間による宅地開発が起こるものと期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） まず、農振除外でございますけれども、さまざまな要件をクリアしていけばできないことはない。条件を整えていくということでございます。

また、今、提案しました、こういう場所はどうかというようにござい
ますけども、まず、やっぱり市誘導ではなかなか難しい。ただ、民間を活用して
いくなれば、その要件を整えていけばできるんじゃないかという私なりの思いを感じ
ました。

そういう意味では、やはり今後、可能性のあるところでもありますし、また、人
口増のために、いろんな形で田島の地域というのが重要になってきております。特
に、今、小学校では、80数名が小学校の全校生徒でございます。今、ぎりぎりの
ところだと思いますけども、やはりこれを維持して、また、それにふえていくため
には、やはり何らかの手を打っていく必要があると思っております。

そういう意味で、先ほど水上隆光議員の市長の答弁でも、県との協議の上で、農
地転用も考えていかななくてはいけないというようなご答弁がありました。そういう
意味で、田島活性化のために、市長がどのようにお考えされているのか、ご見解を
最後にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 田島地域の人口増につながる施策についてということでござい
ますが、田島地区は、おかげさまで新たな企業進出が決定をいたしまして、大変こ
れからの活性化が楽しみな地域の一つでございます。また、先ほどお話がありまし
たように、既に域学連携事業を非常に熱心に取り組んでいただきまして、地元の方
々を中心にさまざまな地域活性化の取り組みが行われているという点も、大変私
はうれしく思っておるところでございます。

こうしたワークショップの中でも、田島地区に住みたいけども、家を建てる場所
がないというふうな意見もあったというふうに聞いているわけでございます。この
田島工業団地が埋まりましたことで、今後、企業進出が進み、数多くの従業員の方
がいらっしゃるわけでありますので、恐らくこの職住近接といったふうなニーズも
ふえてくるのではないかと思いますので、この職場と近いということの一つのセー
ルスポイントとして、家を建てる動きを促進するということは、一つ、可能性がふ
えてきたんではないかというふうに思います。

しかしながら、市が直接宅地開発をするとなりますと、当然リスクも伴いますし、
大変難しいものがございまして、ぜひ民間を活用した手法を推進していきたいと
いうふうに考えています。

ただ、そうなりますと、ある程度のまとまった土地が必要だという問題がやはり
起きてきますので、先ほど水上議員のご質問にもお答えしましたように、民間開発
が進みやすくなるような土地利用についての新たな取り組みをこれから検討を進め

ていくところでございます。既に着手したところでございますけれども、引き続き地域の皆さんと力を合わせて、一緒になって、この田島地区の活性化というものを、そして、菊池市全体の人口増というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） いずれにしましても、地域が一体となって行政と進めていくということが重要になってきますので、私どもも全力で応援をしていきたいと思っております。

それでは、次に、認知症についてということで質問をさせていただきます。

世界中で3秒に1人の割合で発症している認知症は大きな課題となっております。国内でも認知症の高齢者がふえ続け、厚生労働省によりますと、2012年時点で462万人いるということでございます。

前回は、本市の認知症対策について質問をさせていただき、取り組みとして、認知症サポーター養成講座により多くの市民がサポーターとなって、認知症の病気のことをまず理解し、見守りが大切ということを取り上げました。

今回は、早期発見・早期治療という観点から質問したいと思っております。

軽度の認知障害と呼ばれる認知症の一手手前の認知症予備軍は400万人と推計され、あわせると高齢者のおよそ4分の1に当たります。2025年には認知症高齢者が700万人を超えるとの推計もあります。対策が急務となっております。

軽度認知障害の段階で適切な予防を行えば、半数は認知症に移行しないという結果も出ております。現在は認知症治療薬が市販され、症状の進行が緩められるようにはなっていますが、症状が進行してからは薬の効果が乏しくなるため、早期発見・早期治療が欠かせないということでございます。かつて、認知症は不治の病とされていましたが、予防できることもわかってきました。早い段階で認知機能の低下を食い止めれば効果は大きいとされています。

認知症は、物事がわからない状態になり、もう終わりのように誤解されがちであります。そうではありません。初期の段階であれば、記憶に障害があっても、ほかの機能は衰えていないことから、何ら生活には困らないということでもあります。本人の気持ちを聞いた上で周りが適切に支えれば、自信を持って生活できるようになるということでもあります。

本市では、認知症サポーター講座を開き、たくさんの人々がサポーターになっております。地域住民が認知症のことを学び、優しい気持ちで見守ることは大変すばら

しいことだと思えます。

まず初めに、本市で行っている認知症の早期発見・早期治療の施策を質問します。

そして、次に、最近、高齢者の徘徊による捜索があった件についてやらせていただきます。

1件は、無事発見できて、家族も地域もほっとしたところでございます。もう1件は、つい先日、警察や地域住民、消防団等、かなりの多くの方たちが何日もかけて捜索をしましたが、残念ながら、数日過ぎて発見されて、亡くなられていたという痛ましい事故でありました。このことから、高齢者で認知症の方は、生命の危機から、一刻も早い捜索、発見が求められるということを切に感じたところであります。

その防止策として、最近、高齢者や認知症の方の徘徊や行方不明のとき、居場所を知らせるGPSがクローズアップされています。GPSを例えば靴とか、いつも持っていくバッグとか、洋服、つえ、またはシルバーカー、または首にかけているお守りとか、そういうものにGPSを、二、三センチのものでございますので、とても軽いものでございますので、そういうものをつけて、もし出た場合には、その居場所をゼンリン地図の形でメールで送られてくるというものであります。本市でも、認知症徘徊の防止策として、早期発見のためにGPSを活用したらどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上、2点でございます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、泉田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

認知症の早期発見・早期治療のための施策としましては、本市では、認知症について正しく理解ができますよう認知症の症状や対応の方法について、認知症サポーター養成講座を開催しまして、普及・啓発に努めておるところでございます。

また、認知症について、市民の方が気軽にご相談できるよう、認知症地域支援嘱託医と推進員による月に1回の物忘れ相談会を開催しておるところでございます。

さらに、専門医と保健師・社会福祉士などの専門職による認知症初期集中支援チームを設置しまして、認知症の人やその家族に対しまして早期介入を行い、原則6カ月間の支援を行っているところでございます。昨年は、本市の認知症事業と認知症の症状に応じた対応の仕方やサービスについて掲載しましたパンフレット「ケアパス」を作成しまして、市民の方や関係機関に配布したところでございます。

次に、認知症高齢者の徘徊防止策としてのGPSの活用につきましては、認知症

高齢者の行き先や時間帯など、予測のつかない行動により、対応について危惧されているところですので、捜索においては、GPSを活用した体制を整えることも有効な手段というふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 本市でも、いろいろなこの啓発のために方法や、または相談窓口、またはチームをつくってやられるということで、頑張っておられるところだと思っております。ただ、やっぱり命には早期発見というものが重要になってきますので、このGPSというのは非常に有効ではないかと思っております。

本市では、ことし5月、スマートフォンによる徘徊捜索アプリの実験を行ったと聞いております。GPSと併用することによって、さらに徘徊者捜索の強化が図られると思っております。

昨日の新聞では、警視庁の調べでは、この認知症の行方不明者が全国の受理数では1万5,432人で、過去5年で1.6倍に増加したと書いてありました。その対策で県警は、今後、4月、自治体提供の認知症高齢者から警察保護の情報をデータベース化して、全署で検索できるシステムを導入しました。名前や身体特徴、または情報、顔写真、データで構成し、徘徊による行方不明者の早期発見や、保護時の速やかな認定が期待できるということで、全国でも先進的な取り組みということで、警察のほうもそういうことを考えられているということをお聞きしました。

そういう意味で、現在、行政で既に助成金を出しているところもあります。ちなみに、神奈川県綾川町、また、千葉県の市原市などで行っているということでございます。

本市で、このGPSのレンタルの利用者が1割から2割負担ぐらいで済む介護保険サービスの中に組み込むことができないか、これについて、再度、質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 泉田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

オレンジセーフティーネットは、徘徊をしている認知症高齢者を捜索するために開発されたアプリでございまして、認知症サポーターなどを活用しまして、全国規模での情報連携を視野に入れた認知症高齢者などの行方不明者捜索協力システムのことでございます。本市では、先ほど議員さんが申されましたとおり、ことし5月に熊本県・山鹿市・通信会社との共同によります実証実験に参加したところでござ

います。

また、GPSを介護保険のサービスで利用することにつきましては、現在、介護保険では要介護2以上の認定をお持ちの高齢者などに対しまして、マットやセンサーなどによる徘徊感知器の貸与を行う制度はございますが、GPS機能を利用したものは対象となっておりません。

徘徊による事故防止策としてGPSの有効性を考えますと、今後の制度改正を期待しているところでございます。

本市としましては、有効な徘徊防止策を模索するとともに、これからも認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせることのできるよう、地域力の活用を初めとし、認知症サポーターやボランティアなど市民の皆様のご協力をいただきながら、見守り体制の推進を強化していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） GPSというものも検討していくということでございます。

ちなみに、GPSというのは、子どもの防犯ということからできたと、考案されたということでございます。そういうものを持つと、どこに行ったか、悪いことをしていても、どこに行ったかわかるというものでございます。そういうことで、保険の場合、1割、2割ということは、月に1,000円ぐらいということですので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次に行きたいと思えます。ペットの飼育の問題点についてということですので。

この質問をするに当たっては、私の市民相談の中で、ペットを飼われている犬・猫や、地域の相談がたくさんありました。自分で飼われている犬・猫をペットと言いますけれども、いわゆる野犬、野良犬、野良猫というのは、地域猫と専門用語で言うそうです。今回はこのことについて質問させていただきます。

一つは、ひとり暮らしの高齢者の婦人でございますけれども、野良猫にかわいそうということで餌をやり始めたところ、数年で1匹から15匹以上になりましたと。餌代だけでも1万円以上かかると。自分ではどうしようもないから、市に電話したという相談でありました。保健所に電話しても、今は殺処分ゼロになったということで引き取ってもらえず、基本的に野良猫には餌をあげた時点で飼い猫になると言われて、困り果てているということでございます。

この間、「クローズアップ現代」というのも、その番組がありましたけれども、

猫2匹から、かわいそうというか、それから子どもが生まれて、1匹から、また3匹ということで、部屋の中が80匹にふえたということで、もう3年から5年ぐらいにどんどんと見る見るふえたということで、もうどうしようもないということで、そういう「多頭飼育崩壊」という番組でありました。

もう一つの相談でありますけれども、飼い猫が隣接した敷地で毎回ふん尿をすることから、隣の住民とトラブルになり、警察沙汰になったということでもあります。私はその2件ぐらいを、そのお話を聞いたところでもあります。犬・猫というのは、猫だと思えますけど、同じところにふん尿をするということらしいです。そういうことで、隣の敷地に同じところにするもので、本当にそういうトラブルが起きているということです。

そしてまた、犬の場合は狂犬病になるおそれがあることから、保健所の対応や指導のための動きがあるのですけれども、猫の場合は何の手だてもないというのが現状であります。つい最近、新聞記事で読みましたけども、50代の女性が野良猫にかまれ、マダニに感染して死亡されたという記事がありました。

また、熊本市は政令市になり、犬・猫の殺処分ゼロを打ち出しました。命を守るという意味では必要なことかもしれませんが、その弊害も出ています。県動物愛護センターは、犬・猫の殺処分施設から保護の拠点へ改革中ですが、現在、犬の感染症対策に追われているということで、殺処分ゼロを目指す方針を挙げたことで収容頭数が急増し、犬・猫の飼育舎は過密状態になり、今年の5月以降、感染症が断続的に発生し、多くの犬を殺処分せざるを得なくなったということでございます。

また、県立運動公園、皆さんご存じだと思いますけれども、そこにはいろいろな事情の人が犬・猫を持ち込み、置いていくという人が絶えないということもございます。また、それに餌をやる人もあって、どんどん数がふえて、今、200匹以上に猫が発生しているということでもあります。そういうことで、私もその地域を通りましたときに、車にひかれていた猫とか、餓死した動物がいたということを確認しております。また、益城の仮設住宅でも猫がふえ続けるという問題になっているそうであります。

特に、猫については、年に2回から3回出産し、1回に3匹前後を産むということでもあります。何か対策を立てなければ、本市も大発生して、大きな社会問題になってくると思いますので、このような状況を把握され、対策をどのように考えられているか、質問をします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） それでは、猫のペットのトラブルということでご質問

されております。

市の対応としましては、電話等でご相談があった場合には、菊池保健所の衛生環境課に協力を求めまして、トラブル先への合同訪問を実施して、ペットの適正な飼い方について指導・助言を行っているところでございます。これは動物の愛護及び管理に関する法律でありますとか、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく指導でございます。特に、飼い主には、ペットを適正に飼育していただくという責任があることを知っていただくのが主な目的で行っているところです。

ご質問がありました、猫がふえ過ぎて困っておることに关しまして、飼い主の責任において、猫の譲渡先を探していただくとか、去勢・避妊手術による飼育頭数のコントロールをやっていただくとか、そういうことを助言しているところです。

今後の対策についてですけれども、飼い主がペットを適正に飼育されるということが一番かなと。いわゆる飼い主のモラルやマナーの向上が第一というふうにかけているところです。そういうことで、広報やホームページ、各種イベント等においてペットの適正な飼い方の周知・啓発をさらに行っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 菊池の広報等の8月号にもそういうペットの飼い方が書いてありました。私もそれは承知しているところでございますが、なかなか猫についての対策というのが、今、とられていないということでございます。

引き続き、このペットについての質問でございすけれども、前回、熊本地震が菊池でありましたけれども、その地震の際に、ペットを避難所に連れていったけれども、それを受け入れられなかったと。そういうことで、数日間、車中泊を余儀なくされたと聞いております。災害時は人命を第一に優先されるべきでございすますが、愛猫家・愛犬家にとっては子どもと同じようなものですので、今後、災害があった場合に、どのようにしたら対応できるのか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 避難所におけるペットの受け入れ体制ということのご質問かなと思います。

菊池市においても、現時点では、そのペットの受け入れ体制については確立ができておりません。平成27年度に熊本県から、ペットの受け入れに関する避難所運営の手引き（案）というのが示されております。ただ、昨年熊本地震以降、その

再検討がなされるというふうに聞いておりますので、この手引きを参考に、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今後、やはり災害時のときに、何が起こるかわからないという状況で、やはり非常に子どもと同じような気持ちで扱われた方、そういう方に対してどのように対処していくかということで、そのマニュアルをやっぱりしっかりとつくっていただきたいと思っております。

市の飼い主の指導、注意喚起は大切でありますけれども、具体的な対処方法がないという現状でございます。今後は、市と獣医師、動物にかかわるボランティア団体、NPO法人等と連携をとり合って、対策をする必要があるのではないかと、そう思います。そういう意味で、避妊・去勢手術、そういうことを市町村で手術費の助成ということも考えられるのではないのでしょうか。このことは一個人で対応が難しく、行政、各区、ボランティア等で連携をとって、それに対処していく必要があると思っております。

獣医師会の何人かの方にお聞きしましたら、そういう対応は早くしないとイケないと。もしそういうことを考えて行政がいくならば、自分たちも協力をしていくということも聞いております。そういう意味で、提案ですけれども、例えば動物愛護の団体に、行政の使っていない建物を貸し出し、活用し、行き場のない動物を飼育してもらおうと。そして、全国に里親制度的にもらってもらおうという制度ができないかという思いであります。このような考えはどう思われますかという点と、災害時のペットについて、本市も県の災害時のマニュアルを参考にしていくというご提案でありますので、これについては、そのシステムをぜひ早くつくっていただきたいということでございます。これについて質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 動物センター的なものを、今後、つくったらというふうな意見かなと思います。

今の現時点で、その県のマニュアルですか、その辺が決定した段階で、そういった方法もあり、なおかつは、そういう施設があるというのであれば、検討していく必要はあるかなというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） やはり、今、一番問題なのは、猫の問題だと思っております。

す。年に2回から3回妊娠をします。それで3匹から4匹生まれてきます。爆発的な数でふえますけれども、とりにもいけない、捨てるにも捨てられないという、いろんなことごとございます。そういう意味で、この対処法というのを市も考えていただき、市のモデルケースとしていけば、また他市からもいろんな調査が来るのではないかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。憩いの森公園についてであります。

泗水町富の原地域にある憩いの森公園は、5年前に開園し、日常的に人々が集まり、ウォーキングやジョギング、グラウンドゴルフ等の健康増進に使われております。また、この地域は、花房飛行場跡地ということもあり、戦争遺跡から平和を伝えるフィールドミュージアムとして大きな役割を果たしている公園でもあります。

私は、この公園のことで質問を2回ほどさせていただきました。そのとき、乳幼児、児童が遊ぶ遊具の設置について質問しましたが、当時の建設部長の答弁では、憩いの森公園については、遊具により限定された使い方を強いるのではなく、子どもたちがみずから工夫して遊んでいきたいという思いでつくったということであり、また、この公園は中規模の近隣公園としてつくられているので、その目的は、地域の人々が集えるような広場もしくは憩えるような植栽を整備することになっているという説明でありました。つまり、初めから遊具は設置しない公園であるという説明でありました。

さらに、遊具等の要望も出ていることは承知しているとした上で、しばらく時間をかけて様子を見ると最後には答弁をされております。

先ほど水上隆光議員からも、公園の遊具についての後押しの質問をしていただきました。これは遊具という意味では、私の言っているのは乳幼児の遊具でございます。だから、部長答弁の中で、小学校ぐらいの児童であれば、広場で創意工夫して遊ぶということは考えられますが、未就学児にとっては遊具があったほうが、保護者が遊ばせやすいということでもあります。すみません、これは私の意見であります。部長答弁では、自分で創意工夫して遊ばせろと、遊んでもらう公園であるということでもありますけれども、乳幼児は創意工夫まではまだできません。そういうことで、その公園で遊具で遊ぶという環境が必要ではないかということでもあります。現在、遊具施設設置の要望する署名運動も、今、始めているところでございます。

この地域には遊具設置の街区公園もありませんので、街区公園を兼ねた近隣公園をぜひ考えていただきたいと思います。街区公園というのは、別な言葉で言うと、児童公園のことでもあります。だから、児童公園にはその遊具は目的としてつくられますけれども、この近隣公園にはできないと、できていないということでもありますので、先ほどの水上隆光議員の、この地域は特に若い世代の人たちが居住しておられて、そ

ういうものを希望されているということですので、ぜひ人口増のためにもお願いをしたいと思います。そのための質問でございます。第1点目をお願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 憩いの森公園の遊具設置についてでございますけれども、憩いの森公園は、主として近隣に居住する人たちの利用を目的とした公園として、平成25年4月に開園しております。

公園整備に先立ちまして、ワークショップを開催し、そのご意見を参考にケヤキやクスノキなどを植栽し、議員がおっしゃるように、子どもたちが自由に創造的にみずから工夫して野外遊びができる場として利用していただきたいという思いで整備した公園でございます。

ご存じのとおり、憩いの森公園のある富の原地区は、子育て世代が多く居住されておまして、整備当初より十分検討しまして、簡単な遊具は設置したところでございます。

開園して5年が経過し、公園内に設置してあります木製遊具も老朽化してきているような状況でございますので、今後、交換をする際には、地域のニーズに対応した遊具設置を検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 前向きに検討していただくということであります。5年が過ぎましたので、そのためには、その環境づくりというのが必要になってくると思いますので、地域住民の声もまたしっかり受けて、進めていきたいと思っております。

一つ、提案でございますけれども、その先ほど場所の提供のところ、丸太のアスレチックのある木製の遊具があるところというふうに言われました。私もあの場所あたりが一番いいんじゃないかと思っております。その近くに貸し農園として、そこに花を植えたり、野菜を植えたりする場所があります。そこはつくった当時から、その応募者をお願いしているところですが、一人ぐらいは応募されたと思っておりますけれども、そこはほかの方が誰も入ってこないということで、ちょっと雑草が生えて無駄な空間になっているということであります。できれば、その周りが一番、その丸太のアスレチックの場所と隣接しておりますし、周りにはベンチ等も置いてありますので、見守りながら、そういう乳幼児を見守られるという環境でありますので、ぜひその場所はどうかと思っております。その点について、再度、質

問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 憩いの森公園の中の育みの園、これは公園整備に先立ちまして実施したワークショップの意見を反映しました市民農園、市民花壇として貸し出しを行い、開園当初より地域の方が利用されてまいりましたが、議員ご指摘のように、昨年からは利用がなされておられません。

そのようなことで、今後はワークショップの議論を勘案し、また、現在のニーズも考慮しまして、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） これで泉田栄一郎君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は9月4日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後3時07分

第 4 号

9 月 4 日

平成29年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成29年9月4日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	後藤英夫君
2番	平直樹君
3番	東奈津子さん
4番	坂本道博君
5番	水上隆光君
6番	出口一生君
7番	猿渡美智子さん
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
13番	岡崎俊裕君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（1名）

8番 松岡讓君

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	坂口 啓介 君
総務部長	小川 秀臣 君
市民環境部長	上田 俊介 君
健康福祉部長	中村 隆純 君
経済部長	谷田 修 君
建設部長	淵邊 政博 君
七城支所長	榎田 邦昭 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	山本 幸一郎 君
財政課長	中村 喜範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永 孝博 君
市長公室長	上田 敏雄 君
教育長	原田 和幸 君
教育部長	大山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	前田 浩規 君
水道局長	古田 浩敏 君
監査事務局長	水上 望 君

事務局職員出席者

事務局 長	徳永 裕治 君
事務局 課長	清水 登 君
課長 補佐	松原 憲一 君
議 会 係	安武 則貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 皆様、おはようございます。早速通告に従って質問いたします。

まず初めに、生活困窮者対策について質問します。

子どもの貧困が社会問題となる中で、全国的に子ども食堂が広がっていますが、菊池市でも市民の方がとにかく動こうという思いで始められた子ども食堂があります。その行動力に頭が下がる思いで、何度か訪問させていただきました。子ども食堂に来ている子どもさんが持っている夢の話を聞いて、その夢を実現していく過程、とりあえずは高校入学に向けて、どんな支援が必要かと考えたことが今回の質問のベースになっております。

さて、子どもの貧困対策を考えると、親の世代が抱える問題を抜きにはできないわけです。女性の貧困をテーマにした講演会に参加する機会があり、生活困窮者自立支援制度に基づいて、熊本県の委託で家計相談事業をしている相談員の方の話を聞くことができました。その講演の中で、私が一番印象的だったのは、早期発見・早期対応ということです。

概略を話しますと、借金が泥沼化して、にっちもさっちも行かなくなってからの相談では生活の再建が難しくなる。早く相談してもらえれば生活の再建につながる手がある。例えば、女性の貧困につながりやすい離婚にしても、なるべく早く、極端な言い方をすれば、離婚前に相談してもらって、どのような支援制度があるのか、当座の資金をどうつくるのか、どのくらいの収入を目指して仕事を見つければ生活できるのか、そういった見通しを持つことで前を向くことができると、このような話がありました。離婚はあくまで一つの例ですが、自立支援の対象になる方を早期

に把握して早期に対応することが大事で、その鍵は市役所での庁内連携にあるという内容でした。

講演を聞いて、不登校やいじめなど、子どもの抱えている問題に取り組んでおられるスクールソーシャルワーカーの言葉と重なりました。問題がこじれにこじれてしまってから私たちのところに相談が来る。簡単にいくケースは一つもないという話です。対処のおくれが事を重大化させてしまうことになります。

そこで、まず1点目に、支援の対象者を早期に把握して早期に対応するために、菊池市では、どのような庁内連携、相談の窓口であるくらしサポートセンターや、ほかの各部局がどのようにつながる取り組みをされているのかをお尋ねします。また、取り組みの効果はどのようなものであるのかもお尋ねをいたします。

2点目は、的を絞りまして、就学援助費の支給を受けている準要保護の家庭の保護者に対して、何らかのサポート体制があるのかをお尋ねします。

早期発見が肝要だという話をしましたが、準要保護家庭は、世帯収入が生活保護の1.3倍以下の家庭でありますから、わざわざ発見するまでもなく、生活困窮者自立支援法にいうところの生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る対象者として捉え直しができるのではないかと考えての質問です。

今回は、とりわけ高校入学に向けての支援ということでお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） 皆様、改めまして、おはようございます。猿渡議員さんの第1点目の生活困窮者の庁内連携について、お答えをさせていただきたいと思っております。

平成27年4月より福祉課にくらしサポートセンターを設置し、社会福祉法人への委託により専門の相談員を配置し、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、家計相談や就労支援を組み合わせながら、包括的な支援により自立の促進を図っているところでございます。

当センターで相談を聞き取る中で、世帯の中の高齢者の介護の問題が見つかり、高齢支援課へつないだり、子育ての場合には子育て支援課へ、健康問題から健康推進課につないだりしておるところでございます。

また、税務課での滞納者の納税相談、子育て支援課での保育料相談、都市整備課の市営住宅家賃等の相談から、くらしサポートセンターでの支援が開始された事例も多くあり、庁内各課と本事業との連携は十分とれているものと考えておるところでございます。

今後も、庁内の連携を強化し、対象者の把握から支援までの迅速化と、情報共有

を図り、生活困窮者の早期の自立促進を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、教育委員会のほうからは、生活困窮者対策としての準要保護家庭への支援・サポート体制についてということでお答えをさせていただきます。

猿渡議員お尋ねがございました、準要保護家庭への高校入学に関する情報とか支援についてということでございます。各中学校におきましては、毎年3年生を対象としました進路指導説明会時に、高校受験に関する受験料や入学金・授業料、また、高校の制服や学用品等の経費、そのほか教育資金としての奨学金の手続について周知を行っているところでございます。

さらには、各担任との連携によりまして、支援を要すると思われる家庭に対しましては、個別に生徒や保護者への説明を行い、必要に応じてSSW（スクールソーシャルワーカー）の派遣等を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 菊池市役所でも、くらしサポートセンターと高齢支援課、税務課、子育て支援課、健康推進課などがきちんと連携をとられて、相談者の対応に当たっているという様子がわかりました。

就学援助費を受けている準要保護の家庭の子どものことについては、また後で申し述べます。

さて、これまで、さまざまな支援策は申請主義であり、自分で制度を知って、申し出なければたどり着けないという側面があったと思います。ワンストップ体制、包括的支援といったことが聞かれますが、今後もさらに連携を深めていただきたいと思います。

答弁の中に、税務課との連携のことがありましたが、先ほど言いました講演会の中でも、そういったことが取り上げられました。例えば、税の滞納があったときに、税務課は督促はできるけれども、どのようにして生活を再建したら納税もできるようになるかというようなサポートはできないと。税務課のほうから自立相談につながることで、それが可能になるという話があり、阿蘇市の生活困窮者自立支援の取り組みに触れられましたので、行って話を聞いてまいりました。まずは、各部局での

共通理解を図った上でのことではありますが、阿蘇市での取り組みの工夫として挙げられたことの一つを紹介します。

文章を読みます。①市役所が有する相談者の個人情報、住民記録、滞納税、個人課税台帳、国保、介護、年金などについて、相談者の同意のもと、ここは大事ですね、個人情報ですから。相談者の同意のもと、リアルタイムで閲覧できる権限を職員に持たせてもらっている。阿蘇市の場合は、担当課長と相談員のお二人でした。これにより、家計相談時に詳細な滞納等の金額が把握されるほか、課税台帳の確認により適正申告を促し、所得等が影響する各種制度への活用が可能になり、相談したメリットも即座に与えるように心がけているという内容でした。

以下、⑥まで続きますが、そこは、今回、省略して、相談者の状態を包括的に捉えるためのシステムの利用が菊池市でもできないかということのを再質問の1点目とします。

それまで、相談者が利用にたどり着いていなかった支援制度につながる場合もあるという点、相談者の全体像をその場で捉えることができるという点で、相談する側にとっても、受ける側にとっても、有益ではないでしょうか。阿蘇市では、この仕組みがとても役に立っているという話を聞いてまいりました。

次に、準要保護家庭の支援についての再質問をします。

端的に言いますと、高校にも入学準備金が必要である。そのために、奨学金として運用される小川基金の活用ができないかということです。

昨年12月議会での東議員の質問に対する部長答弁を聞きますと、菊池市における就学援助費の受給者は、小・中あわせて、要保護家庭が30人、準要保護家庭が564人、計594人であり、全体の15%に当たるということでした。この15%という数字に着目しますと、厚生労働省が発表する子どもの貧困率、前回の調査では16.3%、新しい調査で13.9%、この数字とほぼ重なってまいります。熊本県は6月に子どもの貧困に係る実態調査をしましたけれども、菊池市においては、準要保護家庭への支援を強化していくことが子どもの貧困対策につながると考えられるのではないのでしょうか。

先ほど、教育部長から、現在の支援の状況について答弁いただきましたが、生活困窮者自立支援という視点からも、子どもの貧困対策という視点からも、もう一歩支援を進めていただきたいと思います。

支援制度の現状では、高校に入学してからは就学支援金の制度があり、授業料は払わなくてもよい。授業費以外の教育費については、生活保護世帯と非課税世帯には、これは返さなくていい奨学給付金の制度があります。ただし、入学準備にかかわっては、生活保護世帯の場合は、生業扶助により入学準備金6万3,200円が

支払われますが、準要保護家庭には支援がありません。小・中の入学に当たっては、入学準備金があり、今年度からは国の単価もおよそ2倍に引き上げられたことで、菊池市の支給額も引き上げられました。しかし、高校入学はというと、生活保護は福祉の支援、準要保護は義務教育の支援というはざまになっていて、入学のための支援がございません。高校入学という一つの壁を乗り越えるときに、壁を乗り越えるまでの準備の支援と、壁を低くする支援が必要ではないでしょうか。準備の支援という点では、庁内連携、つまり、くらしサポートセンターへのつながりが一つの手だてではないでしょうか。

先ほど、3年生になってからのさまざまな説明会のことが答弁の中にありましたが、中学入学の時点から情報を提供すること、必要な方は、3年後に向けた資金の準備ができるように家計相談ができますよと。どうしてもというときは、借り入れの方法についても相談できます。学習支援も利用できる場合がありますというような、相談の窓口があるという情報をまず伝えておいてほしいと思います。そういう内容の案内文書をつつければよいわけで、高校入学がさらなる生活困窮につながったりしないように、予防する取り組みになると考えます。ご検討ください。

といいますのも、母子家庭の中に経済的に苦しい家庭が多いということは、皆様、ご案内のとおりですが、厚生労働省の調査によりますと、母子家庭の実に37.6%には貯蓄がないという調査結果が出ています。

一方で、高校入学に幾ら必要か。菊池高校で聞いてきました。まず合格者説明会で必要なのが、教科書代、体育服代、指定バッグ代等々、約4万3,150円、入学式当日に必要なのが、入学金、同窓会入会金、副教材代等で約9万円、制服が男子で3万3,000円、女子で4万3,000円、ここまでの合計、女子で17万6,150円、男子は16万6,150円になります。

よくあることと思いますが、もし私立も受験していたら、受験料だけではなく、公立高校の合格発表の前に入学金の一部も支払わなければなりません。進学自体が私立だったらもっと高くなるはずです。これを貯蓄なしの状態乗り越えなければならぬとしたら、本当に高い壁だと思います。

パソコンで「高校入学準備費用」を検索したら、幾らかかりますよという情報の隣に、カードローンや消費者金融の紹介が出てきて唖然としました。高校入学が新たな借金や、さらなる困窮のきっかけになる可能性は十分にあります。

そこで、準要保護家庭の子どもたちにとっての高校入学の壁を低くする、つまり、保護者の負担を軽減するための入学準備金に小川基金による奨学金を活用できないか、これを2点目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、中村隆純君。

[登壇]

○健康福祉部長（中村隆純君） それでは、私からは、生活困窮者自立支援事業の庁内システムの利用につきまして、お答えさせていただきます。

阿蘇市では、生活困窮者自立支援事業を直営にて実施されております。担当職員が相談者の税務情報などの各種情報を電算システムにて照会できる権限を取得され、支援につないでおられるとお聞きしております。

本市におきましては、先ほどお答えしたとおり、委託の相談員が困り事などを丁寧に聞き取った上で、担当課に直接出向き、情報交換を行い、税務情報や介護保険情報などを得るような連携体制をとっているところでございます。

さらに、支援のための相談者の調整会議を行っておりまして、税務課等関係職員の参加をお願いするなど、関係各課、協力しながらきめ細やかな支援を行っておりますので、今後も現体制で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、教育委員会のほうからは、質問のございました高校入学への準備金として、小川基金を活用した給付型奨学金の利活用ができないかというご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この給付型奨学金等の検討委員会につきましては、これから具体的な協議を行いながら、制度の設計・運用を図っていくということといたしております。したがって、入学時の準備金に関しましても、議論をお願いするところではございますが、これからの検討事項となっておりますので、現段階ではお答えできない状況でございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） まず、生活困窮者自立支援のためのシステム利用はどうかという質問をいたしました。現体制では、一つ一つ回って行って、そこで情報を得て、調整会議の中で情報を得てということをお答えいただきました。

しかし、その手間と時間、そこに力を割くよりも、一人でも多くの相談者の問題を解決をしていくという視点のほうが、私は大事なのではないかと考えております。確かに、菊池市の場合は、相談事業は菊愛会の委託になっておることは承知しております。でも、担当の課長さんなりなんなりにその権限を与えていただいて、そこ

を紹介するという状況をつくれば、阿蘇市のように、即座にその方の状況を把握する。その中で、あっ、この支援制度が利用できますよ、できそうですよというような光を相談者の方に早く見つけていただく。そのためには、一つ一つの部署を回ったり、調整会議を開いた後よりも、なるべく即座の対応をし、職員さんの労力も減らす。そして、正確な情報を早く得るということが、より大切なような気がいたします。

直営ではないということで、難しい点があるのはわかっていて質問をしたわけですが、そここのところを検討をして、なるべくたくさん、言ってみれば、就学援助費を受けている準要保護の家庭の方が相談に来られても、お待ちくださいじゃなくて、すぐに対応ができるというようなゆとりが生まれてくるのではないかと、いうふうに考えています。

それから、高校の入学準備金に小川基金の活用をということを申しましたが、これから検討されていく段階であるということは百も承知であります。でも、検討委員会の検討が終わってから、検討委員でない私が、ああ、これも入れてほしかったのにと、というようなことになっては間に合いませんので、それが始まる時点で、このところは支援のはざままで、大変だからどうにかならないかという提案を教育委員会としてやっていただきたい。そのように考えて、きょう、質問をいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、市長にお尋ねいたします。

阿蘇市では、自立相談支援を通して、市税や住宅費、水道料金の納付につながったケースも多いと聞いてきました。ひいては、相談者の自立意欲が向上し、精神の安定にもつながるということでした。お金の件も大事ですが、こういった相談者を励ましていく、人に寄り添う支援が求められていると思います。

菊池市でも、先ほどありましたように、担当の職員さんは頑張っておられます。その仕事が少しでもスムーズにいくような、早期発見・早期対応のための仕組みづくりをするという点では、担当課というより、市としての動きが欠かせないと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。生活困窮者自立支援に対する総合的な取り組みについてを問うというご質問でございました。

生活困窮者自立支援事業自体は、対象者の自立にまずつながりますし、また、税金であるとか、公共料金の滞納の回収にも寄与するものということでございますので、私のほうも力を入れて取り組んできているところでございます。

今までご説明申しましたように、生活困窮者の抱える課題の解決のためには、世帯全員を含めた課題の把握と支援関係者による一体的、総合的な支援が必要なわけであります。

先般来、システムというものが・・・（聞き取れず）合理的ではないかというご提案があっておまして、システムのもたらす合理性というのは、私もそういうふう感じております。ただ、数字だけではない、さまざまな問題がございますので、例えば数字の上だけで総合相談員のところで把握ができたとしても、結局、じゃあその税金のところはどうするかというふうなところは、所管の窓口に入ってもらわないといかんわけでありますので、そういう意味では、私どもは、よりきめ細かく対応をしてさしあげたいということで、関係課が連携・協力しながら、生活困窮者の方に、いわば寄り添いながら、一つ一つの部署にご案内をして、かみ込んでご相談をさせていただいていると。そういう早期の連携体系ができておりますので、今後もこの現体制で取り組んで、庁内、それに民生委員・児童委員さんや社会福祉協議会など地域の関係者との連携体制をより一層深めながら、自立支援に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） もちろん数字を把握することで、その人の全体像をつかむことができないことぐらい、私もわかっています。でも、数字は正直なところがいっぱいあります。その数字から何を読み解くか、何を得るかというのが、支援の大きなヒントになると私は考えているところです。

次の質問に移ります。

次に、小学校運動部活動の社会体育移行について、質問いたします。

熊本県は、平成27年に小学校の運動部活動は社会体育に移行するという方針を決定いたしました。その基本方針には、これまで本県は、運動部活動が児童のスポーツ活動を担ってきた。しかし、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また、指導者不足の課題などが指摘されている。このような課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校の運動部活動を社会体育に移行するとあります。そして、移行期間を平成30年度までとし、平成31年度からは完全移行するということになっています。完全移行まで、あと1年半になりました。

近隣の市町では、取り組みが進んでいない現状もあるかに聞いておりますが、菊池市では、泗水校区をモデル地区として、今年度より先行実施され、一歩進んだ取

り組みをされております。

そこで、3点質問いたします。

1点目、先行実施した泗水地区での取り組みの経過と、現在、どのような活動が行われているのかという現状をお尋ねいたします。

2点目、移行後の評価と、見えてきた課題はどうか。保護者や児童の声を把握しておられたら、そこもお願いいたします。

3点目、泗水校区以外の地域でも、来年度からは移行の見込みになっていますが、現在、どのように進められているのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、猿渡議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

小学校運動部活動の社会体育移行に関しましての三つのご質問でございました。議員お話のとおり、小学校の運動部活動の社会体育移行につきましては、熊本県教育委員会が、平成31年4月から小学校の運動部活動を社会体育へ移行する方針を定めたということで、本市でも社会体育移行に向けて、平成27年度から検討を行ってまいったところでございます。

そういった中、1点目の、先行モデル地区として実施をしております泗水地区での取り組みの経過と現状につきまして、お答えをいたします。

泗水地区では、平成28年度から三つの小学校ごとに、地域の実態に応じたスムーズな社会体育移行を図るため、教育委員会を中心に、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校、保護者等で構成をしました泗水中校区検討委員会を設置し、学校や保護者の意見を聞きながら、指導者の確保や活動時間、活動場所、施設予約、施設使用料等について、4回の会議により検討を行っております。その結果としまして、剣道や軟式野球、バスケットにおきましては、現在の部活動に外部指導者が入ることでクラブの立ち上げができましたけども、サッカー、バドミントンにつきましては、指導者の確保が難しく、既存クラブチームや総合型地域スポーツクラブ等に加入をするということとなりました。あわせて、社会体育移行により、運動のできない子どもたちがふえない対策としまして、総合型地域スポーツクラブに総合運動クラブを立ち上げたところでございます。

これらの取り組みによりまして、平成29年度からは、泗水中校区の泗水東小、泗水小、泗水西小並びに既に取り組みが行われておりました隈府小の四つの小学校におきまして、社会体育移行で動き出しております。

2点目の、社会体育移行後の評価と課題についてでございますが、移行して余り月日がたっていないため、全て把握できている状況ではございませんが、加入したジュニアスポーツメニューの選択肢がふえたことに加え、専門性の高い指導を必要とするアスリート系を目指す子どもにとってはメリットがあると考えられます。課題としましては、移行された各学校の調査を行った結果、社会体育の移行に伴い運動をしなくなった子どもがいる。あるいは、クラブチームに所属している児童との体力の二極化が進むのではないかと。また、部活動を通してつくられていた人間関係が希薄になっているのではないかと。そのほか、活動開始の時間が遅くなったため、子どもたちの就寝時刻が遅くなる日があるなどが挙げられております。

3点目の、ほかの地域の進捗状況につきましては、現在、各ブロック（七城中校区、旭志中校区、菊池北、南中校区）ごとの検討委員会を実施しながら進めておりますが、各ブロックとも指導者の確保について課題があり、また、スクールバスの運行等の問題も抱えております。これらの課題を検討委員会等で協議しながら、スムーズな移行に向け、平成30年度からは、市内全ての小学校において、社会体育移行ができる体制を整え、平成31年4月からの社会体育移行完全実施を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 泗水校区の移行については、4回検討委員会が開かれ、その中で関係者とともに話し合いがなされたとお聞きしましたが、丁寧な会議が持たれているということ、まずほっといたしましたというか、ぜひ今後もそういう方向で進めていただきたい。保護者の皆様や子どもさんたちが納得いくような社会体育移行というのはなかなか困難かもしれませんが、そこを教育委員会でぜひリードしていただきたいと思っております。

とりわけ、今後、移行する地域は、教育部長が言われたように、スクールバスの運行等重なった問題もあり、泗水地区とはまた違った意味での課題が出てくると思っております。具体的にどう解決していけばいいか、私も今のところ、よいアイデアを持っているわけではありませんが、皆様の協議をよろしく願いいたします。

課題としては、運動しなくなる子がいる。体力の二極化が出てくるのではないかと。人間関係が希薄になるのではないかと。活動時間等遅くなってしまいうので、就寝時間が遅くなるといったことを挙げられましたけれども、では、そういう課題にはどのように対応していこうと考えておられるのかということ、再質問いたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、再質問の課題にどのように対応していくのかというご質問でございました。

先ほどの答弁の中で、社会体育移行に伴い、運動をしなくなった子どもがいるという課題を申し上げましたが、その対策としましては、総合型地域スポーツクラブに総合運動クラブを設けているところがございます。この総合運動クラブでは、多くの子どもたちが参加しやすいように週1回、各学校の体育館に指導資格を持った指導者を派遣し、特定のスポーツを指導するというのではなくて、小学生に必要な運動能力の取得、向上を目的に、年間を通してさまざまなプログラムの中で活動を行うことといたしております。

具体的には、90分の中で、まず、ストレッチやコーディネーショントレーニング、マット運動などを行いまして、その後に季節に応じまして鉄棒や跳び箱、サッカー、ミニバスケット、ドッジビーなど、いろいろなスポーツ体験ができるクラブ活動ということになっております。

そのほかにも、先ほど申しましたいろいろな課題がございますが、また今後もそういう問題が出てくることが予想されますので、それぞれの課題等を整理し、検討委員会等にお諮りしながら、解決策を見出していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 答弁の中にありました総合運動部については、一つの固定した競技ではなくて、小学生時代に必要なさまざまな運動を経験できることや、専門性を持った指導者の方がやって来て、学校で活動ができるという、それから、活動時間も、放課後の時間帯というふうにお聞きしましたので、先ほどの睡眠時間がというような問題も解決ができて、大変よい取り組みだと思います。

お聞きしましたら、総合運動部は全ての小学校に設置をする予定であるということをお聞きしました。その総合運動部の活動を通じて、運動不足になるようなことがないようになればよいなと思っているところです。

ただ、費用がかかりますので、この問題は大変だというふうに思っているところです。たしか月に1,000円ぐらいでしたかね。延べでいくと費用がかかるというお話をお聞きいたしました。

先ほど答弁がありました。課題が幾つか出てくる中で、私にとっては、保護者の活動費等の負担が大きくなる、送迎が難しいといったような項目がなかったのはちょっと意外でしたが、次には、社会体育の移行に伴う条件整備について、再質問

したいと思います。

1点目は、活動する施設の使用料、電気料についてです。

現時点では、移行期間の29年度、30年度については、使用料も電気料も免除ということになっていますが、31年度からは再検討することになっています。そうでなくても、社会体育移行で保護者の経済的負担はふえていくことが十分に予想されます。というより、明らかと言っていいかもしれません。せめて菊池市の児童が、菊池市の小学校の体育施設を使用する場合は、移行期間を過ぎても使用料や電気料は免除とすべきではないでしょうか。1点目にそのことをお尋ねします。

2点目は、施設整備についてです。

社会体育では、指導者の方が仕事を終えてからの活動というケースも多いので、練習の時間と練習の条件が変わってきます。それに対応した施設整備が必要になってくるのではないのでしょうか。

隈府小学校の社会体育になった野球チームの保護者から、ナイター照明が暗くて困っているという相談があり、平議員と一緒に見に行きました。低学年と高学年、2面に分かれて練習があっていましたが、その片方がとても暗い。自分たちで準備した投光機も使われていましたが、それでもなお暗い。このときはナイター施設の電球が切れているのがありましたので、それをつけかえる処置をしていただきましたが、ナイター施設そのものが1面のコートに対応した設定になっているようで、部活動でボールになれていない低学年と高学年が分かれて2面を使って練習するためには、照明施設そのものが増設していかなければならないのではないのかなと感じたところです。これはたまたま出会った例ですが、社会体育に移行するに伴って、子どもの安全な活動上必要が出てきた施設は、徐々にでも整備していかなければならないのではないのでしょうか。施設整備についても、市の考えをお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、議員お尋ねがございました条件整備につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の施設利用等でございますが、社会体育移行に伴いまして、新たに立ち上げるクラブが学校施設等を利用する場合は、平成29年度、30年度に限りまして、使用料、電気料とも全額免除といたしております。また、軟式野球等で使用するナイター施設使用料につきましても、平日使用の週3日までは全額免除といたしているところでございます。

次に、菊池市内の小学生が使用する施設について、平成31年度以降も全額免除ができないかとのご質問でございますが、平成31年度からの施設使用料につきま

しては、平成30年度に再検討することといたしております。

このことにつきましては、今後、他自治体の動向を注視するとともに、既存のジュニアクラブチームでは、現在、通常料金の2分の1の使用料、電気料をいただいております関係上、そのバランスを見ながらの検討が必要となってまいります。

2点目の施設整備の件でございますが、学校施設である以上、子どもたちが安全に使用できるよう整備しておくということが大前提でありますので、再度、点検等も行いながら整備をしてみたいと考えております。また、社会体育施設におきましても、市民が安全に利用できるように、さらに点検整備を強化してみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 最後に、教育長にお尋ねしたいと思います。

教育条件の整備は、教育行政の最も重要な仕事の一つです。学校部活動が社会体育に移行するという変わり目にあって、少しでも負担は軽く、より安全にできるようにという配慮が欠かせないと思います。先ほど既存のジュニアチームが2分の1払っているというお話もありましたが、ここはひとつ既存のチームも、ならばただにしてやろうではないかというような度量の大きさを見せていただいたらありがたいなと思います。

教育委員会が出しておられる「きくちの教育」という冊子がありますが、その中には、社会体育の重点事項として、体育施設の整備及び充実という項目がきちんと挙げられています。このことについての教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまの猿渡議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成31年度以降は、新たに立ち上がったクラブチームも社会体育のジュニアクラブチームの位置づけになります。既存のジュニアクラブチームとの整合性も図らなければなりません。平成30年度に再検討するようにしておりますが、先ほど部長も申し上げましたとおり、ほかの自治体の動向も見ながら、注視しながら、しっかり検討をしてみたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 近隣の自治体の中には、まだ検討委員会も開かれていない
というような自治体が多々あります。そういった自治体にすれば、菊池市が学びの
対象であって、菊池市がどうやっているのかな、どんな取り組みをして移行ができた
のかな、使用料はどんなのかなというのが一つのモデルになっていくと考えます。
その中で、周りの自治体の動向を見る一歩手前に、先んじて取り組みをしていただ
くことによって、菊池市が使用料ば取らんとなら、うちの自治体も取るわけにはい
かなというような動きになっていけばよいと私は考えているところです。

これで質問を終わります。

○議長（森 清孝君） これで猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時53分

開議 午前11時01分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○4番（坂本道博君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、坂本道博です。
私は、菊池市議会議員として、市民の皆様が公平に安心して生活できる環境づくり
が大事であると日ごろより感じております。議員活動の中で、地域からの相談や要
望など、さまざまな意見をいただいておりますので、それを踏まえて、今回の定例
会での質問とさせていただきます。

では、通告に従って質問します。

初めに、農業と観光の振興について、次に、有害鳥獣問題について、次に、道路
整備について質問します。

初めに、第1回九州のお米食味コンクールなどを通じて、販路拡大などの具体的
な取り組みについて、次に、菊池川流域今昔水稻物語が日本遺産認定を受けて、観
光と農業にどのように生かしていくのかについて、質問していきたいと思ます。

昨年は全国から5,600点以上の出品米があった、第18回米・食味分析鑑定
コンクール国際大会が本市で開催され、菊池米が見事に2年連続で国際総合部門の
最高評価である金賞を獲得しております。これも生産農家の栽培技術研究など前向
きな取り組みと、江頭市長の菊池米のブランド化に向けた情熱が実ったものと、お
いしい米づくりを目指している生産農家として、大変感謝しております。また、菊
池米食味コンクールも第4回目を数えており、生産農家の米づくりに対する意欲が

高まっていると感じております。

昨年4月に発生した熊本地震により、多くの県民、また、市民の方も甚大な被害を受けておられます。その中で、昨年の国際大会のパンフレットを見ますと、江頭市長は、米づくりを通して、人を通して、地域を通して、復興に向け進んでいくことをはっきりと答えられております。そして、熊本地震発生から1年6カ月、私たち菊池市民の誇れる財産である菊池溪谷の復旧もスピード感をもって取り組まれ、農業と観光の振興に向けても、みずからが先頭に立ち、取り組んでいる江頭市長の姿は、市民にとっても頼もしい限りでした。

そのような中、本年4月には、菊池川流域の菊池市、山鹿市、玉名市、和水町で今昔水稲物語が日本遺産の認定を受けるなど、江頭市長の追い風を呼び込む力と、そのリーダーシップに感心しているところです。

さて、6月の定例会において、江頭市長は、平成29年度に6点の戦略を挙げられております。その中で、2番目の戦略として、「人が集まる魅力のまちづくり」で観光力を高め、経済の活性化につなげることを挙げられておられます。また、3番目の戦略として、「未来につながる農業力」でブランド競争力と農業の永続的発展の取り組み強化を行うと挙げられております。市民も大いに期待していることと感じております。

ブランド競争力については、江頭市長の大きな実績として私が感じているのは菊池米のブランド化ではないでしょうか。菊池米食味コンクールはことしで5回目を迎えるわけですが、毎年、米生産農家の参加がふえていと聞いております。また、市内の集落間においては、コンクールが刺激となり、おいしい米づくりに向けた競争意識が芽生えており、特に来年度の米の生産調整廃止は農家の話題となっており、本市の農家にとっては、菊池市とJA菊池と生産農家が一体となり、菊池米のブランド化を確立していくことは、農家の安定的な収入につながるため、非常に関心があります。

また、菊池川流域の米づくりが日本遺産の認定を受けたことも、農家にとっては誇りとなっております。日本遺産への認定については、6月議会の中で柁原議員も一般質問されておられます。

このような経過の中で、施政方針にも挙げられている米日本一戦略として、本市は第1回目の九州お米コンクールが開催されるわけですが、菊池米食味コンクールを含めて、コンクールの開催に当たり、菊池米の販路拡大や販売先の確保、米日本一戦略に向けた取り組みをお聞かせください。

また、施政方針の中で、日本遺産認定を受けて、関係市町村とさらなる連帯を深めて、積極的な情報発信を行うと挙げられておりますが、今後の観光振興と農業発

展につながる取り組みについてもお聞かせください。

さらに、農産物の地産地消は、流通コストの削減に効果的であり、何より農家にとっても収入につながるとは思います。現在、市内の飲食店や旅館、ホテルにおいて、JA菊池や各物産館、個人の商店の地元農産物の取り扱いはどのくらいの割合を示していますか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） おはようございます。ただいまの坂本議員のご質問にお答えします。

1点目の米日本一戦略につきましては、菊池米を全国に誇れるブランド米として確立するために、平成25年度から菊池米食味コンクールを開催し、米生産農家の良質米づくりへの意識を高めてまいりました。

また、平成27年度からは、本市を九州の米どころとしてアピールし、生産者の産地間交流を行い、積極的な情報交換と、米・食味鑑定士協会を初め、大手農機具メーカー、JA菊池などの関係機関のご協力により、九州の米生産農家を対象に、米・食味分析鑑定チャレンジを開催してきたところでございます。

さらに、平成28年度には、本市において、第18回米・食味分析鑑定コンクール大会を開催し、全国の米生産農家を初め、関係事業者など多くの方に米どころ菊池をPRしてきたところでございます。

加えまして、本年4月に菊池河流域今昔水稲物語が日本遺産の認定を受け、米作り二千年の歴史的ストーリーが加わったことから、ますます九州の米どころとしての地位を確立する絶好の機会であり、今回、第1回目となる九州のお米食味コンクールを創設・主催することで、菊池米のブランド化をさらに加速させ、米日本一に向けた基盤を築いてまいりたいと考えております。

次に、販路の確保と拡大についてですが、現在、菊池米食味コンクールの上位受賞米などにつきましては、公設ネットショップの菊池まるごと市場を初め、菊池観光物産館において「菊池米の匠」として販売をしております。

また、平成27年産米から東京都内の三越伊勢丹百貨店、福岡市内の岩田屋三越などで菊池米が販売されており、平成29年産米においても継続して販売することになっております。

本年度の新たな販路先としましては、沖縄県の米卸事業所と商談が成立しまして、菊池米食味コンクールでの受賞米や菊池溪谷棚田米が、沖縄県において販売される予定となっております。

次に、2点目の日本遺産をどう生かしていくかという質問でありますが、菊池

川流域3市1町によるストーリー「菊池川流域今昔水稻物語」の日本遺産認定は、米づくりの歴史・文化がコンパクトに集積して残っているため、貴重な地域であると認められたものであります。

菊池米のブランド化を加速していく上で、この歴史的ストーリーが加わったことは大変重要であり、菊池米の販路拡大に向け、またとない機会であると捉えております。

今月下旬には、東京銀座の「米」をコンセプトにしたショップ「アコメヤ トウキョウ」において菊池市物産フェアを開催し、日本遺産の認定の周知を含め、本市のPRと農産物の販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

そのほかにも、旅館の美味しい朝ごはんプロジェクトなどを観光協会、旅館組合と協議し、菊池米を宿泊先の旅館でもお土産として購入できるようにしたいと考えております。

次に、日本遺産の認定を観光にどう生かしていくかとのことですが、日本遺産の有料ガイドを育成していくとともに、現在、認定を受けております日本遺産の構成要素のうち、文化財未指定のものの詳細調査や、将来的に日本遺産に加え得る要素の発掘を行いまして、文化や歴史を含め観光につなげてまいりたいと考えております。

今年度の事業といたしましては、12月から、わいふ一番館におきまして、日本遺産にちなんだ企画展を開催し、来年以降につきましては、玉名市・山鹿市・和水町の各市町を巡回し開催してまいりたいと考えております。

それから、最後にご質問がありました、どれくらいの割合が本市で使われているかということにつきましては、ただいま資料が手元にありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○4番（坂本道博君） ありがとうございます。

江頭市長のアイデアが「儲かる農業」につながると思っていますので、米日本一に向けて、農家を含め市民の皆さんも期待しておりますので、マスコミなどの情報機関もうまく活用しながら、全国の消費者へのアピールをよろしくお願いします。

また、日本遺産認定から4カ月が経過しておりますが、この誇れる事実はまだまだ菊池市民には浸透していないように思っていますので、市民への周知や市民への紹介をよろしくお願いします。

さて、昨年年第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会は、共同主催者であ

った米・食味鑑定士協会の鈴木会長から、過去の大会を通じて最高の大会であったと昨年の交流会の場でお聞きしております。特に、今までの自治体開催の中でも、江頭市長との親交が厚く、菊池米が金賞を獲得したときの市長のうれし涙が、鈴木会長にとっては何よりも深く印象に残っているとされたことを思い出します。

そのような中で、米・食味鑑定士協会を初め、国際大会や菊池米食味コンクールを通じて、支援していただいた関係機関との連帯について、今後、どのように考えていますか、お聞かせください。

また、先ほど菊池川流域今昔水稻物語の日本遺産の認定が、市民や市外へ浸透していないと発言しましたが、アピールの仕方をもう少し工夫したらどうでしょう。菊池市役所や支所には縦幕を上げられていますが、一部の市民が目にするだけではないでしょうか。私は、人の往来が多い各物産館にもっと日本遺産認定の看板などを上げて、PRすることが市民以外の買い物客や県外の方にも情報が行き届くのではないのでしょうか。私の提案になりますが、どう思いますか。

そこで、文化面にも強い江頭市長は、日本遺産の認定を受けて、今後、どのような展開を考えておられますか。江頭流の意気込みをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの坂本議員からのご質問でございますが、米コンクールを通じて、今後、関係機関との連携を考えるかということと、それから、市民への周知の問題、それから、日本遺産というものをどういうふうにかかしていかかというご趣旨のご質問であったかと思ひます。

まず、1点目の米コンクールの件でございますが、大変評価いただきまして、ありがたい気持ちでいっぱいでございます。最初に金賞をとったとき、つまり、17回のときでありますけれども、全国の農家の方から、熊本でもお米がとれるんですねと感心されまして、私は大変そのことを悔しく思っておりました。農家の皆様の頑張り、ご努力によりまして、また、18回大会を菊池市で開催することができるという幸運にも恵まれまして、2回連続、しかも当地においての開催時にそれを達成したということで、大変全国的な注目を高めまして、意義、効果も大きな大会だったと思ひます。しかし、これは一つの大きな通過点でありますので、一回で終わるのではなくて、これに安住せずに、次の大きな手がかりにつなげていくということが一番肝心であろうというふうにお思ひます。

幸い米づくりの農家の皆様の意識はもう本当に最高潮に、今、達しておるわけありますので、私どもは引き続き、さまざまな施策、PRも考えてまいりますけど

も、そういう中で考えたのは、実は九州のお米コンクールであります。せっかく耳目を集めて、皆さんの意識も高まったわけでありませうけれども、しばらくこのような大きな大会はない。国際大会の金賞への取り組みは当然毎年続けていくわけでありませうけれども、せっかくのこのムーブメント、動きというものを生かしたいということで、九州のお米コンクールを菊池市みずからが主催することで、まだ鉄が熱うございますから、関心が集まっておりますので、こうしたことによって、九州の米どころ菊池というのをまず確立をしていきたいと、こういうふうに思っております。

関係機関との連携という意味では、もうこれまで以上に国際大会の共同主催者でありました米・食味鑑定士協会さんとも親密な連携を続けていきたいと思っておりますし、また、JA菊池さんにおきましても、米づくりのみならず、国際大会開催時には食の文化祭のような取り組みも非常に積極的にやっていただきましたし、また、大手農機具メーカーさんを初めとする関係機関、諸団体とも、非常に良好な関係ができておりますので、これをますます生かしていきたいというふうに考えております。

それから、市民への露出がまだまだ足りないという点があれば、また私のほうも広報紙等も活用しながら努力していきたいと思っておりますが、ぜひ、特に農家の代表でいらっしゃる坂本議員におかれても、もういろんな方面で、事あるごとにそのことをぜひPRをしていただきたいと、あわせてお願いするところであります。

そして、そういうタイミングの中で、今回、日本遺産の認定を4月にいただいたということは、本当にこれ以上ないような舞台設定が整ったということであろうかと思っております。ただ、生かすも殺すも、これは私ども次第でありますので、とりわけ米だけではなくて、ほかの生産物への発展、これをまず取り組みたいと思っております。幸いにして、菊池基準の取り組み、それから、インターネットによる露出が高まりまして、非常にいい状況にあると思っておりますので、今度はそれを観光にも生かしていこうということで、今度の日本遺産をきっかけとして、旅行にいらっしゃる方がふえてくると思っておりますが、その際に、ぜひ、この米づくりの生産現場を見るツアーであるとか、農業者との交流の場をつくるとか、あるいは、田植え、収穫祭等の体験ツアーを創生するといったふうに、農と観光というものをつなげたような新しい取り組みにも着手していきたいと。また、観光分野の皆さんとの連携をして、先ほどの朝食というものをアピールしていくとか、今進めておりますグルメ菊池との相乗効果も抽出していくと。こうしたことを総合的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○4番（坂本道博君） ありがとうございます。

市民の江頭市長への期待と関心はかなり大きいものであると感じております。日本遺産認定をいかにして、米どころ菊池の名を全国に広げていただきたいと思います。

次に、有害鳥獣問題について質問します。

初めに、現在の本市の取り組み状況について、次に、今後の対策について、お聞きしたいと思います。

野生鳥獣による農作物被害額は、全国で近年、200億円前後で推移している状況です。全体の7割がシカ、イノシシ、猿によるもので、森林被害面積は、全国で年間約9,000ヘクタール、平成26年度調べで、このうちシカによる被害が8割を占めるそうです。また、河川などでは、カワウによるアユ等の食害などの被害としても拡大しています。

また、鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大、離農の増加、さらには森林の下層植生の喪失等により、土壌流出による災害の発生、植物の食害、車両との衝突事故の被害も起こっており、被害額として数字にあらわれる以上に深刻な影響を及ぼしていると思われま。

熊本県での農作物被害は、平成27年度で5億6,600万円、福岡県に次いで九州で2番目の被害額になっています。イノシシの被害では、福岡県を抜いて第1位で3億5,700万円、シカが4,896万円、カラスが6,940万円、猿が1,700万円となっています。イノシシやニホンジカの生育数の急増に伴い、狩猟による捕獲数も増加傾向にあるものの、それでも被害がふえている状況です。被害の激しい地域には、有害鳥獣の捕獲や被害防止施設、電気柵などの設備などに多額の経費が必要となっているところも多く、農林業にとって深刻な問題となっています。

本来、野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であるとともに、学術、芸術、文化などの観点からも、人間にとって必要不可欠な存在であり、いわば国民共有の財産でもありました。昔から狩猟者は森の番人として自然の生態系をコントロールしてきた経緯がありましたが、農山村地域から都市地域の人口流出や狩猟者の減少、高齢化の進行を背景に、一部の野生鳥獣が著しく生育数を増加させたり、分母を拡大し、甚大な被害を与えることのみならず、自然の生態系や人間の生活環境も脅かす事態に至っています。

全国での狩猟免許所持者は、昭和45年では53万1,000人だったものが、平成26年度は19万4,000人であり、その中で60歳以上が全体の65%、12万7,000人、20歳から29歳までが5,000人で全体の3.8%に当

たります。いかに若いハンターが育っていないかが全国的にもわかると思います。

それでは、菊池市での平成26年度から28年度までの被害額、各捕獲頭数と有害鳥獣捕獲隊の平成26年度から28年度の隊員数の推移をお聞かせください。

また、イノシシ、シカ、カラス等の報奨金の金額、単価、報奨金の総額を平成28年度に幾ら支払ったのかわかれば、教えていただきたいと思います。

次に、今後の対策について質問します。

国においても、鳥獣被害の拡大を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が成立し、平成24年3月には対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るため、一部改正法が成立、平成26年11月には鳥獣被害対策実施隊員以外の者の猟銃所持許可更新時の技能講習を免除する特例措置について、期間を延長する一部改正法が成立しております。

鳥獣被害防止に取り組む市町村の数は着実に増加しており、被害防止計画作成市町村数は、鳥獣被害が認められる全国の市町村の9割を網羅して、鳥獣被害対策自治体の設置市町村数は1,073カ所であり、被害防止計画を作成した市町村に対し、国は必要な支援措置を実施しています。

平成25年12月に鳥獣捕獲強化対策として、シカ、イノシシの生育頭数を平成35年までに約2分の1の210万頭まで半減させるとした法案が施行されました。捕獲強化に向けた従事者の育成、捕獲を専門に行う事業所の認定、育成、鳥獣被害対策実施隊員を増加させることや、射撃場の整備など、捕獲目標達成に向けた事業展開を後押しするとされています。

私も七城町有害駆除隊の一人として活動していますが、平成20年には12名だった隊員も、現在6名になっており、最年少の私が59歳で、あとは60代、70代を超える隊員の方もおられます。

このような状況の中、近隣の市でもいろいろな施策を始められると聞いております。他市の状況はどうなっているのか、お聞きします。

また、新しく銃の所持、狩猟免許等を取り、ハンターになるためには、現在、幾らの費用がかかるのか、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、1点目の有害鳥獣による農作物の被害額についてでございます。過去3年間を申し上げます。平成26年度が845万1,000円、平成27年度が755万9,000円、平成28年度が975万9,000円で、3カ年の合計といたしましては2,576万9,000円となっております。

次に、有害鳥獣の捕獲頭数の3カ年でございますが、平成26年度は、イノシシ169頭、カラス・ドバト137羽、シカ7頭、ノイヌ5頭。平成27年度は、イノシシ268頭、カラス・ドバト798羽、シカ11頭、ノイヌ2頭。平成28年度は、イノシシ136頭、カラス・ドバト309羽、シカ5頭、ノイヌ3頭の捕獲頭数となっております。3カ年を合計いたしますと、イノシシで573頭、カラス・ドバトで1,244羽、シカで23頭、ノイヌ10頭となっております。

次に、有害鳥獣捕獲隊の隊員数の過去3カ年につきまして、平成26年度末で59名、平成27年度末で58名、平成28年度末が55名となっており、年々減少傾向にあります。

次に、有害鳥獣捕獲報奨金の単価と支払金額についてですが、単価につきましては、イノシシについては、市が1頭当たり5,000円、国が1頭当たり8,000円の1万3,000円となっております。カラス・ドバトは、市が1羽当たり1,000円、国が1羽当たり200円の合計1,200円となっております。シカについては、市が1頭当たり8,000円、国が1頭当たり8,000円、菊池森林組合が1頭当たり2,000円の合計1万8,000円となっております。ノイヌが、市より1頭当たり5,000円となっております。

また、平成28年度における報奨金の支払金額は、市が104万4,000円、国が126万9,000円、森林組合が1万円で、合計232万3,000円となっております。

本市におきましても、有害鳥獣対策としましては、有害鳥獣捕獲業務を菊池市有害鳥獣捕獲推進協議会へ委託し、9班体制で銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲を行っております。また、市単独の補助事業として、電気牧柵や防鳥ネットの設置、国・県の補助等を活用した進入防止柵の設置など有害鳥獣の侵入防止を図り、農作物の被害低減に取り組んでいるところでございます。

次に、狩猟担い手の確保の方策としましては、高齢化により、市内の狩猟人口が減少しているということは、先ほどの議員の説明の中でもありましたが、平成26年度より、市外の狩猟免許取得者に呼びかけ、菊池市の有害鳥獣捕獲隊への入隊を推進しておりますが、隊員数は年々減少しているという状況でございます。

捕獲隊に入隊するまでには、3年間の狩猟経験と経費が必要となっております。経費につきましての質問を3年間の必要経費で申し上げますと、猟友会主催の初心者講習会が1万円、狩猟免許取得時に5,200円、狩猟者登録に1,800円の3年間で5,400円、狩猟税が1万6,500円の3年間で4万9,500円、3年ごとの免許更新に2,900円、合計7万3,000円の費用が発生します。また、銃の所持許可関係の費用としましては、銃所持許可の講習及び試験費用が6,

800円、技能講習が1万2,300円、実技の技能教習が2万2,000円、銃許可申請時に1万500円、弾の所持許可に2,400円、3年ごとの更新費用として3,000円、合計5万7,000円の経費がかかります。狩猟免許取得関係経費と銃所持許可関係経費を合計しますと、13万円の費用がかかることになります。

他の自治体においては、狩猟担い手の確保のために、狩猟の免許取得時の費用について補助している市町村もあり、その制度の内容を、現在、効果などを調査・検討しているところがございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○4番（坂本道博君） ありがとうございます。

費用は、このほかにも銃の購入費や保管庫なども必要になります。また、銃の所持許可の試験の合格率は、現在、1割程度で、大変難しいとのことでした。毎年、所持許可の更新を忘れた高齢者の方が再度受験されますが、ほとんど合格されないということでした。

このような状況を踏まえて、イノシシやシカなどの生育頭数や分布などを正確に把握できる方法や、新しい技術、新しい狩猟方法の確立が必要だと考えられます。これらの鳥獣被害防止に取り組む中で、高齢化や若い後継者の育成など問題もあると思いますが、江頭市長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 鳥獣被害対策について、特に狩猟部隊といいますか、確保等を含めた今後の見通しということでございます。

本市における有害鳥獣の農作物被害というものは、先ほどご説明をしたとおりでございまして、市内の農地がある区域、かなりの部分が被害の対象になっておりまして、私としては大変深刻な問題だというふうに認識しておるところでございます。

被害対策の基本というのは、やはりまず銃器やわなによる個体数の減少ということと、電気牧柵等によります、立ち入らせないという侵入防止のための施設の整備と、これの二本立てであろうかと思っておりますけども、やはり一番その大もとになるのは、個体数を減らすための狩猟の担い手であろうかというふうに思っておりますので、今、現状が大変厳しい状況にあるというのは承知をしておりますので、他市町村の対応状況等も参考にしながら、担い手の育成、確保のための施策を考えていき

たいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○4番（坂本道博君） ありがとうございます。

七城町の砦地区においても、昨年、水上隆光議員が一般質問をされたときに言われたような、イノシシによるトウモロコシの被害が出ているそうです。畑の中のトウモロコシを食害した後、ごろごろとのたうち、倒してしまうので、イノシシのにおいがつき、飼料として使えないとのことでした。

農作物の甚大な被害はもとより、平野部でもイノシシやシカが目撃され、子どもたちの登下校も心配される時代になりつつあります。鳥獣被害の対策をよろしくお願いします。

最後に、駆除隊の方からの要望ですが、所持許可の更新時の連絡等を市からしていただけないかということでもあります。高齢者の方が多く、忘れる方も多くなっています。忘れて再試験は、先ほど申しましたとおりに、非常に難関となっております。

また、畜産農家の種まき時にハトによる食害が問題になっています。ドバトとキジバトに現在分かれて許可が出ておりますが、これをハトとして駆除の許可をお願いしたいとのことでもあります。ご検討をお願いしておきます。

次に、道路整備について質問します。

七城地区における県道辛川鹿本線の整備の進捗状況について質問します。

県道辛川鹿本線は、菊陽町辛川から合志、そして、和水町、七城町を通り、山鹿市来民まで通じる通勤、通学、産業、生活の基幹道路であります。七城町南地区を横断する最重要路線でもあります。現在、山鹿市から七城町上橋田区の手前までは拡幅工事完了しており、上橋田区から内島区までが未整備の状態です。この区間は道幅の狭いところもあり、安全上も利便上もバイパス道路が必要ということで、バイパス道路の計画要望がその地域の協議で決まりました。その後、何度も要望されてきましたが、16年間進まないままです。

現在でも、上橋田区から元村区、温泉ドームまでの区間は通学路になっており、特に元村区集落内の道路は車が通れば非常に狭いところで、事故の発生が心配されている危険箇所であります。早期の対策を地域で熱望されています。県のほうで交通量の調査も行われたと聞いております。

平成27年度の第4回定例会の一般質問でも、この辛川鹿本線につきましては質問しております。そのときの答弁では、県は早期に地元説明会を行う予定であると

の答弁であったと思います。その後の進捗状況についてお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、こんにちは。ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

県道辛川鹿本線の進捗状況につきましては、県北広域本部に確認しましたところ、現在、七城町橋田地区におけるバイパス計画区間に取り組んでいますが、筆界未定の水路と共有名義の墓地があり、課題となっているとのことでございました。水路につきましては、2カ所が筆界未定となっており、明治・大正時代に売買された6名の名義人に42名の相続人がおられ、この中には外国籍の方が4名おられるということで、交渉難航が見込まれるとのことでございました。

一方、墓地については5名の共有地で、所有者の氏名だけで住所が登記されていないため、名義人及び相続人の特定が極めて困難とのことでございました。墓地には無縁墓を含む墓標13基、記念碑1基が建っており、移転先の確保などについて、各種法令による手続が必要とのことでございました。これらの課題の解決が極めて困難であることについて、地元に対して説明を行い、今後の整備について協議を行っていききたいとのことでございましたので、以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○4番（坂本道博君） ありがとうございます。

バイパス等を含めて、児童の通学路の安全確保が最重要であります。この点からも、七城出身の境議員、松岡議員とともに、この問題を早期解決するために、9月議会終了後に地元関係区長さんと、この辛川鹿本線の問題につきまして意見交換を行い、その後、問題点についての各地区の意見、要望を取りまとめていただき、バイパス等を含めて、辛川鹿本線の道路整備の方向性を早期に見つけ出すことが重要だと考えているところです。

通学路として安全性を最優先とした住民の望む道路整備となるように、期成会を立ち上げていただき、進めていけたらと思っているところです。その際は、市にも協力していただき、地区住民と一体となり、県に要望を上げていただきたいと思いますので、さらなるご協力をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） これで坂本道博君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時49分

開議 午後 零時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 先ほどの坂本議員の一般質問の中で、お答えできない部分がありましたので、お答えさせていただきます。

本市農産物の地産地消で、市内の各販売所における地元農産物の取り扱いの割合はどのような状況かという質問であったかと思えます。これにつきましては、現在、菊池市内の宿泊施設を含めました各販売所における地元農産物の取り扱いの詳細につきましては、現在のところ、把握ができておりません。ただし、旅館組合につきましては、菊池米を全て使用していると伺っております。

今後につきましては、商工会、旅館組合などを通じまして、農産物の取り扱いの状況の把握と、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 一般質問を続けます。

岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 議席番号13番、岡崎俊裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今議会では、三つの項目について通告をいたしております。1点目に、買い物弱者への支援・対応について、2点目に、中心市街地の活性化について、3点目に、花房振興対策についてであります。

初めに、1点目の買い物弱者への支援・対応についてお尋ねをします。

私たちの暮らしを支えてきた地域のお店が、いつの間にか地域からなくなってしまったような感を私は持っております。私の記憶では、私の地元花房校区では、中心となります県道沿いの広瀬地区においては、過去に5軒のお店がありました。また、出田地区にも1軒、木柑子も2軒程度あったと記憶しております。現在では、広瀬に1店舗、電器店です。木柑子に居酒屋等を営んでおられる、その1店舗となっております。また、地域の農協の支所も、いつの間にかなくなってしまいました。

これらの店では、日常的な生活用品、食料、雑貨等とあわせ、地域のさまざまな情報を得ることができ、地域のよりどころでもありました。今は郊外型の大型店やコンビニの時代となってしまいました。これまでのように、大切な地域のさまざまな情報を得ることはできなくなってしまいました。地域のよりどころであった地域のお店がなくなったことによるものだろうと私は思っています。

そこで、お尋ねをしますが、地域の皆さん方が身近なお店で買い物等をしていたときから比べると、高齢者の皆さんやお年寄りにとっては、非常に買い物に不便をされていると思います。このことを踏まえ、買い物弱者への支援・対応について、お伺いをいたします。

1点目、支援対象者として、高齢者のひとり暮らしや、高齢者夫婦または買い物に不自由をされる方として、対象となる地域の人数等は把握されていますか。また、支援対象地域は、市内全域を対象とした場合、市としての支援策、対応策をお示しください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） ただいまの買い物弱者についてのご質問にお答えいたします。

高齢者や単身世帯の増加に伴いまして、中山間地や山間部のみならず、市街地においても、高齢者や障がいをお持ちの方々を中心に、食料品などの購買に不便や苦勞を感じておられる市民の方は、まだまだ潜在的にたくさんいらっしゃると思います。

1点目のご質問の対象地域についてですが、買い物弱者対策を高齢者支援の観点から申し上げますと、市内全域が対象であると考えております。また、対象者数としましては、買い物弱者としての把握はしておりませんが、75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦の人数は、平成29年3月末現在において、総計で2,846人となっております。

2点目の支援・対策につきましては、現在、移動販売車により、買い物支援が必要と思われる地域を巡回する方法が第3セクター連絡協議会で協議されております。

移動販売車を購入し、市内を何カ所かの地域に分けて、曜日ごとにその地域を割り振り、巡回することが可能か協議されております。

協議する中で、中山間地域を中心に地域の人口調査や、近くにスーパー等がない地域を優先し、試行運転も含めた検討がなされております。

また、市内の大手スーパー等により、生鮮食料品などを移動販売車で巡回販売するなど、民間の動きもあっているようです。

一方で、他の地域での事例を見てみましても、収益性の問題や民業圧迫の課題もあるようでございます。

これからも、加速する高齢化や単身世帯の増加に加え、地元小売店の廃業などにより、全国的に見ましても買い物弱者は増加の傾向にあると考えております。

国においても買い物弱者支援対策について検討がなされ、流通事業者や地方自治体などの地域の主体が連携して、事業を実施することが重要であると結論づけておられます。

市といたしましても、今後も継続して、民間などの動向の情報を収集しながら、有効な支援や対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ただいまご答弁をいただきました。市内全域、そういう人たちがたくさんいらっしゃるということがわかりました。およそ2,850名近くだというお話でございました。

検討されている3セク等の移動販売車等が検討されて、今後、どのようにされるのか、非常に期待をしたいと思いますけれども、今までもいろんなケースで移動販売車をされておられた方々もおられます。また、近隣の菊鹿町周辺、山鹿市ですけれども、あそこでも移動販売車をされている人がおられました。しかし、どうしてもやっぱり成り立たないというふうなことで、つい最近、おやめになられたというふう聞いております。非常に買い物弱者にとっては、移動して販売していただければ助かるだろうと思いますけれども、今後、そういうところも含めて、しっかり支援をしていただければというふうに思っております。民間であれ、3セクであれ、そういう形で運行ができるならば、そのことは大変うれしく思うわけですけれども、地域の皆さん方にとっても非常に助かるのではないかというふうに思っております。ぜひ、実行というか、実現できますように、市のほうでもいろんな支援策を踏まえてしていただければと、このように思います。

それでは、2点目に移ります。

2点目、中心市街地の活性化についてということで、お尋ねをしたいと思います。まず1点目、都市計画道路等の整備について、現在の進捗状況等をお示してください。

2点目に、商店街の活性化を図る方策について、市の考え、施策をお示してください。

3点目に、市民広場の再整備計画について、現在の状況、現況をお示してください。

以上、3点お伺いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） まず、1点目の都市計画道路等の整備状況につきまして、市街地ということでございますので、隈府中央線と亘甲森1号線の進捗状況について、ご説明したいと思います。

まず、隈府中央線につきましては、平成15年から着手しました国道387号から御所通り間の440メートルのうち、立町北原線との交差点部分の45メートルが未整備となっております。

昨年、交差点付近の建物の除去が完了し、現在、墓石の移転について、所有者と代替地及び移転先補償について交渉を進めているところでございます。

次に、亘甲森1号線につきましては、今橋から亘深川線までの区間については、交差点部を残し、ほぼ完了しています。亘深川線との交差点から隈府中央線までの区間につきましては、測量設計と交差点協議を済ませており、現在、用地交渉を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） それでは、2点目の質問にお答えします。

現在、実施している商店街施策につきましては、商工会や商店会連合会及び各商店街などと協議を行いまして、さまざまな施策を展開しているところでございます。

平成24年度から取り組んでおります、きらりと光る繁盛店づくり総合支援事業は、専門講師によります臨店指導や全体研修を通して個店の魅力を高め、集客力の向上により、商店街を牽引し得る店舗づくりを目的とした事業でございます。これまでに30店舗以上の受講があり、中には熊本県の経営革新計画の承認を取得する事業所もできております。

また、まちの駅・たびの駅推進事業は、お客様の立ち寄りの向上とにぎわいの創出を図るため、お店や事業所、旅館などがさまざまなおもてなしのための整備を行う際に、助成を行うものでございます。

さらに、意欲のある後継者の育成を促進するために中小企業後継者育成対策事業、空き店舗を利用した創業者等に対する借家料や店舗改修費、借入金利子を補助する空き店舗対策事業、経営の近代化や経営基盤の強化、熊本地震復旧・復興のための融資に対する利子補給事業や、信用保証料補助事業などがあります。

そのほか、県の補助事業で、まちづくり推進補助金を活用した商店街の店構えな

どの景観整備や、街路灯のLED化なども実施しているところでございます。

こうした施策や事業を講じておりますが、さまざまな個店の魅力を発信し、集客を促進するには、独創的な特色を持ち、事業者みずから意欲のある店づくりを実践するためのより効果的な支援策で後押しすることが必要であると考えられます。

今後におきましても、個店のニーズを的確に捉え、関係機関と連携した施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 皆様、こんにちは。3点目の市民広場再整備計画の進捗状況について、ご説明いたします。

中心市街地の活性化の取り組みの一つである市民広場再整備事業は、市内外から多くの人が集い、菊池神社、商店街、温泉街など各種拠点施設の連携と、街なかの回遊性を高めるためのハブ拠点として、また、にぎわいを生み出す場所として整備に取り組んでいるところでございます。

本年度は、市民検討委員会の意見を踏まえながら、実施設計で詳細を詰めておりますが、補助事業の計画期間が決まっていることもあり、年明けには工事に着手する計画でございます。

次に、主な整備内容については、本年4月の議会全員協議会で基本設計図をお示しし、大きくは駐車場整備、多彩な使い方ができるフリースペース、交流が生まれる大屋根の全天候型広場、子どもたちでにぎわう遊び場などを新設し、そのほか、トイレの美装化や足湯などを整備するということとしております。

実施設計の中では大きな変更点というのはございませんが、井戸の発見に伴い、井戸は見える化し、アスファルト舗装をせず、砂利敷きの駐車場としたところです。

また、建築分野による専門的な視点と、空間コンセプトに基づきまして、階段テラスの整備や足湯の位置の見直しなどを行っております。

市民の皆様には、これからの整備内容について、広報やホームページ、模型を展示するなど広く周知を行い、平成31年4月の供用開始を目指し、整備を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 先ほどの答弁の中で、「まちなかづくり推進補助金」と申すべきところを「まちづくり推進補助金」と申しあげましたので、訂正させていた

できます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 中心市街地につきましては、市民広場、大きな菊池市の財産である広場でございます。市民広場の整備については、古い昔にはいろいろと取り沙汰されたときもありました。現在のような状況になって、市民の皆さん方から親しまれている状況です。ぜひ、この大きな菊池市の財産を将来に向かって有効活用していくことが、現在の私たちに課せられた大きな課題ではないかと、このように思っております。そういう意味では、ぜひ、市長を初め、幹部の皆さん方でしっかり検討していただいて、以前は騎馬像の移転についても言及したことがありましたけれども、依然、あそこに市民広場の中心的な騎馬像として活用されておりますので、このことは非常に有効活用していただければと思います。

市長としては、市民広場を広く後世に活用していくためには、市長の思いとしてはどういうお考えをお持ちなのかと思うわけですが、市民広場を大きく市民の方々、また、地域の皆さん方とともに、菊池市の財産として生かしていくとすれば、市長はどういうお考えをお持ちなのかを少し聞かせていただければと、こういうふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 岡崎議員からのご質問で、市民広場に対する私の考え方ということでございます。

これまでもさまざまな市民の方に入っていただきまして、意見を重ねてきたところであります。市民広場に対しては、もう各人各様のご意見があったわけですが、大きく整理しますと、やはり市民の憩いの広場としてという考え方と、それから、観光の拠点として、大きくはこの二つがあるのではないかと、このように思います。私どもとしましては、やはり市民広場という言葉が示すように、今、進めております「癒しの里きくち」のいわば中核に当たるような拠点でありますので、やはりいつ何とはなしに市民が集って、ゆっくりと癒しを満喫できる、そういう施設にしたいというふうに、まず第一義的には考えております。

私どもの市民が本当にこの憩いを感じるような楽しい広場であれば、おのずと市外の方々もここに参集していらっしゃって、ゆっくりと我々と一緒になって、憩いを満喫していただけるのではないかと。そのことが観光並びに商業の発展にもつながっていくと、こういうふうに考えているわけでございます。ぜひ、子どもの皆さん、それから、子ども連れのご家庭の皆さん、あるいは高齢者の皆さん、あるいは

若者が、お祭りのときだけではなく、常にそこに何かあれば市民広場に行ってみようかというふうな雰囲気づくりをこれからつくっていきたいというふうに思っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 市民広場の有効活用をぜひしていただきたいと思います。

中心市街地活性化について、欠くことのできない一つと思いますけれども、都市計画道路等の整備について、現在の進捗状況をお尋ねしたいと思いますけれども、隈府中央線、妙蓮寺でとまっております。それから、木の本線までには数十メートル残っているわけですが、この妙蓮寺のところにとまっている状況ですが、この見通しについてはどのようにお考えですかということ、中心市街地の中にもともと木の本線のほうもありましたけれども、木の本線については立ち消えのような状態になっております。あそこを通して、ぜひ、前は万福線といたしましたけれども、上町から袈裟尾のほうに向ける計画があったわけですが、現在はもう全く消えたような状態でございますけれども、そういう計画がもともとあったというところがあります。

もう一つ、亘甲森線につなぐ森北から亘甲森線、今の太琳寺木庭橋線まで、太琳寺木庭橋線も市役所の前でとまって、太琳寺木庭橋線でとまって、その先はキャニオンですか、片角、先のほうに今橋が、もう随分前に新しい橋になりましたけれども、あれから森北へ、その今橋から隈府中央線へというところが一向に進んでいないように思っております。地権者の方々の理解がなければ、なかなか難しい問題ですが、現状としては、どういう状況にあるのかをお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） まず、1点目の隈府中央線の妙蓮寺のところの改良工事でございますけれども、先ほどご答弁しましたとおり、ちょうど交差点を含みましたお店につきましては除去が終了しまして、現在、墓石の移転について、所有者の方々と協議を進めているということでございます。先般、お寺のほうにもお伺いしまして、住職さんともお話ししまして、ご協力を依頼してきたところでございます。

あと、上町から玉祥寺のほうに抜けていく都市計画道路につきましては、現実性が乏しいということで、これについては、もう現在、中止しているところでございます。

あと、森北から隈府の中央に抜けてくるということで、先ほど亘甲森1号線という形でご説明しましたとおり、一部の地域で、今、とまっているところでございますけれども、これも担当課のほうで鋭意努力し進めておりますので、しばらくのお時間をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ぜひ、隈府中央線、妙蓮寺のところも早急に解決していただければと思っております。

亘甲森1号線についても、地権者の方々と鋭意努力をしていただければいいかなというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。

その前に、一つだけ、お聞きしたいところがありましたので、もう一つ、隈府中心市街地の中でも、特に正院町から温泉通り、温泉街、迎町、栄町、西正観寺、温泉通り線まで、先のほうは温泉通り線だと思っておりますけれども、あそこら辺の縦横の路面が非常に荒れています。もうご承知だろうと思っております。市長も実際に歩かれておりますので、どういう状況かは把握されているんじゃないかと思っておりますけれども、先々日でしたか、再度確認をしたんですけども、非常に路面が荒れて、土が浮いてざらざらな状態で、危険な状態だろうと私は思っております。これも中心市街地の中でも、迎町、栄町、西正観寺、温泉通り線と、正院町から温泉通り線、温泉街のほうへと、深川、北宮、片角、亘線とか、いろいろ間、間に市道が通っておりますけれども、路面状態が非常に悪いところが多々ありました。この点についてをしっかりと現地調査をされまして、中心市街地というところでございますならば、ぜひ早急な対応をしていただいたほうがいいんじゃないかと。温泉街からいろんな観光客の方々が歩いてくるにもざらざらしたあれなんですよね。歩いてこられるわけですね、雪駄のようなもので。非常に歩く感触が悪いんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のところを検討していただければと思っておりますけれども、市のほうではどのように現地のほうを確認されているかをお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 中心市街地の舗装の状況につきましては、十分認識しているところでございます。非常に広範囲にわたりまして舗装の劣化が進んでおりまして、実際、補修が進んでいないような状況でございます。できるだけ担当部署としましても、緊急性、必要性が非常に高いところから予算化をしまして、対応してい

きたいというふうには考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 次の質問に移らせていただきます。

花房振興対策についてでございます。

合意事項の進捗状況について、現況について、項目ごとにお示しをいただければというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様、改めまして、こんにちは。それでは、岡崎議員のほうの合意事項ということで、花房地域の振興対策事業について、まず、私のほうから全体的な流れのほうを説明させていただきます。

花房地域振興対策につきましては、菊池郡市共同によるし尿処理場建設に伴い、11の同意事項が平成15年8月27日付で、当時の菊池市長、花房振興対策協議会会長、花房校区区長及び菊池広域行政事務組合組合長の連名で交わされております。

同意条件としまして、地域の雨水排水対策、畜産ふん尿対策、花房坂周辺公園整備、市道及び農道整備促進、琵琶池の整備、南福寺周辺の公園化、それから、簡易水道加入負担金の軽減、特定地域生活排水処理事業加入負担金の減免、最後に、花房地区運動公園整備等についてであります。

これら11事項につきましては、花房地区地区長からの依頼により、毎年、花房地区区長などに対し、進捗状況の説明を行ってございまして、現在のところ、9項目につきましては、既に完了または実施しているところでございます。残る花房坂周辺公園整備の事業計画樹立及び花房地区運動公園整備の場所選定等の2項目については、まだ完了していない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 花房坂の周辺公園整備につきましては、ことしの5月に花房地区の区長会の皆様から整備場所を菊池市広瀬字花房の台地の上で決定していただきましたので、8月より約1,000平方メートルの予定地の測量設計に着手しております。

今後は、平成30年度に用地買収、それから関係機関との協議を行い、平成31

年度に工事に着工し、完成する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、教育部のほうから、花房地区運動公園整備の今後の対応ということも含めて、ご回答をさせていただきたいと思っております。

さきにお話ありました11項目の同意事項の一つとしまして、花房地区運動公園の整備については、場所選定等で地元住民と事前に十分な協議を図ることということがうたわれております。しかしながら、これまで用地確保等の問題から、本格的な運動広場の整備ができていないため、村田区のグラウンドゴルフ場と木柑子区の運動広場について、河川敷ではございますが、市の整備により、現在、地域住民の方々にご利用をいただいているところでございます。

このため、現在、開催をされております地域行事等については、花房小学校のグラウンドを使用されておりますが、駐車場が不足をすることから、花房小学校前の農協倉庫等を駐車場として整備してもらえないかとの要望が上がっているところでございます。しかしながら、倉庫につきましては、現在、JA菊池が所有をされ、地元の農家組合が農機具倉庫として利用されていることに加えまして、市としましても、公共施設等の見直しを進めている状況であるため、引き続き、費用対効果等も考慮したところで検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 要望事項については、たくさんの要望事項があったと思えますけれども、私が把握しているだけでもたくさんの要望があります。以前、要望が出ている中で、今、お触れにならなかった部分の中で、平成26年の7月14日の市長への要望事項、土木事業要望書です。

もう1点、平成27年7月10日に、これは江頭市長で、国道387号花房坂の交通安全施設の整備について、これは一部は完了していると思えますけれども、国道の上に市道と、馬頭観音さんの台地のほうからおりてくる道がありますけれども、ガードレールの整備ができております。ただ、ガードレール自体が低いわけですね。非常に普通の直線道路とかなんとかのガードレールぐらいの高さしかありませんので、この平成27年7月の要望では、そのガードレールを高めてもらいたい。高い位置でのガードレールも必要で、なぜかといいますと、農高生はそこら辺をびゅんびゅんやって自転車であつていくんです。すると、間違えればそのガードレール

ルにぶち当たって、下の国道へ転落するような危険性が非常に高いというふうなのが地元の人たちのお考えで、坂ですので、非常に勢いづけて来るから、そのガードレールの低さでは、T字路になっているところですので、心配だということで、要望が一つ上がっていた分だろうというふうを確認しております。

また、そのとき、同じような要望が上がっているのは、県道旭志鹿本線ですけども、出田地内の交差点のところ、これは一番上出田から農協のライスセンターに出るところの道なんですけども、県道自体が側溝はあります、側溝は。道路側溝はありますけれども、側溝が道路の面よりも高いんです。だから水はのらないと。たまった状態ですので、これも、以前、地域の皆さん方から、このときに要望があっているものだろうと思うんですけれども、現時点ではそのままというふうな状況です。これは平成27年7月10日のものであると思います。

また、平成26年のやつは、これは木柑子と大塚と下出田の方々が要望を出されているんですね。

もう一つは、木柑子区と三万田の区長さんで、現在のクリーンセンター花房、それから火葬場の西側に市道が通っております。そこを要望されたところがあります。木柑子地内市道、木柑子洒水線というわけですけども、現場を見ていただければわかるとは思いますけど、火葬場の西側のところで、狭い市道ですけども、言うなれば、菊池台地上流から、雨が降れば、そこを通っている三万田のため池のほうに水が流れてくるというような形ですので、沈み橋というような橋はありませんけれども、道路の上を水が流れて、西のほうへ流れていくような状況です。この整備要望は、今言いましたように、平成22年9月に、木柑子区と三万田区長で要望を出してある。こういうところはもう長年、火葬場もクリーンセンターも使っておりますけれども、こういうところについては、まだ一切、手がつけてられないような状況です。平成22年ですので、29年、かなり前の話です。当時、木柑子区と三万田区でそういう要望も出ております。

ぜひ、今後、こういう地域の要望についても、今まで出ているやつがたくさんあると思いますので、花房振興対策協議会では、このことは今まで上がっておりませんが、区長さん方は知っておられます。そういう要望はしているというのをですね。そういうところも、今度、クリーンセンター花房も契約の改定のときですので、ぜひ、こういうところもしっかり見ていただいて、検討するような形をとっておいていただいたほうが、よりスムーズにいくんじゃないかというふうに思っております。これも要望書が上がっているということはもう間違いのないわけですから、そういうところをもう一度、以前の要望事項等を再確認していただければと思います。道路のことじゃありませんけど、そういう要望があるということを再確認して

いただきたいというふうに思っております。

もう一つ、これも要望事項の中に入っていたんですけど、旧電鉄の敷地ですね。国道から、これは一番先はパチンコ屋のところですかね、泗水側の。花房台の一番上、なかやま電器のところですかね。あれから旧電車道がありますけれども、ここの電車道の跡、市道になっていますけれども、路面状態は未舗装のままというところもあります。

それから、花房台の公民館へ行く道もそうですね。ここは、要するに、結局は排水路のような形ですね。排水路もありますけれども、水はのらないというふうな、大きな暗渠の排水路のふたがかぶっています。現場を見られればすぐにわかると思いますけれども、排水は上を流れていって、低いところから、先ほど言いました三万田のほうに、自然と勾配がありますので流れていくというような状況だろうというふうに思います。雨が降るときに確認をしていただければ、梅雨時なんかは、その近隣の畑が調整池の役割を果たしている状況だというふうに認識しています。こういうところをしっかりと把握していただいて、次回の更新時期には必ずこういうのが出てくるだろうというふうに考えておりますので、現場をしっかりと見ていただきたいというふうに思っております。

火葬場とクリーンセンター花房のところの道路、非常に沈み橋のような、橋はありませんけれども、沈む市道ということで、しっかりと確認をしていただきたいと思います。

花房振興対策協議会のほうでは、いろいろ心には思っておるようなこと、まだ出ていないものがたくさんありますので、ぜひ今までに要望を出されていることを確実に実行していただければ、次の契約が迫っておりますので、非常に重要な時期ではないかと考えておりますので、ぜひ現場を市のほうで確認をしていただきたいというふうに思っております。そこら辺のところのご見解をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 花房地域の振興のご要望ということで、過去に何点かが上がっていたということでございます。担当課のほうでも要望書等を確認をしまして、場所等も大体のところは把握しているところでございます。全然進んでいないわけではございませんし、部分的にもやっております。また、計画的にやっているところも当然ございますので、今、議員が申されたところにつきましては、再度、要望書等を確認していきながら、現場の状況を見ながら、対応を進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ぜひ検討して、実行していただきたいと思います。

教育長にお願いしたいのは、花房台の校区で一番西のほうに7班というところがありますけれども、十一、二世帯のところですが、アパートもありますけれども、実際に区に入っておられるのは2世帯ということでございます。児童がおります。児童は、今、1人だそうです。通学は工場の北側を、未舗装なんです。聞くところによれば農道だそうです。農林整備課のほうで。農道で、原材料支給を区のほうではしているということをお聞きしております。長い間、未舗装の状態が続いておりますし、児童が1人おりますけど、前にはまだ何人もおったんですけども、今、1人と。今は花房台の公民館まで家族が送っているような状況だそうです。あれから先は皆と一緒に歩いていけるということで、1年生はあそこまで家族が送っていているというふうなことを聞いております。

ぜひ、こういう状況におられるということもありますので、確認をしていただいて、道路等については未舗装のままでするので、農道となれば経済部の所管、原材料支給を何かお願いしているという話もされて、区長さんはされておりましたが、ぜひ対応を、原材料を支給するとしても、7班は高齢者と、若い世代がそしこしかおられないので、区でしなはるといのはまず無理なんじゃないかというふうに思います。どういう方法か、対応をとっていただいたほうがいいのかというふうに思っています。先般伺ったときにも、非常に苦勞しているというふうな、区長さんもおっしゃっておいりましたので、ぜひ現地の方々のご意見も踏まえて、区長さんも知っておられますし、家族の方も心配だろうし、学校としても、花房公民館までは1人で送ってもらって、あれからはみんなでこの急な坂を下ってきますので、非常に安全性の点からも、ぜひそういうところの点をしっかり地域の状況を把握していただいて、対応していただければというふうに思います。ぜひ、市長にもその点は確認していただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 私も、今、初めてお伺いしましたので、早速学校のほうに問い合わせをしまして、どういう現状か、まず現状把握に努め、何はともあれ、子どもたちが安全に学校に来る、登下校するというのが一番のことですので、そこを念頭に置いて、ちょっと対応を考えてみたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 花房振興対策協議会は、二つのクリーンセンター花房と火葬場、言うなれば、迷惑施設ですけども、このことを踏まえて、しっかり地域の皆さん方にも区長さん方が説明をしながら対応されておりますので、ぜひ、この大きな二つの迷惑施設を抱えている地域だということをしっかり念頭に置いて、いろんな対策、ご相談には乗っていただければというふうに思っています。市長、何かお考えがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） いわゆるし尿処理場、火葬場の際に、あらかじめ地区の皆様とお約束したことが11項目あると。9項目がもう既に完了しておりますので、残り2項目については、先ほど各部長から答弁がありました。

今、幾つかのお話をお聞きしましたものは、地区の方が、今、非常に問題としていらっしゃる、悩んでいらっしゃる点だということは、今、きょう、実はここで伺いました。承知をいたしましたので、至急現状のほうを確認したいと思います。し尿処理センター時のお約束事項と、また、それは切り離して考えるべきものであるようにも思いましたので、それはそれとして、新たな悩み、問題ということで、適切な対応を検討したいというふうに思うところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。区長さんを初め、多くの皆さん方が期待をされておりますので、ぜひ地域の皆さん方の安全・安心と暮らしができますようお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） これで岡崎俊裕君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時48分

開議 午後1時55分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、日本共産党、東奈津

子です。通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、国民健康保険税についてです。

この問題では、ことし3月の一般質問でも取り上げましたが、制度のスタートから半年を切りろうとしている今の時点で、改めて質問を行います。

2018年度から国保の保険者は都道府県と市町村になります。従来との違いは、都道府県が国保財政の運営を行うこと、つまり、国保運営の財政を握ることになります。都道府県化の最大の狙いは医療費の削減です。都道府県に財政を握らせることにより、市町村に医療費を削減させることが目的であります。この間、2回、県に納める納付金と来年度の保険料の試算が行われており、この9月にも3回目の試算が行われているはずですが、

まず最初に、次の4点についてお尋ねします。

1点目は、来年度から都道府県化が開始されますが、県から示されている菊池市の納付金、1人当たりの保険料の試算はどうなっているのでしょうか。

2点目は、今後のスケジュールについてお尋ねします。

3点目は、今でも高過ぎる国保税について、この問題を根本的に解決するためにも、国庫負担、国の負担をもとに戻すように、県・国に意見を地方自治体として上げるべきと思いますが、どうでしょうか。

4点目に、都道府県化になっても引き続き基金や一般会計からの繰り入れを行って、払える保険料にしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上、4点についてお聞きします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 皆さん、こんにちは。国民健康保険事業につきましては、保険税の徴収等を税務課のほうで、その他の事業の運営については健康推進課で行っておりますけれども、表題としまして国民健康保険税についてということですので、市民環境部のほうからまとめてお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、県から示されている標準保険料率の試算につきましては、これは平成30年度から国民健康保険の運営が県へ移行することに伴いまして、各市町村の所得、医療費水準等を参考に、県より標準保険料率が示されることとなっております。これを受けまして、今後、具体的な試算を行い、公表してまいりたいというふうに思っています。

2点目の今後のスケジュールにつきましては、現在、熊本県で平成29年度納付金等の最終試算が行われております。9月に算定方式が決定するというこ

とで、9月4日、本日、概要が決定するかなと思っております。

また、10月より平成30年度納付金等の算定、翌年1月には納付金及び標準保険料率の確定、3月に国民健康保険運営方針が策定され、条例改正や税率決定というふうになります。平成30年4月より県と市町村の共同運営開始ということになります。

本市としましても、国保運営協議会への諮問でありますとか、議会の皆様に説明を随時行っていきたいというふうに思っております。

また、市民の皆様への周知につきましても、税率が確定しました後に、改めて広報誌、また、ホームページ等でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

3点目の県・国への要望につきましてですけれども、熊本県都市国保研究協議会、九州都市国保研究協議会、全国医療制度大会、7月には全国市長会において、激変緩和措置であったりとか交付金増額については、要望を上げているところでございます。

次に、4点目の一般会計からの法定外繰り入れにつきましてですが、一般財源からの補填となりまして、国民健康保険加入者以外の方、住民の方の負担が生じるという結果にはなるかなというふうに思います。

県においても、将来的には繰り入れ解消を目指す方向で動いております。健康保険特別会計内で運営されることが望ましいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 試算結果は今後ということで、この間、2回試算が示されているけども、今は公表できませんということだと思いますけども、多少、もちろん今後、激変緩和の措置とかの具体的な数字が入ってくれば変わることはあるかと思えますけども、多少正確でない部分があっても、全体的な傾向はわかるわけですし、県が勝手に試算したわけではなく、国がつくったシステムに基づいて計算されているわけですから、今の時点できちんと議会や市民に公表して、率直な議論を行うべきであると私は思います。

部長の答弁で、今後のスケジュールが述べられましたが、このままだと、来年の早くても1月からぎりぎりの3月にしか、議会にも市民にも試算の結果が公表をされない。4月から新しい制度でスタートする、その直前にしか試算が明らかにされない。この短期間で被保険者が払える保険料であるのか、もし払えない保険料が出ればどうするのか、こんな議論が短期間で行えるとは思えません。

この間、試算結果を公表した埼玉県では、県の平均で国保税は今の1.5倍になると報道がありました。

私は、事前に熊本県国民健康保険運営検討会議資料というものに目を通しました。この資料の中で、保険料の激変緩和措置の考え方というページがあるんですけども、そこを見ると、県平均で見ると、繰り入れなどを行った実際の今の保険料との比較で、制度移行後、平均で1人当たり1万2,760円の値上げとなると。4人世帯ですと約5万円以上の値上げとなります。

部長答弁では、広報で市民には周知していくということでしたけれども、余りにも遅過ぎる、そういうタイミングであると思います。そもそも国民健康保険の加入者の約44%が無職、34%が非正規雇用者という特徴があるため、国保は公的医療保険の中では所得水準が最も低くなっています。つまり、国保加入者の多くは保険料の負担能力が高くないということが言えます。2015年の国民健康保険実態調査によれば、国保世帯の約8割弱の世帯が所得200万円以下ということになっています。

ここで、再質問をいたします。

菊池市の国保世帯の現状についてお聞きします。菊池市における国保世帯の割合はどれぐらいでしょうか。また、国保世帯の所得状況で、200万円以下の世帯はどれだけでしょうか。以上、お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 東議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、国保世帯の加入世帯数ですか、平成29年8月29日現在の市の全世帯数が1万8,950世帯でございます。そのうち、国保課税世帯数は8,049世帯となっております。国保世帯の割合につきましては42.47%でございます。

また、課税世帯における200万円未満の世帯数としまして6,486世帯ということで、割合としましては80.58%ということでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 今、答弁でありましたように、菊池市では約42%の方、半分近い世帯が国保世帯です。その国保世帯の所得状況も、今、答弁がありましたように、全国と同じように、200万円未満が80.58、8割以上もいらっしゃるといふ非常に厳しい暮らしを強いられている現状です。

私の3月議会の一般質問でも答弁がありました。菊池市の国保世帯のモデルケー

スの所得に占める国保税の割合は2割にも上っています。協会けんぽなど、ほかの被用者保険と国保世帯、所得を比較すると、国保はほかの保険の42%の所得しかありません。逆に、保険料負担を比較すると、所得に占める1人当たりの保険料負担率は、市町村国保は9.9%、組合健保5.3%となっており、国保加入者は組合保険加入者の約2倍の保険料を負担している実態です。つまり、最も平均所得の低い国保加入者が最も高い保険料を支払っているという実態です。そもそも高過ぎる国保税の一番の原因は、この30年間、国が国保に使うお金を減らし続けてきたことです。

そこで、お聞きします。

菊池市における国保会計に占める国庫負担の割合の状況をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合ということで、平成20年度から23年度までが約31%台を推移しておりまして、平成24年度を機に減少しまして、平成28年度の現状ですけれども、大体24%台ということでございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 24%ということでした。全国的にも、この30年間、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年代には57.7%あったものが、2009年度には24.7%程度まで下がってきています。ここが高過ぎる国保税の最大の原因です。

1回目の答弁で、この間、市もさまざまな機会を捉えて、国に意見を上げてきていると、要望をしているということでしたが、今後も国庫負担の大幅増額を求めていくべきです。そのことを再度、要望しておきます。

それでは、次に、答弁にありました一般会計からの繰り入れを行えば、その分、国保加入者以外の負担となるので、法定外の繰り入れを行うことは難しい、こういう答弁がありました。この点について、幾つか指摘をさせていただきます。

国保加入者という限られた住民に対して、一般会計からの繰り入れを疑問視する声もあります。しかし、ここで確認をしておきたいのは、国保は公的医療保険を下支えする役割を担っている、公費負担医療制度としての役割を担っているということです。一般会計からの繰り入れは、国保加入者の財布に入るものではありません。先ほど指摘したように、国が、この間、医療費抑制政策として国庫負担を削減したために、そのかわりに自治体はその分を担わざるを得なかった、こういうことです。

そして、これも先ほど来、指摘していますが、国保加入者の負担能力が高くないために、自治体が財政投入を展開しなければならなかったという状況です。公的根拠のない法定外繰り入れですが、実際は全国市町村で総額3,900億円も実際に繰り入れが行われています。その理由は何でしょうか。市町村として、加入者の保険料負担が限界に来ていると考え、高い保険料負担を下げるために、もう行わざるを得ないと、そういう状況ではないでしょうか。

先ほど述べましたように、国保加入者の所得に占める保険料率負担は、健保組合や協会けんぽ、共済など、他の公的医療保険の約2倍となっています。保険料負担はもう限界を超えています。これ以上の負担増は、収納率の低下や加入者の生活困窮を生み、国保制度を解体させる危険性をも持っているのではないのでしょうか。

制度移行に伴って、住民の負担がふえないために、市として対応の一つに、給付費を抑制していくという考えがあると聞きました。もちろん被保険者の健康増進を図るために予防に努めることは大事であります。しかし、国が進めるこの制度には問題があります。これは国が保険者努力支援制度という名で、市町村、都道府県の医療費削減や収納率向上の努力を判定し、成果を上げていると判断した自治体に重点的に特別調整交付金を配分するとしているものです。これを進めていけば、地方自治体は医療費抑制に邁進していかなければなりません。また、全国的に強権的な徴収や滞納制裁の強化が強まり、医療から加入者を遠ざけ、保険料の強引な取り立てが行われる危惧もあります。来年度の制度移行に伴う市町村の対応は、国の医療費抑制の路線に従うのではなく、住民の立場に立った、暮らしを支える立場に立った対応をすべきです。

住民の立場に立った対応という点では、ことしの7月10日の都道府県化に向けた厚労省の第3回目の通知、もうごらんになっているかと思いますが、この通知が大事です。私も事前に見ましたが、第3回の通知では、今まで第2回と大きく変わった点があります。それは制度移行に伴い、保険料負担の来年度の急変を極力避ける、この姿勢が明確になったことです。法定外繰り入れや基金の取り崩し等で保険料の増加を抑制している市町村は、同じ額を繰り入れた上で試算をすることが国から要請をされています。つまり、今までの通知では、制度移行では法定外繰り入れの解消を迫っていた国が、全国の国保の実態を踏まえた声に押されて、急激な急変を避けるべきだ、このような通知を出さざるを得ない状況になっています。制度移行によって急変を避けるべき、つまり、制度移行で市民のこれ以上の負担増とならないようにすべき、これが最新の国の通知の内容です。菊池市でも、この通知に沿った対応が求められていると思います。

最後に、市長にお聞きします。

今、述べてきましたように、市民にとって国保税の負担は大きく、限界に来ています。市長は、現在の市民の負担状況をどのように認識していらっしゃるでしょうか。そして、法定外繰り入れや基金の取り崩しなどを行って、払える保険料に引き下げるべきであるし、少なくとも制度移行による値上げとならないようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 国保税の負担感並びに公的な支援についての考え方、こういうご質問でございます。

今現在におきましても、特に高齢者の方々、あるいはさまざまな理由で低所得の方々にとりましては、国保税の負担は小さくないものというふうに私としても受けとめております。したがって、今の国保税の仕組みにおいても、もしいろんな努力の結果、赤字となれば、これは一般会計からの繰り入れをやっていくわけでありますけれども、国保税をある一定水準に保つために、あるいは上げないために、あらかじめこの法定外の公費を投入するということは、これは一般財源からのやはり補填ということになりますので、国保加入者以外の住民の方々の負担を生じていくということになりますので、そのところはやはり慎重に判断していく必要があるのではないかというふうに思います。

今後につきましては、今まで以上に国保税の収納率の向上に努めてまいりますし、やはり何よりも、まず医療費を抑制する。つまり、健康大運動というものを巻き起こして、本当に医療費を必要としない体制に持っていくことが、財政面にとりましても、また、個人にとりましても、一番重要なことではないかというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 負担は小さくないということで、結果として厳しいのであれば、繰り入れもあり得るということでしたけれども、ただ、市長の答弁の中で、先ほどの部長と同じように、国保加入者以外の方への負担となるので、慎重にという答弁がありましたけれども、この件では繰り返しになりますが、国保税は歴史的にも法的にも社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする社会保障制度であるということを改めて指摘しておきたいと思います。国保は助け合いの制度だとか、国民同士が負担し合う制度、これではありません。国が財政的責任を負い、お金のあるなしで差別されない社会保障制度であることは明快です。給付と負担の

公平、つまり、給付に見合う負担を加入者だけに求めることは誤りだと思います。

健康を維持していく、予防に力を入れていく、これは本当に大事なことであります。ただ、そのことと市民の負担をふやさないこと、これは切り離して考えていくべきであると思います。特に、先ほど指摘しました国が示す医療費抑制の路線に乗っかってしまえば、さらに加入者は医療から遠ざけられてしまいます。

全日本医療機関連合という団体が、この間、全国的な医療機関に調査を行った結果、32都道府県の646事業所という限られた対象ではありますが、経済的理由で手おくれとなり死亡した事例が、2015年には63人、2016年には58人となっています。その中で、国保税が払えずに受診を抑制し、症状の悪化で助からなかったという死亡事例も報告されています。2016年3月に行われた全国保険医団体連合の調査では、経済的理由による患者の治療中断があると答えた医療機関が40.9%、半分近くにまで上っています。経済力による命の格差が、今、深刻になっています。

都道府県化に向けて、今、各市町村の一般会計や基金からの繰り入れがどうなるかが大きな焦点となっています。保険料の決定権は市町村にあります。それぞれの市町村の判断により、市民の生活を守るために、一般会計や基金からの繰り入れなど独自の軽減に努めることは当然です。市町村はあらゆる努力を行って、負担増とないように努めていかなければなりません。

今度の都道府県化では、高過ぎる国保税をどうするかは、市民の命と暮らしを守る取り組みであり、市長の政治姿勢が問われる問題だと思います。今度の制度移行に伴って示される保険料の試算結果をどう考えるか、被保険者が払える保険料なのか、払えない保険料であるならばどうするのか、自治体の長の見解が問われる問題です。法定外の繰り入れや基金の繰り入れも行い、現行の高過ぎる国民健康保険税を引き下げること、少なくとも来年の制度移行に伴う値上げとならないよう、重ねて要望して、次の質問に移ります。

次に、空き家対策について質問をいたします。

全国でも、菊池市でも、空き家に対する問題が広がっています。管理が行き届かず、老朽化した住宅は地震などで倒壊する危険があり、ごみの放置や不審者の立ち入りによる治安悪化など、社会的な問題となっています。

昨年来、私のもとにも、空き家、特に危険家屋に関する相談が市民の方から寄せられました。隈府地区の方からは、世帯主が亡くなってから10年以上空き家の状態となっており、瓦が落ちてきたり、とても危険な状態で不安との相談でした。早速現場を見に行きましたが、2階建ての空き家は壁にもひびが入り、2階の屋根の瓦が落ちているのはもちろん、柱もむき出しとなり、少し強い風や、再び地震が起

できれば、近隣の家屋に被害が出てもおかしくない状況でした。

平成26年に空家対策の推進に関する特別措置法が制定されましたが、危険家屋と認定されれば、指導、勧告、命令と、所有者の責任を問い、従わなければ行政が解体し、その費用は所有者から徴収するという代執行が可能となりました。しかし、高い解体費用、はね上がる固定資産税など、課題や問題がまだ多く残されています。そこで、質問いたします。

1点目に、菊池市における空き家の現状をお聞きします。また、特措法のガイドラインに基づいて実態調査を行うべきと思いますが、見解をお聞かせください。

2点目には、空き家対策をより充実させる具体策についてです。空き家を解体する上で、ネックとなるのが費用の問題です。全国では解体費用の助成を行っている自治体もあります。県内でも幾つかの自治体で助成費用を行っている自治体があります。菊池市でも解体費用の助成や、解体後の税制上の措置を検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 東議員の空き家対策につきまして、2点ほどご質問がありましたので、ご回答したいと思います。

まず、1点目の菊池市の現状についてでございますけれども、現時点における市民からの空き家の相談件数は21件となっております。所有者等が判明したものについては、改善等の指導を行っているところでございます。

次に、実態調査でございますが、平成23年度から26年度に里山ぐらしをテーマに空き家を調査しており、菊池地域や泗水地域の市街地等を除いて、空き家が470戸、うち廃屋が107戸見つかっております。

平成26年度に国が空家等対策の推進に関する特例措置法を定め、社会問題化している空き家の対策に乗り出し、空き家等対策計画やデータベースの整備を行うことにより、空き家所有者への指導、勧告、命令、代執行ができるようになるため、国の補助事業を活用し、今年度、市全域の空き家の実態調査を行うところでございます。

次に、2点目の解体費用の助成等についてでございますけれども、所有者に対して空き家の解体を積極的に指導できるようになりますが、大きな費用負担も発生するため、幾つかの自治体では解体に対する助成制度を設けております。県内では八代市、天草市、荒尾市、美里町、甲佐町が実施しており、その内容としましては、老朽化した危険度の高い空き家に対して解体費用の2分の1以内で、限度額50万円

から60万円を助成している例が多いようです。

また、他県では、解体後、自治会等が活用することなど地域への利活用を条件に助成を行っているところもございます。

本市でも、空き家実態調査の結果を踏まえ、補助制度の必要性を検討していくとともに、国、県にも現制度の拡充や新制度の創設を要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 調査については、本年度行っていくということでしたので、ぜひ速やかに取り組んでいただきたいと思います。

また、解体費用の助成についてですが、本来、所有者が解決すべき問題ですが、それがかなわない状況で、放置をすれば道路や近隣への崩壊、台風など災害時に被害を拡大しかねない、地域の防災上の大問題となります。

部長の答弁で、検討することでしたので、速やかに具体的に検討を開始し、実施をしていくことを改めて要望し、次の質問に移ります。

次に、マイナンバーについてお聞きします。

マイナンバー制度は、2015年10月、住民への番号通知で開始され、翌年、2016年の1月からは、税や社会保障手続の一部で、行政や金融機関から書類への番号記入を求められたりしています。

個人番号カードは、マイナンバーと氏名、生年月日、顔写真、個人情報の収集が可能なICチップが一体となっています。盗難・紛失すれば、プライバシーの侵害は大きく、使い道も身分証明くらいしかないため、住民への交付率は、全国で人口比9%にとどまり、ほとんど普及していないのが現状です。

そのような実態にもかかわらず、国は、ことしの7月から、マイナンバーを通じて個人情報を自治体や国の機関との間でやりとりできる情報提供ネットワークシステム、NWSの実用に向けた試行運用を開始しました。

そこで、次の3点についてお聞きします。

1点目は、マイナンバーカードの菊池市における交付率と、菊池市において、マイナンバー導入と運用に当たって、今までに負担した費用についてお聞きします。

2点目には、従業員のマイナンバーが記載された住民税の特別徴収税額決定通知書が、全国で少なくとも101自治体で630人を超える誤送、誤配が起きています。菊池市においても誤記載のミスがあるものを発送するという事例が報告されております。来年度以降は、住民税の特別徴収税額決定通知書におけるマイナンバー

の記載は中止すべきと思いますが、どうでしょうか。

3点目には、問題点や危険を伴うマイナンバー制度は中止するように国に要望すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、東議員の1点目と3点目についてということで、

1点目の交付率、それから費用、それから、3点目の国に要望する考えはないかという点について、お答えさせていただきます。

まず、1点目のマイナンバーカードの本市におきます交付率につきましては、平成29年7月末日現在で6.63%となっております。

市において負担しました費用でございますが、本市におきまして、マイナンバーに関連する費用としまして、平成28年度までに合計で1億600万6,000円かかっております。このうち、国からの補助金などが7,260万8,000円でございますので、本市において負担しました費用は3,339万8,000円となっており、その地方負担分につきましても、一部交付税による地方財政措置がなされているところでございます。

なお、費用の主な内容につきましては、システム改修費などがございます。

それから、3点目のマイナンバー制度につきましては、番号法の第5条に地方自治体の責務として、「基本理念にのっとり、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するものとする」と規定されており、国との連携を図りながら行う法律で決められた事務でございます。

そして、その基本理念とは、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること、同一の内容の情報の提出を受けることを避け、国民の負担の軽減を図ることなど、行政運営の効率化を通じて、国民の利便性の向上に資することでございます。

現在、マイナンバーカードの交付率は10%未満でありますけれども、現在の情報化社会の中では、市民の皆様の利便性の向上につながるものと考えておりますし、また、行政にとっても必要な制度と判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） それでは、2点目の特別徴収税額決定通知書にマイナンバーの記載を中止すべきということにお答えしたいと思います。

特別徴収税額決定通知書の誤記載につきましては、議員の皆様にもご報告しましたとおり、あつてはならないミスを犯してしまいましたこと、まことに申しわけございませんでした。

今後はチェック体制を強化しまして、誤記載等がないよう細心の注意を払いながら、業務遂行してまいりたいというふうに思っております。

特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載につきましてですけれども、総務省令で定められ、平成29年度より義務づけが行われたところでございます。このため、本市においても、マイナンバーを記載して送付したところでございます。

マイナンバーの記載につきまして、熊本県市町村課へ問い合わせしましたところ、平成29年度において、マイナンバー不記載の市町村は県下にはないということでございました。全国では、マイナンバーを記載せずに送付している自治体もあり、対応が分かれる結果というふうになってしまいました。

マイナンバーの漏えいを防ぐには、不記載をすることが一番の防止策という考え方もあるかもしれません。総務省からの特別徴収税額決定通知書への個人番号記載に関するQ&Aというのが出ておりますけれども、この中では、特別徴収義務者と市町村との間で正確な個人番号を共有することができるよう、特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載することとされております。個人番号の不記載や一部不記載とすることは認められておらない状況でございます。

今後、マイナンバーの記載についてでございますけれども、県内市町村などの動向を注視しながら検討してまいりたいと思っておりますけれども、特別徴収税額決定通知書そのものが個人情報でございますので、マイナンバーの記載の有無にかかわらず、細心の注意を払い、業務を遂行してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 7月末の時点で交付率が菊池市で6.6%ということですが、余りにも低過ぎる交付率です。そして、さまざまな問題点も抱えているこの事業に、市の負担だけでも既に3,000万円を超えているというのは、納得のいくものではありません。

2点目の質問についてですが、住民税の特別徴収税額決定通知書のマイナンバー記載について、先ほど部長答弁で、総務省から義務づけられているという答弁がありました。あくまでもこれは総務省からの通知であり、マイナンバー法にも、地方税法にも、法的としての根拠はありません。

また、先ほど小川部長の答弁の中で、マイナンバー法5条が述べられましたが、

逆に5条の中では、「地方自治体は、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するものとする」と書かれてあります。つまり、地方自治体が自主的に判断して個人番号を記載しなくても、従来どおり郵送することは、マイナンバー法の理念にも沿った行政のあり方であります。

番号記載を中止する自治体、県内にはないとのことでしたが、全国では広がっています。長崎県の佐世保市では、漏えいする危険性が否定できないとして、この通知書にマイナンバー記入欄にはアスタリスクで対応しています。また、高知県四万十市でも、番号を記載しなくても業務上は支障がないとして、本年度は記載しないに対応するとの報道があります。改めて、来年度のこの通知書への記載の中止を求めます。

3点目の国に中止の意見を上げるべきということについての答弁で、マイナンバーが利便性の向上につながる、こう答弁がありました。私は、これは違うと思います。政府も、マイナンバーが本格的に運用となれば、児童手当や介護保険料の減免などの手続でマイナンバーを記載すれば、これまで必要だった住民票などの書類が要らなくなり、手間が省ける、便利になる、こう宣伝しています。しかし、他人にむやみに知らせてはならないマイナンバーの管理するリスクや、手間を考えれば、逆に、住民に便利であるかどうかは不透明であると思います。

最後に、市長にお聞きします。

このような問題点と危険性を持つマイナンバー制度の運用は、きっぱりと中止すべきであると国に意見を上げるべきと思いますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私への質問は、マイナンバー制度中止への働きかけを国にしないのかという趣旨のご質問でございました。

まずもって、先般の特別徴収での決定通知書の誤記載につきましては、大変申しわけなく思っております。この場をかりて、おわびしたいと思います。

マイナンバー自体につきましては、今回のこの漏えいの件で、私どもが反省しているのは、これはマイナンバー以前の問題であると。個人情報に属するものが、本来、しかるべきでないところに届いてしまったということについて、大変遺憾に思っておりますし、再発防止に向けて徹底してまいりたいというふうに考えております。

ただいまのマイナンバー制度中止の件でございますけども、これは平成27年第3回の市議会定例会におきましても、東議員からいただいた一般質問に答弁してお

るわけでありませぬども、マイナンバー制度自体は、現代の情報化社会の中で必要不可欠なものではないかというふうを考えております。

この制度によりまして、市民の皆様にとって、さまざまな利便性が高まり、また、迅速な行政サービスを受けることができ、また、行政にとりましては正確な情報を得ることができるなど、市民サービスの向上につながるものというふうに判断しておりますので、今のところ、その中止を国に要望するという考えはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 答弁の中で、情報化社会の中で利便性ということが改めて強調されましたが、これも私のほうからも繰り返しになりますが、利便性という点で、その名のもとで、マイナンバーの危険や問題点を隠していくこと、これは許されませぬ。

先ほども述べましたが、国はさまざまな問題点を抱え、新たな財政投入も行う中で、7月から自治体や国との間の連携ができる新たな運用を開始しました。しかし、開始した途端、早くも会計検査院からシステムの不備が指摘されるなどの矛盾が浮き彫りとなっています。

また、さきの国会では、マイナンバー関連の個人情報や顔写真データが警察捜査に利用された例があることが明らかとなりました。このマイナンバー制度は、国民監視への道を開くおそれも強まっています。マイナンバー運用は中止し、制度の廃止に向けた検討が求められています。このことを最後に指摘して、私の一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） これで東奈津子さんの質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっています。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時40分

第 5 号

9 月 5 日

平成29年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	後藤英夫君
2番	平直樹君
3番	東奈津子さん
4番	坂本道博君
5番	水上隆光君
6番	出口一生君
7番	猿渡美智子さん
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
13番	岡崎俊裕君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（1名）

8番 松岡讓君

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	坂口 啓介 君
総務部長	小川 秀臣 君
市民環境部長	上田 俊介 君
健康福祉部長	中村 隆純 君
経済部長	谷田 修 君
建設部長	淵邊 政博 君
七城支所長	榎田 邦昭 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	山本 幸一郎 君
財政課長	中村 喜範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永 孝博 君
市長公室長	上田 敏雄 君
教育長	原田 和幸 君
教育部長	大山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	前田 浩規 君
水道局長	古田 浩敏 君
監査事務局長	水上 望 君

事務局職員出席者

事務局 長	徳永 裕治 君
事務局 課長	清水 登 君
課長 補佐	松原 憲一 君
議 会 係	安武 則貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。議席番号12番の大賀慶一でございます。

まずは、7月に発生いたしました、福岡県、大分県を中心とする九州北部豪雨から、本日でちょうど2カ月が経過いたしました。多くの方々のとうい命が奪われ、未曾有の災害が発生いたしました。今、記憶に新しいところでございます。私たち熊本県もお隣の県でありまして、また、去年は私たちも熊本地震という未曾有の災害に見舞われましたので、この経験で、私たちは人ごととは思えない状況にございます。亡くなられました方々のご冥福を心からお祈りしますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、菊池市公共事業等総合管理計画について、ご質問をいたしたいと思っております。

この件につきましては、先日の水上隆光議員も質問をいたしておりますので、重複する質問もあるかもしれませんが、できる限り、別の切り口で質問をしたいと思っております。

本市では、本年3月に公共施設等の総合管理計画が策定されております。この目的は、公共施設の老朽化が進み、厳しい財政の中で、今後、どのように効率化を図っていくことかということであると思っております。この計画を実施することは課題も多いと思っておりますが、本市の健全な財政運営を遂行する上において、避けては通れない課題であると認識をいたしております。

本市は、12年前に4市町村が合併をいたしました。それに伴い、それぞれの市

町村が所有していました施設を引き継いだわけでございますので、市民1人当りの公共施設の床面積が、全国と同規模の自治体と比較して2番目に大きいと言われております。また、今後の施設の老朽化に伴い、改修や建てかえに必要な投資額が、現状で見ますと年間37億円が必要であると試算されております。このような面を考慮しますと、先ほども述べましたが、避けては通れない課題であると思っておりますが、今後の取り組み方次第では、住民サービスの低下や市の行政の停滞も心配されるのではないかと、老婆心ながら思うところでございます。対策は考えられていると思っておりますけれども、確認の意味で質問をいたしたいと思っております。

まず1点目に、今後40年間を見据えた取り組みであるとありますが、その概要、また、今後5年間で見直すとされておりますが、5年間の詳しい計画についてお尋ねをいたしたいと思っております。

2点目に、この計画の中では、数字の面だけでの取り組みのように感じられますが、単に数字だけで今後の計画を実施するとなると、特に中心部から遠い中山間地の住民の利便性の低下や、使用料金の値上げ等の住民サービスが低下しないかと心配するわけでございますが、その対策はどのように考えておられますか。

3点目に、この計画で、教育施設、福祉施設、支所等の見直しも考えておられるのか。また、その取り組みをどのように考えておられるのか。

4点目に、公共施設の総合管理対策を推進する中で、取り組みの方針として、公共施設の新設は原則として行わないとうたってありますが、本市発展のためには、政策的にどうしても新設の必要性もあると思っております。その場合、削減と新設のバランスはどのように考えられておりますか。

以上、4点をお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様、おはようございます。ただいま大賀議員のほうから4点の質問に対しましてお答えさせていただきます。

1点目の、菊池市公共施設等総合管理計画の開始から5年間の流れにつきましては、まずは、計画概要をホームページや広報誌を用いて「見える化」し、市民の皆様への周知とご理解をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

現在、本計画を具体的に推進するため、庁内に作業部会を設け、個別施設計画の基礎となる施設カルテの更新を行っているところでございます。

その後、個別施設計画により各施設の方向性を調査・検討し、行政改革推進本部にて方針を決定いたします。

また、個別施設計画の策定では、市民の皆様や施設の利用者（利害関係者）との

合意形成を図りながら、公共施設等の保有総量の最適化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

2点目の、施設利用の少ない地域にある施設の削減へのご心配でございますが、本計画は、まちづくりの基本方針を掲げる立地適正化計画や各分野の計画方針も十分考慮しながら、市全域を見て、公共施設の適正配置に取り組むものであり、特定の地域や個別の施設を単に削減するということではございません。

3点目の、教育や福祉施設への配慮でございますが、市民アンケートにおいても、子どもや高齢者に関する施設は最優先的に残すべきという意見が多くございました。このように、市民アンケートから見える課題や公共施設等を取り巻く現状と課題等を踏まえ、教育や福祉施設につきましても、単に施設を減らすだけでなく、有効活用を検討し、適切な市民サービスを提供してまいりたいと考えております。

4点目の、新たな施設とのバランスでございますが、先ほど議員のほうからありましたように、計画の中では、公共施設の新設は原則として行わないこととしておりますが、政策的判断等により、新設を行う場合もあるかと考えられます。その中においても、既存施設との集約など、常に公共施設の保有総量を念頭に置き、最適な規模となるようバランスを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） それでは、再質問をいたしたいと思っております。

先ほども述べましたが、効率化を単なる数字合わせだけで実行していくことは、中山間地に住む市民にとっては、過疎化がより深刻化しないかと非常に危惧するわけでございますが、本市は、県下でも、県下の45市町村の中でも7番目に広い面積があるわけでございますので、計画の実施に際しましては、地域性の特性、地域のバランス等をぜひとも考慮して実施していくべきだと考えております。執行部は、この点、どのように考えておられますか。再質問といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員の再質問にお答えいたします。

公共施設につきましては、高度成長期において、当時のニーズに合わせる形で多くの施設が整備されてきました。しかし、これからは社会情勢の変化を的確に捉え、必要な施設は何なのか、しっかりと議論する必要があると考えております。その中では、それぞれの施設の性質、あるいは特異性や地域性など、その地域に合った公共施設のあり方を考慮する必要があると考えております。

水上議員にもお答えさせていただきましたが、現段階では、各施設のあり方をお示しできませんが、今後、策定します個別施設計画において、施設の役割や利用状況などを検証し、具体的なマネジメントによる精査を行いながら、費用対効果の高い公共サービスの提供に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） それでは、3回目の質問をいたしたいと思います。

7月8日の熊日の朝刊に特集で、本市の公共施設等の総合管理計画の内容が具体的に報道されておりました。その中で、本市は、今後10年間で5割程度の公共施設の面積を削減する計画であるとの報道でございました。その中の大きな取り組みとしまして、旭志支所の本館が老朽化しているので解体して、隣接する多目的研修センターに支所機能を移転する計画であると掲載されておりました。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、本館解体、移転はいつごろを予定しておられますか。

2点目に、支所機能を多目的研修センターに移転する場合は、当然建物の増改築は必要になるわけですが、現時点ではどのような増改築の計画があるのかをお尋ねいたしたいと思います。

3点目に、支所本館を解体するに当たり、跡地の活用といいますか、どのように考えておられるのか。私としましては、昨日来、旭志の議員から述べておられますように、旭志には公園が一つもないということで、この跡地周辺を遊具施設を備えた公園づくりにしていただければと思っておりますが、市長のお考えがあればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。ただいま大賀議員のほうから、旭志支所につきまして、取り壊し等を含めた今後の時期的な見通し、それから、具体的な増改築プラン、その跡地利用の方向性についてというご質問をいただきました。

まず、時期の問題でございますけど、これは、今、全ての公共施設について、一つ一つ、今、具体的な方針を策定しておりますので、今年度中にそれが大体出そろってまいりますので、その状況を見ながらということになってまいります。

具体的な増改築プランも、それを踏まえて、地域の方のご意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

跡地の問題でございますけども、これにつきましては、ご要望の点もしっかりと踏まえた上で、一番住民の方にとって利便性の高い方向で考えたいというふうに思っております。

今回、支所の庁舎につきましては、既に「支所庁舎施設活用プラン」というものを策定して、3支所の有効活用に向けた方針は既に定めたところでありまして、特に、旭志支所につきましては建物が老朽化しているということで、また、熊本地震でも大きな被害を受けましたので、行政窓口を現庁舎に一番近い旭志公民館に移転すると。公民館と併設するという方向で検討しているわけでありまして、その際、単に、ただこの窓口を移して集約するというだけではなくて、複合的な機能を拡充していくと。それから、必要なものはしっかりとつくり込んでいくということで、今おっしゃいましたことも含めて、地区の皆さんの利便性の向上につながるものを一生懸命考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ただいま市長の答弁にもございましたように、確かに旭志支所の本館はもう老朽化も進んでおりますし、耐震化もできていないと思っております。今、市長のほうからありました、去年の地震でも相当傷んでおりますので、解体はいたし方ないかと思っております。

その中で、多目的研修センター、市長おっしゃいました公民館も非常に古うございます。決して新しくはございません。去年の地震でも一部壊れております。そういうことを考えますと、この公民館に支所機能を移転することは、非常に経費的にも私はかかるんじゃないかと思っております。予算の面でも、相当市のほうもしっかりと取り組んでいただいて、この公民館を支所として恥ずかしくないような施設にしていきたいと思っております。

旭志は、まだまだ市民の方々から出ております、図書館問題も出ておりますので、しっかりと私は思い切った改修をしていただき、しっかりと取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

2番目に、本市の雇用状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。

先日、熊本労働局が発表しました8月の県内求人倍率は1.66倍で、全国平均の求人倍率1.52倍を上回り、県内は熊本地震の復旧・復興需要を背景に、県内の労働環境は改善し続けていると見られております。

つい数年前までは、働こうにも、なかなか雇用の場が少なかったわけですが、現在は熊本地震からの復旧・復興関連や、また、人口減少で、求人も多く、

労働力が逆に不足しているときえ言われております。雇用の場が多いことは、人口の減少が続いている本市にも明るい展望が持てると思っております。

そこで、本市における雇用の状況についてお尋ねをいたします。

1点目に、本市のここ数年間の企業誘致の実績と現状についてお尋ねいたします。

昨年の花房台地への企業誘致や、ことしは懸念されておりました田島工業団地への3社の誘致が成功し、全区画が完売いたしました。このことは、市長を初め職員の皆さんの企業誘致に対する並々ならぬ努力と意気込みの結果であると思っております。私も心から感謝をしたいと思っております。そのことにより、市内の雇用状況の改善が順調に進んでいると思えます。

そこで、企業誘致における雇用の実績と現状をお伺いいたしたいと思えます。詳しくお示しをいただきたいと思えます。

2点目に、企業誘致における本市の雇用状況についてお尋ねいたしますが、本市の企業誘致は、ここ数年、順調に維持していると思えますが、最近、労働力不足が全国的に大きな問題となっていることにより、工場の閉鎖や縮小もよく耳にしますが、本市における雇用の状況はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 改めまして、おはようございます。ただいまの大賀議員のご質問にお答えします。

1点目の企業誘致における雇用の実績と現状についてとのご質問ですが、最初に、これまで誘致しました企業の過去4年間の誘致件数と、雇用計画に基づきます新規雇用者数を申し上げます。

なお、新規雇用者数で菊池市に新たに立地しました企業につきましては、全雇用者数をカウントしております。

まず、平成25年度でございますが、誘致件数としましては8件、新規雇用者数としては130人となっております。平成26年度は誘致件数で4件、新規雇用者数で170人、平成27年度は誘致件数12件、新規雇用者数181人、平成28年度は誘致件数7件、新規雇用者数313人となっております。4年間のトータルといたしましては、誘致件数で31件、新規雇用者数で794人となっております。

なお、本年度につきましては、8月末現在ではございますが、誘致件数で5件、新規雇用者数は469人となっております。過去最高でありました昨年度の新規雇用者数を既に上回っております。

次に、本市における雇用の現状についてですが、昨年度から本年度に本市へ進出していただきました企業に伺ってみますと、求人募集を行っても人が集まらなく、労働力の確保が難しいと言われております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。

本当に実績として大変な数字が上がっていると私は思っております。その中で、今の答弁の中で、やはり誘致企業にも労働力不足が発生しているということでございますが、今後も我が国全体を見ましても、人口減少や少子・高齢化の影響で、労働力はますます深刻な問題になると言われております。本市においては、企業誘致に成功し、雇用の場も確保されたわけでございますので、そこで、誘致企業に対する、人材確保に対する支援もやっていくべきだと考えております。市民の中には、本市にある誘致企業も知らない方々もたくさんいらっしゃいます。そこで、市民に対する企業のPR活動や、情報の提供をやっていくべきだと思っております。市民への周知をすることにより、本市に誘致しました企業の中には、一部上場の会社や、また、全国的なシェアも大部分を占めている会社など、大変優良企業もございます。そういうところをわかっていただければ、Uターン、Iターンも実現して、本市の人口増加にも非常に貢献できるんじゃないかと思っております。市はどのように考えておられますか、質問いたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） それでは、2点目のご質問にお答えします。

企業の紹介と市民へのPRにつきましては、これまで市民の方からも市内にある企業を知らないといった意見がありましたために、平成27年度から市の広報誌におきまして誘致企業等の紹介を行っております。毎月2社ずつ掲載してPRに努めているところでございます。

そのほかに、本年6月には、菊池郡市の3市町、合志市、大津町、菊陽町と共同で菊池管内の高校の生徒・保護者・進路指導教諭を対象に就職フェアを開催し、参加された約400名の方に企業の紹介を行ってきたところでございます。

今後も引き続き、他の自治体とも連携しながら、市民の方へPRを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番(大賀慶一君) 先ほども申しましたように、これはやっぱり市民へ徹底したPRを行うということは、人材の確保にも大きくつながることだと思いますので、せっかく来ていただいた誘致企業に、ぜひ人材の確保をすることが、これからのまた大きな課題でもあると思っております。

3回目の質問をいたしたいと思っております。

本市は、旭志川辺にあります県営テクノパークへの企業誘致も大いに期待されているところでございます。今後の雇用対策も重要な課題であると思っておりますが、今後の見通しについては、市はどのように考えておられますか。

また、雇用の場は確実にふえたわけでありますので、本市への定住を促すことも、本市の活性化のためにぜひ必要なことであると思っております。そこで、今度はこのことにつきまして市長にお尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(森 清孝君) 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君) 雇用情勢についての今後の見通し、定住への展望と、こういったご質問でございました。

今後の見通しという意味では、今、この菊池郡市の地域は、大変企業の活動が活発になっておりまして、なかなかこの求人倍率というのが非常に高どまりしているという状況でございまして、しばらくはこういう状況が続くのではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、普通、雇用対策といいますと、どうやって職場をつくろうかという話になってくるわけでありますけれども、本市の場合は、ある意味、うれしい状況がありまして、職場のほうはもう既に足りているんですが、人がなかなか集まらないということでございます。菊池郡市全体では、この状況はさらに大きいわけでありますので、非常に競争が激しい局面が続くであろうと、こう考えております。したがって、従来以上に増して、短期、長期、両面の視点から、さまざまな方策を広げていかねばいけないというふうに考えております。

今後につきましては、まず6月には県内高校を対象にした就職フェアを開催したところでありますけれども、今後の雇用対策としましては、県内からの雇用の確保だけではなくて、少し手広げて、県外からの新たな雇用対策として、福岡県内の大学生を対象とした就職フェア等を、これは菊池郡市の4市町で共同で開催していこうという計画をしております。

また、今後も、即効的あるいは直接的な雇用につながるものとして、就職フェア

や相談会を引き続き行ってまいりますし、また、新しい切り口としては、都会に一回、ご子弟が就職されて、こちらでは高齢者夫婦だけになります。やはり老後の心配等々があり、また、今、全般にあります田舎回帰と、自然回帰ということで、こうしたふうなUターン方策を、大都市向けだけではなくて、むしろ地元のご両親に向けて働きかけていこうということを考えております。

また、長期的な取り組みの一環としましては、地域住民の方に、本市にあります企業のさまざまな技術を周知するということから、それを将来的な雇用の確保につなげていこうということで、子ども向けに、いわゆるお仕事体験フェアといったものを実施する計画をしておりますし、また、市内誘致企業からも、地域貢献活動として、市内の小・中学生を対象にした化学教室、体験教室のようなものを実施したり、これも将来のファンづくりの一環ということでございます。

こうしたことで、短期も長期も両面でいろいろな手を広げていきたいと、こう考えておるところでございます。こうしたことは、先ほどご質問もありました定住等にもつながっていくことではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。

今後、ぜひともそういうふうなもろもろの取り組みをしていただいて、本市の企業への人材の確保をぜひしていただくことが、まずもって大事なことであり、また、本市の人口増加にも大きくつながるもので、それがひいては本市活性化の大きな原動力になるのではないかと考えております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市有財産の売却についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

市有財産の売却については、さきに質問しました公共施設の総合管理計画にも大いに関連がある問題でございますが、今回は一例をとりまして、旧市営の伊坂住宅の跡地の売却についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

先日の水上隆光議員の質問に対して、建設部長は、今後、利用予定がない伊坂住宅跡地等の物件は民間に売却して、活性化を図りたいと答えられておりました。

そこで、伊坂住宅の跡地についてお尋ねをしたいと思ひます。

1点目に、伊坂住宅跡地の現状は、今、どのようになっていますでしょうか。これまでの流れについて、詳しくお示しをいただきたいと思ひます。

2点目に、今の状況から見て、迅速な売却への対応が必要だと私は思っております。その点、市はどのように考えられるでしょうか。

また、いつごろをめどに売却を考えておられるのか、お示しをいただきたいと思

います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 皆様、おはようございます。大賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

伊坂住宅の現状でございますけども、昭和36年から37年に建築された木造の2棟3部屋分を本年1月に解体しまして、約1,551平方メートルが、現在、更地となっております。

また、土地の売却につきましては、現在、住宅用地として売却するための準備を進めておるところでございます。

いつごろの予定かということでございますけども、今の予定としましては、現在、不動産鑑定を入れまして、その担当課のほうに、これは遺跡の調査がございますが、そういったものを行いまして、その後、公有財産評価委員会のほうにその価格が適正であるかということをおかけまして、ことしの11月の下旬ぐらいをめどに、現在、考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。

先ほど水上隆光議員の質問でございますが、質問に、また、先日のその中で、旭志に住みたいが宅地がない。だから、ほかの市に住宅を建設したという例がありました。私も全くそういう例に何件も遭遇したわけでございます。

そこで、この伊坂住宅について、ぜひ迅速に売却できるような体制をとっていただけないかということをお市に説明に伺いました。なかなか不動産鑑定等の手続が進まず、その方も1年余り、住宅の建設を延ばしているの、今は他の場所への建設も考えているというようなお話もございました。非常に子育て世代の若い方の夫婦でございますので、本市といたしましても、これは宝でございます。そういう人たちをぜひ本市にとどまらせていただくというか、本市で宅地を提供しながら、住んでいただくというのが一番大きな課題ではないかと思っております。

また、民間の住宅会社にもちょっとお尋ねしますと、場所的にも非常にいい場所でございますので、子育て世代を中心に住宅を建設しても、ぜひ大変需要は見込めるというようなお話も伺っております。

そこで、ぜひとも売却の手続を早急に進めたいと思いますが、今、部長の答弁では11月ごろをめどにしているというわけでございましたので、今後、

伊坂住宅に限らず、私はスピードアップすることが大事なことではないかと思っております。このことも公共施設の保有率の削減のスピードアップもつながります。

そこで、質問ですが、一般的な市有財産の手続が、売却をするという決定から入札や競売までの期間はどの程度の日数を要するわけですか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員のご質問にお答えいたします。

一般的な売却ということになります。現在、公共施設というのは、それぞれの行政財産として使用されておりますけれども、その使用目的がなくなった場合には普通財産になるわけですけれども、現在、公共施設等管理計画の中でも、普通財産に移ってきたものについては、もう売却を優先するということで進めているところがございますけれども、それぞれの売却の期間というものにつきましては、先ほどもありましたように、全て不動産鑑定でありますとか、その後、評価委員会が決まりましたら、周知期間、必ず公売とかそういったものに関しましても、それぞれの方にやっぱり周知する期間というものが必要となりますので、それぞれの物件に応じた周知期間を経た後の売却というような時間設定になるかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ぜひ、先ほども申しましたように、若い人たちは、本当に地元に住みたいという方は大変たくさんいらっしゃいます。ぜひそういう人たちに、市有財産でありますそういう住宅の跡地とか、そういうのを提供しながら、この民間会社での住宅の建設をすることが、私たちの、菊池市の人口増加に大きくつながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひスピード感をもって、民間の人たちは簡単に売却すると決まったらできると思っておられますので、そこはしっかりと皆さん認識をしながら、そういう売却の仕事にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、4点目に、道路の整備についてお伺いをいたしたいと思っております。

菊池赤水線の道路改良についてお伺いをいたしたいと思っております。

菊池赤水線は、ご承知のように、菊池市から大津町を經由して、阿蘇市赤水へ通じる道路でございます。これは県道の中でも主要地方道という名前になっていると思っております。昨年の熊本地震から、阿蘇市への迂回路としても活用されております。

県道菊池赤水線の旭志地区の伊萩区・津留区間の間、約200メートルの改良についてお尋ねをいたしたいと思います。

この区間は、集落の中を通過しており、以前より幅員が狭く、車の離合も容易でなく、また、バス路線でもございます。地元からも、そういうことで改良の要望があっております。

そういう中で、今年の熊本地震で、沿線にございます住宅が被災されまして、解体を余儀なくされております。今、更地の状態が数軒ございます。今後、おのおの方の住宅の再建をどのようになさるか、ちょっと私もわかりませんが、地元の方からは、今であれば地権者の方の協力も得やすいのではないかと。この際、道路の拡張をしてはとのお話があっております。現時点で地権者の方の意向はわかりませんが、また、県道でもあり、県の計画とも関連すると思いますが、本市としてはどのように考えておりますか。また、県の計画がわかれば、説明をお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 県道菊池赤水線の改良工事でございますけども、県北広域本部に確認しましたところ、現在、旭志の小原地区において、単県道路改良事業として取り組んでおり、菊池グリーンロード交差点付近から片川瀬集落センター付近までの全体計画延長645メートルのうち、中間の約240メートルを完成させ、残る起点側、終点側の区間につきましては、早期の完成を目指しているとのことでした。

それから、2点目の伊萩橋からJA菊池でございますか、そこまでの区間につきましては、これも同じく、県北広域本部に確認しましたところ、現在のところ、改良計画はないという回答でございましたが、今後としましては、この県道菊池赤水線につきましては、改修促進期成会もありますので、市としましては、今後、改良箇所として要望していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） この改良計画が急激に進展するということは無理なことだと私も十分承知をいたしております。しかしながら、地元の人たちにとっては、毎日の生活にも活用しておりますので、安全・安心な道路環境が必要でございます。今後、市の方針としましても、今、部長の答弁にありましたように、期成会を通じて県のほうに積極的に働きかけていくということでございますので、ぜひお願いし

たいと思います。

今の時点で、私は、今のほうがそういう更地になっておりますので、やりやすいのではないかという面から考えまして、質問をしたわけでございます。ぜひとも、今後とも県のほうとしっかり協議をされて、取り組んでいただければと思ひまして、要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） これで大賀慶一君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時42分

開議 午前10時49分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。いよいよ一般質問も、本日、最後となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市民広場の現状と今後の再整備計画についてお尋ねをいたしますが、昨日の岡崎議員からも、市民広場再整備計画については質問がございましたので、重なる点があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

市民広場については、本年の4月21日の全員協議会において、市民のワークショップ等によって協議された市民広場再整備計画案が示され、いよいよ本格的な再整備がスタートするわけですが、これまで以上に市民にとっての憩いの場所はもちろん、菊池市を訪れる観光客等の拠点として、さらに魅力ある市民広場になると期待するものですが、改めて、菊池市民広場のこれまでの経緯と、特に現在の管理体制と、今後の再整備計画を詳しくお示しいただきたいと思ひます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 皆様、おはようございます。私のほうからは、市民広場整備の経緯と現状について、まずご説明さしあげたいと思ひます。

まず、整備の経緯についてでございますが、平成3年度にふるさと創生事業の一環として、物産館や騎馬像を含む菊池市ふるさと創生市民広場として整備され、平成10年度に夢美術館が建設されたところです。

その後、再整備を目的に、平成24年度に市民広場再整備の基本構想・基本計画が作成され、平成25年度にはPFI導入など民間事業者の参入調査を行っております。

平成26年度には、市民検討委員会を設置し、平成27年度に概略設計、平成28年度に基本設計を作成したところです。

これまで、市民検討委員会は12回、市民広場ファンクラブを3回開催し、また、建築分野の専門的な視点での検討も重ねております。

次に、再整備の内容といたしましては、岡崎議員にお答えした内容と重複いたしますが、主に駐車場整備や大屋根の全天候型広場、フリースペース、遊具のある遊び場などを新設いたしまして、そのほか、トイレの美装化や足湯などを整備するところです。現在、実施設計の中で詳細を詰めている段階でございます。

この再整備事業は、市民皆様の関心が非常に高い事業でもございますので、これから整備内容を広く周知させていただきまして、市民や観光客にとりまして癒しとにぎわいを生み出す拠点となるよう整備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） それでは、私のほうからは、施設の指定管理のご質問にお答えします。

過去5年間の施設の指定管理の契約内容や金額についてですが、指定管理は、菊池夢美術館を含む菊池市ふるさと創生菊池市民広場と、きくち観光物産館に分かれております。

最初に、菊池市ふるさと創生菊池市民広場でございますが、施設等の維持・管理及び利用の許可等の管理運営に関する業務については、菊池温泉観光旅館協同組合と、平成24年度から平成28年度までの5カ年間の指定管理協定を結んでおります。

指定管理料は年間1,084万円としていましたが、消費税の増税により、平成26年度からは年間1,103万9,000円へ変更しております。

ただし、平成27年度におきましては、事業実績によりまして、54万73円を減額した1,049万8,927円となっております。

また、平成29年度からの指定管理につきましては、市民広場再整備の計画にあわせまして、2年間の契約としております。その金額は、年間で1,050万円となっております。

次に、きくち観光物産館でございますが、施設の維持・管理及び利用許可等の管

理運営に関する業務について、有限会社きくち観光物産館と平成26年度から平成30年度までの5カ年間の指定管理協定を締結しております。

指定管理料につきましては、平成24年度と平成25年度が300万円、現在の指定管理協定となりました平成26年度以降は293万1,428円となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。それぞれの部長のほうから、委託料等も含めて詳しく説明をしていただきました。

私も、毎週日曜日は物産館の前の朝市に顔を出しているわけですが、その点も含め、今度の再整備に対して、いろいろとちょっと不安な面もありますし、また、指摘をしたい面もありましたので、今回、一般質問をするわけですが、まず、物産館のほうなんです、一応物産館のほうは店長さんがいらっしゃって、いろいろ朝市等との協議もされているということなんです、私も毎週行っておりますが、朝市の方々に、この再整備のことが全然情報が入っていないと。こういうことをいただきましたものですから、今回、改めて質問するわけですが、もうこれまで、朝市の方々は物産館とともに歩んでこられたと。20年以上の歴史があるわけですね。そこで、やっぱり観光客の対応はもちろんでございますが、市民のある面では顧客をちゃんとつかんでおられて、たくさんの方が楽しみにして来られております。

そういう状況の中で、今回、駐車場整備とか、いろんなことが出ておりますが、あの方々がどういう形で、また同じように販売ができるのかとか、どういう形で対応がしてもらえるのかとか、そういうのが基本的に全然情報が入っていない。このことについて、改めて、どこまでこの朝市の方々のことを協議されているのか、まずは1点、お聞きしたいと思います。

それともう1点は、今度、私どもが示していただいた、今度は夢美術館のほうの問題でございますが、これの夢美術館の増築改修、また、会議室、観光情報発信機能を備えるということで、改修、増築というのが出ておりますが、現在、旅館組合のほうで管理をしていただいておりますが、その中に観光協会が入っておりますけれども、土曜・日曜日は休みでございます。

先般、私も還暦を迎えましたものですから、小学校の同級生と一緒に還暦祝いを8月12日、13日で行わせてもらいました。私の発案で、ぜひとも還暦の記念に植樹をしようじゃないかと。桜の植樹を計画しまして、じゃあ、どういうふうなブ

レートにするかとか、そういうのも協議しなければいけないものですから、じゃあ、私だけではちょっと決定できないから、じゃあ、ちょうど土曜・日曜、帰ってきたときに申請もしようじゃないかということで企画しましたところ、私、確認しましたら、先ほど申し上げましたように、土曜・日曜は休みでございました。ですから、それはちょっとかなわなかったわけですね。

そういうことも含めて、私の同級生も、東京とか、大阪とか、たくさん行っておりました、木下君、土曜・日曜休みでよかつかいと。そういう指摘も受けましたものですから、改めて、今回はまた夢美術館の増改築含めて計画をされておりますので、私は観光都市を目指す菊池市としては、観光協会が土曜・日曜日が休みでは絶対いけないと思いますので、このことも含めて、お答えをいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） それでは、2回目の質問にお答えします。

まず、1点目の朝市についてのご質問であったかと思えます。菊池観光物産館の回廊等におきまして、毎週日曜日の朝7時から12時まで、朝市が開催されております。

朝市では、出荷協議会メンバーなどによりまして、お総菜やまんじゅう、パン、とじこ豆などの加工品を初め、とれたての農産物が並び、好評を得ているところでございます。

ご質問がありました菊池市民広場の整備後につきましては、これまでより飛躍的に利用できるスペースが広くなり、利便性も向上しますので、本市のPRと、地域振興を図る上で、朝市も含めまして有効活用したいと考えております。内容につきましては、今後、決めてまいりたいと考えております。

それから次に、2点目の菊池市民広場における、土曜・日曜の観光案内でございますが、ご説明がありましたように、市民広場の指定管理は菊池温泉観光旅館協同組合が行っており、旅館組合が菊池夢美術館において行っております。

ご指摘がございました菊池観光協会は、土曜・日曜の観光案内について、検討はされておりますが、課題もあり、実現には至っておりません。

市民広場の再整備後につきましては、指定管理の公募を考えておりますが、これまでと同様に、土曜・日曜の観光案内を公募条件にしたいと考えております。

また、菊池観光協会につきましては、菊池市の観光振興の観点から、土曜・日曜も観光案内を行っていただけるよう、引き続き働きかけを行いたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

部長のほうから、特に朝市については、ちゃんときちんと価値観を認めていただきまして、内容を改めていくということでもございましたので、安心しました。ぜひとも、その出荷者の方々との協議の機会をつくってください。意見がある面では集約していただいて、その結果を出していただくような形にしていただくことを希望しておきたいと思います。

それと、観光協会の土・日を開けるということについては、やはり今後の菊池市の将来を考えた場合、土曜・日曜日が観光協会が開いていないということは、もう考えられません。ほかの市町村では絶対そういうことはないと思いますので、今度の公募の条件にさせていただくということでもございますので、それは必須だと思いません。そのことも含めてお願いをしたいと思います。

観光協会のほうも、やはり1,000万円強の市の補助金を出している団体でございますので、ある面では、そういう指摘をする立場でもございますので、そういうことも十分認識した上で取り組んでいただきたいと思います。

以上、よろしく願いしておきます。

それでは、次に、AEDの設置状況と、管理体制と、講習会等の実施の現状についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成22年第1回定例会において質問をさせていただき、特に、AED本体に附属している電極パッド、バッテリー等の有効期限の管理体制について、指摘、要望をしておりました。

今回は、改めて、AEDの設置状況と管理体制、特に講習会等の実施の現状をお示しいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、木下議員のほうから3点のご質問にお答えさせていただきます。

本市での公共施設等のAEDの設置状況でございますが、現在66台を設置しております。設置箇所につきましては、市役所本庁・支所、公立の幼稚園・保育園、小・中学校、つまごめ荘、社会体育施設、社会教育施設など60施設に配置しております。

また、菊池市内には銀行や医療機関、大きな工場など民間事業所にもAEDが設置されており、市の管理のものとあわせて130カ所以上にAEDが設置されている状況であります。

2点目のAED管理体制につきましては、AED本体に記載してあります表示ラベルなどを施設管理者が確認し、電極パッド、あるいはバッテリーの交換を行っており、市管理のAEDも昨年9月に37台を新たに交換したところでございます。

なお、交換時期につきましては、メーカーや機種によって若干違いはありますが、おおむね電気パッドは1年半から2年、電池パックは5年ごとに交換する必要があるとございます。

3点目の講習会の実施につきましては、現在、公共施設に配備されているAEDにつきましては、施設管理者において、さまざまな講習会を受講されているところ です。

また、消防署が定期的を開催します救命講習の課目の中で、AEDの使い方等の講習があり、市の主催します総合防災訓練の中でも、消防署による心肺蘇生法等の講習会も行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。市のほうで60台ぐらいあるというところでございました。

私が、今回、改めてこのAEDの質問をさせていただいたのは、先般、私も菊池市の子育てサポート事業の中の会員をやっております、その更新で、改めて救急救命のこのAEDの講習会がございました。若い、要するに、お預けになる保護者の方と、私たちみたいに、それを助ける高齢の方、ご婦人方と、男性は私一人でございましたが、日本赤十字社熊本県支部の救急法指導員の方がきちんと説明をして、実際にその使用方法をやりましたけれども、なかなか、やっぱり実際にやってみると、講習会ではありますけど、なかなか難しいですね。やっぱり本当にやってみないと、これは絶対体験してみないと、感覚的にはわからないと思います。慌てないできちんとするためには何回か講習を受けて、きちんとした対応ができるようにしておかなければいけないと思ったものですから、市のほうも、今度は防災士500人体制とか、そういう形で計画もされておりますので、このAEDについては、やはりもう本当に区長さんとか、市民のほうにしっかり啓発をして、やっぱりきちんとした体制づくりをされたほうがいいかなと思ったものですから、質問をさせていただきました。その防災士とか、そういうことも含めて、市のほうがまた改めての

計画があれば、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、木下議員の再質問にお答えいたします。

講習会の実施についてでございますけれども、AEDにつきましては、緊急時における心肺蘇生時の重要なツールでございます。その取扱いは、一般人においても使用できるよう設計はされてはおりますけれども、AEDを適切に使用できる人がふえることは、自分の家族など人命救助の際に役立つことでもありますので、心肺蘇生法を含む普通救命講習を受けていただくよう、自主防災組織での取り組みや出前講座などにおいて啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、先ほど議員のほうからもございましたけれども、防災士500名体制を推進しておりますが、その認証要件といたしまして、普通救命講習の受講が必須でございます。この防災士育成事業の推進が、心肺蘇生法やAEDを適切に使える方の増加につながるものと考えております。

本年も、合志市・菊陽町と共同での防災士講習会を計画しておりますので、議員の皆様も含め、多くの方々に受講いただきますよう周知を図ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは、次に、温泉街の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

今回は、温泉街の空き店舗対策、市道の現状と整備計画、温泉街の景観等について、特に温泉街の空き店舗の状況と対策については、平成25年第3回定例会において質問させていただきましたが、そのときの答弁では、商工会や商店街連合会など関係機関と連携をして、支援をしてまいりたいとのことでした。

特に、私が指摘をしました国道沿いの空き店舗については、菊池市全体のイメージにもかかわる問題としての認識をしていただきましたが、私が感じる限りでは、現状はますます厳しい状況になっていると思われま。

そこで、今回、改めてお尋ねをいたしますが、温泉街の空き店舗の状況、市道の現況、景観等の現況と、今後、それぞれの対策をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） それでは、ただいまの議員のご質問にお答えします。

本市の空き店舗対策といたしましては、商業地の活性化及び商業の振興を図ることを目的としました、菊池市空き店舗対策事業補助金交付要綱により、温泉街の飲食店も含め、借家料、店舗改修費についての補助及び借入金に対する利子補給の支援を行っております。

また、この事業の中で、創業支援事業によりまして補助金交付を受けようとする方は、補助金の要件といたしまして、個店の魅力向上を目的とした、きらりと光る繁盛店づくり総合支援事業を3カ年間、受講することとなっております、経営の面からも支援することとしております。

また、平成27年度からは、温泉街の旅館やホテルを「たびの駅」と位置づけまして、観光案内拠点としての機能強化を図るために、景観や観光客へのおもてなし向上に対する、施設や備品等の整備を行う際に助成を行っております。

観光客を初めとしまして、女性や若年層、高齢者のお客様が、気軽に散策し、癒しを感じていただくためには、温泉街全体としての景観は極めて重要な要素であると考えております。

今後も、官民連携いたしまして、温泉街も含めた空き店舗対策に取り組み、癒しの里づくり、菊池のファンづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、淵邊政博君。

[登壇]

○建設部長（淵邊政博君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

温泉街を含めました中心市街地で施工しております自然石を利用しました舗装につきましても、これまでも少しずつ補修を行ってきており、今年度も市街地と温泉街において補修を行う予定でございます。しかしながら、舗装の劣化範囲が広く、補修が追いついていない状況でございます。この件につきましては、これまで多方面からご意見をいただいております、また、管理瑕疵の案件も発生していることから、担当部署としても緊急性・必要性が非常に高い事業と認識しております。そのため、今後は予算の配分も含め、重点的かつ一体的に事業を推し進め、早期にこの改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

谷田部長のほうからは、癒しの里づくりという形の中で、十分認識はしていただいておりますが、結果は出ていないと。先ほども、先般、私が平成25年に申し上

げた後、状況は、皆さんも歩いてみて、回られるとわかると思いますが、どんどん空き店舗はふえています。そういう状況の中ですから、机上論的な意見はいいんですが、やっぱり実際にどういう形で取り組んで、結果を出すかというふうな施策をやっぱり打っていただきたいと思うんですよ。

山鹿でも、どこでも、いろんな施策が、やっぱりその結果が出ているような地域はたくさんございます。やっぱり政治というのは、最終的には結果ですから、できたか、できないか。それはみんな苦しいんですね、どこでも。だけれども、菊池市の場合は、やっぱりこの温泉街というのをきちんときれいにして、また、景観上も整えなければ、やっぱりお客さんというのは、どんなにPRをして、よそに発信力をもってやっても、来られた方が、ここですか、菊池市はと。温泉街はこんな状況ですかって見られたら、絶対また再訪志向はない。リピーターはふえません。ですから、まずは足元をきちんと固めて、やはりきちんとした対応をとっていただきたいと思います。これが優先順位は1番だと思います。

それと、先ほど淵邊部長のほうから申されました、市道の瑕疵の問題ですけれども、今回の定例会に専決処分という形で出ておりました。もう回遊道路という形の中であつた道が全部だめですね。もうぼろぼろです。特に温泉街のほうも、非常に観光客の方が、雨の後、滑って転んでけがをされたとか、そういう情報が私たちに入ってくるわけですね。ですから、もうとにかく予算的なものをきちんと、やっぱりそのために補正予算なんかがあるんですから、予算立てをして、やっぱり早急に解決するところは優先的にやってください。それはやっぱり議会の皆さんも、絶対それは認めると思います。

先般、私があそこの有働肉屋の前のところの、ちょうど国道からずっと雨水が温泉街のところに入ってくる場所があります。あそこは県のほうにお願いして、国道からの雨水をとめてくださいと。という形の中で、工事をもう緊急的にやっていただきました。県のほうは、もうそういう形で取り組んでいただきましたので、あとは市のほうがする番ですね。ですから、回遊道路をつくったときに、雨水が全然入らないような、排水がとれないような状態になっています。だから、そういうのも含めて、本当にやっぱり地域住民の方々も困っておられるし、来られた観光客もあんな道じゃ歩けません。ですから、やはりそういう優先的なことを含めて、早急にやっていただきたいと思います。

また、このようなチラシが張ってありました。ラブベンチでございます。このラブベンチは、経費がトータルで100万円はかかります。これはまだ私たちとしては、地震はまだ復興の途中です。こういうことも含めて、やっぱり市民感情とすれば、こういうものを先にやる前に、温泉街のやっぱり道の改修でもやったほうがい

いんじゃないかと。そういうご指摘も私にいただきました。あえてこういう形で申しますけれども、今、いろんな施策が優先順位がどうも何か間違っているようなふうに感じます。

山鹿は電柱地中化なんかをきちんとやられて、歴史の街並みがきれいに今なっている。徐々にその形ができ上がっているような状態です。私は、もう温泉街にも長くおりますけれども、私が感じるのは、だんだんだんだん何か清潔感のないような温泉街になっているし、また、何か歴史とか、そういう何か菊池一族の歴史とか、そういう歴史とか文化を尊重するような施設じゃなくて、何かちぐはぐになっているような感じがしてなりません。またラブベンチのあれも企画されているようですが、優先順位をするのであれば、このラブベンチよりも、100万円あればある程度の何メートルかずつでも改修ができると思います。そのことをしっかりお願いして、市長に、市長がやっぱりトップですから、そういう形の、私も平成25年のときは市長に申し上げた空き店舗対策の質問でございましたので、それから市長も感じられていると思いますので、市長として、温泉街をどのように形づくっていくかということも含めて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま木下議員からのご質問、特に温泉街の整備というテーマでございますが、人々が温泉に求めるものは何かといったときに、特に最近では、これは癒しでありますね。その癒しというのは、風景というのもございますし、くつろぎの環境、それから、おもてなし、そうしたもろもろのことが含まれるわけでございます。人々がほっとするという気持ちになることが一番重要であると思います。ですから、それは温泉街だけではなくて、その周辺も含めて、そうした雰囲気づくりを進めるということは極めて大事であります。

そういう考え方から、温泉地及びその周辺を本当に癒しの里にしていこうということで、これまで、温泉街に隣接しています菊池公園堂山展望所から東福寺、それから、金比羅山一帯を地元と行政が一体となって整備を進めてきておりますが、それは、実はこの温泉街の魅力アップのためにやっているわけであります。当時、こんなところに金をかけてどうするのかという強い反対意見もございましたけれども、地元の皆様のご協力のおかげで、少しずつ形になってきておまして、変化が見えると、やはり市民の多くの皆様がそこにプラス面の感想を言われるようになってきておまして、さらに、最近では、民間の方々がこれを受けて、温泉街にございます正観寺さんの竹林がございまして、これもやっぱりきれいにしていこうということで、自発的に取りかかっていたらと。大変いい動きにつながって

きているなというふうに思います。

山鹿市さんでは歴史の街並みづくり、進んでいращゃると思いますけども、私どもとしても、自然を取り入れた街並み、そしてまた、歴史とこれをつなげていくということで進めてきておるわけでありまして、まさに菊池一族ゆかりの東福寺、金比羅山といったものと温泉街をつなげていくということ、プラス、非常にすばらしい里山の自然がそこから見えるわけでありますので、こうしたものは菊池温泉の魅力につながっていくと。といいますのは、温泉の質はもうそもそもいいわけですね。それでもお客が来ないというのは何なのかということを経験的によく考えていかなければならないと、こういうふうに考えております。

いずれにしても、この温泉街の整備というのは、行政だけでできるものでもございませんし、地元の方、それから温泉街関係の方、それから議会の皆様と力を合わせて、時間はかかりますけども、地道に着実にこうしたことを進めていかねばならないというふうに思っております。評論ではなく、実現あるのみと、実行あるのみというふうに考えております。

また、現在策定を進めております景観計画というものがございまして。この中でも、景観というものはこれから価値を持つんだということを明確に打ち出してございまして、その中でも、温泉街というものをこの景観形成の重点地域に指定して、景観形成基準というのを具体的に設けております。そういうことで、温泉街の情緒が感じられるようなおもてなしの景観づくりを進めてまいりたいわけでありまして。

例えばということと言いますと、ホテルや旅館、外観の改修の際には、空調であるとか、あるいは給排水等の設備は建物の中に取り込んでいただくと。あるいは、既存の空調の箱なんかについても、非常に周囲とマッチしたような木でつくった覆いをするといったふうな、周辺景観と調和するような景観形成基準に沿って誘導していきたいというふうに考えております。

既にこれまで、市全体で取り組んでおります「森の中のまちプロジェクト」、いわゆる森まちプロジェクトというものを進めているわけでもございまして、温泉街こそ、ぜひこうしたものを導入したいということで、ずっと働きかけてきているわけでもございまして。まだ温泉街の皆様との具体化に至っておりませんが、できるところからやろうということで、市が保有しております場所については2カ所ほど、既に温泉街のところでポケットパークを進めて、緑化を進めているわけでもございまして、もっともっと全体を本格的に緑化を進めていきたいと、雰囲気づくりを進めていきたいというふうに思うわけでもございまして。

しかし、この森まちによる癒しの空間づくりというのも、ひとえに観光客を本当にもてなしたいという温泉街の皆さんの主体的な取り組みと熱意なしにはできません。

んし、また、地元の皆さんのご協力なくしてはなかなか前に進んでまいりませんので、これからも関係の皆様、市民の皆様、そして、議会の皆様の絶大なご協力をいただきながら、私がお先頭に立って、リーダーシップを発揮していきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。実行あるのみということでございますので、市の所管の分については、即、実行してやっていただきたいと思っております。やっぱり市民力はもちろん大事ですが、後の維持管理等については、やっぱりその理解がないと、なかなかそれができていないというのが現状だと思っておりますので、そういうことも含めて、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次に、中山間地の振興、特に耕作放棄地、鳥獣被害、棚田等の対策の現状について、お尋ねをいたします。

昨日、坂本議員より有害鳥獣対策については質問がありましたので、重なる点もあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

私も、中山間地の代弁者として、これまでこの件につきましては何度も質問、要望を続けておりますが、熊本地震の後には、特に中山間地の現状は厳しく、被害に対する復旧についてもまだまだであります。

年々、耕作放棄地は増加しておりますが、近年は後継者の問題、鳥獣被害等によって、本年の第2回定例会でも触れましたが、菊池市の穴川の棚田が耕作放棄地となっており、田園風景の景観の観点からも大変残念な状況であります。市としても、この現状は十分認識されて、私がお願いしてきた小災害等の補助の拡充にも対応していただきましたが、さらなる耕作放棄地、鳥獣被害、棚田等に対する施策が必要であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、それぞれの現在の状況と今後の対策をお示しいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 中山間地域の振興についてのご質問だったと思っておりますが、まず最初に、現在の耕作放棄地の状況について答弁させていただきます。

本市の耕作放棄地の面積につきましては、2010年の農林業センサス調査において306ヘクタール、2015年の農林業センサス調査において338ヘクタールとなっております。5年間で32ヘクタール増加しております。

中山間地域におきましても、農業従事者の高齢化や後継者不足は深刻な問題でありまして、加えまして、有害鳥獣による被害も発生している状況でございます。

さらに、昨年の熊本地震により被害を受け、いまだに復旧できず、耕作できない農地もあり、今後、ますます耕作放棄地の増加が懸念されているところでございます。

耕作放棄地の対策としましては、営農の基礎となる農地及び水路・農道等の農業用施設を維持・保全するために、集落・地域における共同活動を支援する、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金など、国・県の補助事業等を活用しながら、農地の再生や営農定着に向けた取り組みを行っているところでございます。

中山間地域の活性化対策としましては、地域の特産資源であります菊芋・ヤーコンの生産拡大に向け、東海大学との農業連携協定に基づいた栽培講習会や、市内の菓子店、飲食店の協力による菊芋・ヤーコンスタンプラリーの開催などを行っております。

また、山村振興地域の指定を受けている龍門地域では、平成27年度からの3カ年の事業で、山村活性化交付金を活用した、地域でとれた農林産物を使った商品開発やPR活動等を行っております。

さらに、本年度から新たな取り組みとしまして、沖縄県内の米卸事業所との商談において、菊池溪谷に通じる棚田の米が、平成29年産米において取引されるようになりました。中山間地域の景観を保全する上でも、菊池溪谷棚田米をPRしながら、販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

中山間地域の振興につきましては、これまでの取り組みを踏まえ、販路の拡大と産地化を推進し、農家所得の向上と後継者の育成を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策についてですが、昨日の坂本議員の答弁と重複しますが、本市では、被害低減のため有害鳥獣捕獲業務を菊池市有害鳥獣捕獲協議会へ委託し、9班体制で銃器及びわなによる捕獲を行っております。

また、有害鳥獣による農地等への侵入防止対策としましては、国・県の補助金を活用した侵入防止策などの設置や、市単独として電気牧柵や防鳥ネットの設置に対する補助を行っております。

今後につきましては、これまでの取り組みを継続しながら、先進事例などを参考に、有害鳥獣対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

面積のほうも5年間で32ヘクタールふえているということでございます、耕作放棄地がですね。現状はもっともっと厳しいんじゃないかというふうにして認識しております。それと、高齢者の問題が一挙に來ますので、この近々に急激に耕作放棄地がふえてくるんじゃないかというふうに心配しておるわけでございます。

市としても、いろんな施策をやっていただいておりますけれども、先ほどから申しますように、実感的に地元の方が、やっぱりそれを受けて、ちゃんと対応ができる、また、価値観を得たという形の中で、初めて施策だと思っておりますので、私どもが地元で聞くと、なかなか対応についてはまだまだということで実感しております。

そういうことも含めて、協力隊の方が、今、11名ぐらい市のほうに来ていただいておりますが、この中山間地の、ある面では、こういう耕作放棄地というか、そういうことのやっぱり専門的な担当的なものでもやっていただいて、実態調査と、それとやっぱりどのような施策がその地域に合うかという、そういう研究的なものも、協力隊の何人かでも担当していただければというふうにして思っております。

協力隊の方も、それぞれに能力を発揮して、地元にも定着している方もいらっしゃいますので、そういうので専門的に、菊池市にとって癒しの里、また、景観についても、この耕作放棄地をいかにして再利用するかというのが一番の問題になってくると思います。

先般、新聞に、熊日のほうに、何か南小国のほうでは、旅館の経営者の方が耕作放棄地にソバの種をまいて、それを自分たちの食材として使うとか、そういういろんな企画も出ておりました。そういういろんな連携をとってやっていただくようなことを考えていただきたいと思います。

市長にも、先ほど、温泉街とほかの地域の連携というのは、やはり私どもの中山間地が連携だと思っております。私どもの地域でも、先般、つばき庵という民泊がオープンいたしました。そういうことで、いろんな起爆になるような施設もできておりますし、市長もグルメ街道という形で提案されておりますので、グルメ街道に行くためには、やっぱり横、左右を見たときに、耕作放棄地だらけではグルメ街道とは言わないと思っておりますので、そういうことも含めて、市長の考えがあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、特に中山間地域における農業の活性化と

いうテーマであろうと思いますが、本市の中山間地域というのは、残念ながら、耕作放棄地が増加傾向にあるわけでありましたが、一旦耕作放棄地になりますと、それをまたもとに戻すというためには、大変多くの労力と費用を費やさなければいけませんし、また、この中山間地域の棚田を含む田園風景というものの自体も、本市の非常に重要な宝であります。いろんなやり方でこれを保全していく必要があると考えているところでございます。農家の方々、それから、集落、行政、そしてJAさん、一体となって、地域の特性を踏まえた取り組みを継続的に推進する必要があるというふうに思っております。

さまざまな取り組みの仕方があると思います。一つには、なかなか個人ではもう限界があるということで、集団営農化というのでも検討していかなくちゃいけませんし、とりわけ適地適作というところを第一に考えていく必要がございます。

これまでに、とりわけ中山間地に適した作物ということで、折からの健康ブームを活用して、菊芋・ヤーコンというものを、今、菊池の名産化をしてきているわけでありまして、この両方の商品等も、今、非常に折からの健康ブームでニーズが高まっております。売り先、出口のほうは、これはもう心配しないでくださいと。市のほうでネットショップというものをつくって、都市部の消費者と直接つなげておりますので、こうしたものも、一つ、もっともっと推進していきたいと思っておりますし、また、若い人におかれては、中山間地域の放棄地等を利用して、まさに水が命でありますから、きれいな水がないと育たないクレスンとか、そういったものを重点的に手がけていらっしゃる方も、今、出てきておるところでございます。

また、こうした耕作放棄地を農地中間管理機構などを利用しながら、利用権の設定を進めるといった形での放棄地の発生防止にもつなげていきたいというふうに思うところであります。

それから、先ほど、つばき庵という一つの農家レストランを例に、今、取り上げられましたけども、非常に重要な指摘でありまして、中山間地の棚田というのは、これは保全をしなくちゃいかんけども、一つ一つは形状が非常に小さくてふぞろいですから、もともと非効率なわけですね。面整備をしようにも、なかなか高低差がありますので、平地ほどにはうまくいかない。しかし、守らなければいけないと。しかし、よくよく考えたときに、農業というのをもう少し広く捉える必要がある。もし棚田だけでそれを再生しようとするすと、もともとが効率が悪いわけですから、人が変わっても、その非効率のところは機械がそんな入るわけじゃありません。余り変わらないわけですね。

ところが、その自然の風景というのは、非常に今、価値を持っていて、都市部の人たちが、ある人は農業に憧れたり、ある人は観光の目的で来たり、何か体験をし

たがったり、そういうことになるわけでありまして、その典型例が、今、大人気になりましたイデベンチャーであるわけですね。ですから、中山間地の生活というものを見るときに、農業というのをもう少し広く捉える必要があると。今申したような自然を生かしたアクティビティであるとか、農業体験であるとか、それから、全く目を変えて、米ではなくてもいいじゃないかと。水を使うところのクレソンであるとか、健康食品の菊芋・ヤーコンであるとか、それから、一番大事なのは、今言った、そういう生活に憧れている人がいっぱいいるわけですから、先ほどつばき庵という事例が出ましたけども、これは農家レストランをとりあえず開業されていますけれども、その先には農家民泊、民宿をやりたいということで、実は整備を進められたわけでありまして、こうした、今、ご家庭が菊池に6件ございますので、こうした輪が広がっていけば、中山間地というのは、むしろ人が非常に交流する菊池らしさにつながってくるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは、次に、水迫地区の活性化、旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しについてお尋ねをいたします。

旧市営牧場跡地については、先日、城議員からも質問されましたので、重なる点があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

私も、この件につきましては、これまで何度も確認、要望の質問をさせていただきました。旧市営牧場跡地は、平成23年12月定例会において、土地開発基金での先行取得をしてありましたので、今回、やっと保安林指定が決定し、環境整備基金での買い戻しが本定例会に予算計上されております。この買い戻しによって、改めて水迫地区の環境整備基金運営要綱に基づく活用となるものであり、今後の水迫地区の活性化につながるものであり、大変期待しております。

そこで、お尋ねをいたしますが、今回の買い戻しまでの旧市営牧場跡地のこれまでの経緯を詳しくお示しいただきたいと思っております。

次に、環境整備基金の水迫地区への活用についてお尋ねをいたしますが、この件も、九州産廃が水迫地区の柏区に、操業以来、大変な迷惑をかけている水迫地区に対する対応については、これまで何度も質問を続けておりますが、今回の旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しによって、改めて水迫地区への対策がスタートすると思われませんが、市としてどのように考えておられるかをお示しく下さい。この経緯については、簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、谷田修君。

[登壇]

○経済部長（谷田 修君） 1点目のご質問の買い戻しの経緯についてお答えいたします。

買い戻しの経緯といたしましては、旧市営牧場跡地の保安林指定につきましては、約50ヘクタールの広大な面積であったことから、現地調査や資料作成に多くの時間を要しましたが、本年6月16日付で官報に告示され、保安林の指定がなされております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、上田俊介君。

[登壇]

○市民環境部長（上田俊介君） 皆さん、こんにちは。環境整備基金の水迫地区への活用ということのご質問かなと思います。

環境整備基金の今後の積み立ての見込みであるとか、今後の使途の状況、それと今後の活用について、考えを述べさせていただきたいというふうに思います。

本年3月末日現在での積立額は約4億円というふうになっております。本年度の積み立て見込みとしましては、平成28年度分の一般廃棄物の搬入に伴うものと、災害廃棄物の搬入に伴います環境保全協力金として約7,700万円、九州産廃株式会社の最終処分場の操業短縮に伴います本年度分の補償金約1億8,000万円の支払いに対します県からの災害廃棄物施設補助金として、補償金の2分の1に当たります9,000万円、あわせて1億6,700万円を積み立てるということで見込んでおります。

平成30年度におきましても、環境保全協力金としまして約5,000万円、産業廃棄物施設補助金として約9,000万円の合計約1億4,000万円を見込んでおるところでございます。

なお、平成31年度以降の積み立てとしましては、環境保全協力金として、九州産廃株式会社の最終処分場の埋め立て残容量がなくなるまでは、各搬入自治体等からの搬入実績に基づいて徴収することになりますので、各年度ごとに約3,000万円程度を見込んでおるところでございます。現在の搬入状況から見ますと、平成36年度あたりで残容量がなくなるのではないかと推測をいたしております。

次に、本年度分の環境整備基金の使い道についてでございますけれども、九州産廃株式会社の最終処分場の操業短縮に伴います補償金としまして約1億8,000万円、また、先ほど経済部長より答弁がありました旧市営牧場跡地の買い戻しの財

源としまして約4億6,000万円と、災害廃棄物の搬入に伴い損傷しております市道整備の財源としまして5,200万円、合計2億7,800万円を取り崩す予定でございます。

また、30年度におきましては、平成27年度から支払っております、産廃最終処分場の操業短縮に伴います補償金の最終年度払いとしまして約1億8,000万円、溶融キルン焼却施設閉鎖補償金としまして約1億7,900万円があり、合計3億5,900万円の使途となります。

平成30年度をもちまして、九州産廃株式会社への各補償の支払いは終わるのかなというふうに考えております。

平成31年度以降につきましても、最終処分場への一般廃棄物の搬入に伴います大型車両の往来が続くことから、道路整備事業等への支出が必要であるというふうに考えております。

最後に、今後の環境整備基金の水迫地区への活用についてでございますけれども、地域の住民の皆様のご意見、ご要望などを伺いながら、基金条例の目的であります、地域における環境保全活動に関する事業や廃棄物処理施設の周辺地域の環境整備に関する事業、その他環境保全推進のために必要な経費の財源として、各年度における基金積み立ての状況を見ながら、条例に基づいた活用を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

先ほど、「4億6,000万円」ということで、「4,600万円」の間違いでございます。申しわけございません。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

私としては、最後に部長のほうから答弁がありました、水迫地区への活性化につく目的の基金の問題でございます。その基金には使途目的が決まっておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 清孝君） 発言時間の60分となりました。

これで木下雄二君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月29日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前11時50分

第 6 号

9 月 2 9 日

平成29年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成29年9月29日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議会改革検討特別委員会の報告
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議案第93号 工事請負契約の変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議員提出議案第2号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員提出議案第3号 菊池市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 意見書案第2号 森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議会改革検討特別委員会の報告
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 議案第93号 工事請負契約の変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 議員提出議案第2号 菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第3 議員提出議案第3号 菊池市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第4 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第5 意見書案第2号 森林環境税(仮称)に関する意見書提出を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（20名）

1番	後藤英夫君
2番	平直樹君
3番	東奈津子さん
4番	坂本道博君
5番	水上隆光君
6番	出口一生君
7番	猿渡美智子さん
8番	松岡讓君
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
13番	岡崎俊裕君
14番	水上彰澄君
15番	泉田栄一朗君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	坂 口 啓 介 君
総 務 部 長	小 川 秀 臣 君
市民環境部長	上 田 俊 介 君
健康福祉部長	中 村 隆 純 君
経 済 部 長	谷 田 修 君
建 設 部 長	淵 邊 政 博 君
七 城 支 所 長	榎 田 邦 昭 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	山 本 幸一郎 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 敏 雄 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅 四郎 君
農業委員会事務局長	前 田 浩 規 君
水 道 局 長	古 田 浩 敏 君
監 査 事 務 局 長	水 上 望 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	清 水 登 君
課 長 補 佐	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る8月31日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第68号から議案第91号まで及び請願第2号、陳情第1号から陳情第3号までの28案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、請願1件、陳情1件です。2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第68号については、本市への移住希望者に一定期間現地に居住し、実際に田舎暮らしを体験していただくためのお試し住宅の供用を開始するに当たり、今回、施設の運営に関し必要な事項を条例で定めるものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、条例案の中で、使用者は周辺住民と友好的に日常生活を送らなければならないとあるが、地区の寄り合いとか行事への参加や、区民の方への周知はどうかとの質疑に対し執行部より、地元区長と協議しており、区役への参加や地区行事への参加をお願いするということで区長の同意を得ている。区民の方には回覧等で周知を考えているとの答弁がありました。

また、委員より、地元に入ってくるときには地元のあり方を理解していただき、また、受け入れる側も少しずつ地域に溶け込んでもらえるような環境づくりが必要

であるとの意見がありました。このほか、委員より、短期間に貸し付ける場合のセキュリティの問題をしっかりと考えるようにとの意見がありました。

次に、議案第69号については、現代社会における情報通信技術の発達に伴い、多種多様な情報が個人情報として扱われるようになったため、国の個人情報保護法において明確化された個人情報の定義に合わせるものとの説明を受け、質疑を行いました。委員より、広報への写真の掲載などへの配慮はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、広報で写真を掲載するときには、ご本人から掲載してよいか確認をとって掲載しているとの答弁がありました。

次に、請願第2号については、計画的な教職員定数改善を推進し、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元してほしいという請願であります。委員より、財源を国に持っていただければ、その財源をもって職員をふやし、負担を減らすということで間違いはないかという質疑があり、紹介議員より、教職員の負担を軽減するという見方だけでなく、少人数学級は子どもにとって細やかで丁寧な指導が行き届くということを大事にしなければならぬとの答弁がありました。このほか、委員より、子どもというのは市の宝、国の宝である。教育の予算は国が見るべきだと思ふとの意見がありました。

次に、陳情第1号は、現在、市の指定管理施設である七城地区の公民館を各行政区へ譲渡してほしいという陳情であります。

委員より、市としては、指定管理には出しているけれども、予算はつけていないのかとの質疑があり、説明者より、予算のついていない指定管理であるとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第68号、議案第69号及び請願第2号並びに陳情第1号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員会委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案件2件、陳情2件です。2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第70号については、条例により、工業団地を初め工場が集積する地区を企業立地重点促進区域と定め、緑地面積を国の規定割合より緩和して企業誘致を推進

してきたが、この根拠となっている法律が改正されたことから条例改正するもの。あわせて、区域名を七城地区から流川地区へ改正し、また、重味地区、下河原地区、袈裟尾地区を追加するもので、重味及び下河原地区は迫水小学校と河原小学校の跡地であり、今後の製造業の立地となった場合に備えるため、袈裟尾地区はジョイフルの工場があるが、工場の増設の問い合わせもあっていることから改正するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、緑地面積の敷地面積に対する割合が定めてあるが、法の面積も敷地面積としてカウントされるのかとの質疑に対し、執行部より、法面まで購入されて管理していただければ、そこも緑地としてカウントできるとの答弁がありました。

議案第90号及び議案第91号については、関連がありますので一括して審査しました。

執行部より、市道広瀬農高線の一部において、農業用施設等新設に関する協定が竹内園芸と締結され、これに先立ち造成工事を行うため、この区間内が市道としての機能を失うので全線を廃止し、この区間を除いて改めて市道認定するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、市道の途中が切断されるということになるが、それによって住民生活に不自由な面が出てくることはないのかとの質疑に対し、執行部より、まだ用地買収が済んでいない部分があり、この買収が済むまでは、ここに入る道路は市道としては廃止するが、道路は残しておくとの答弁がありました。

陳情第2号については、執行部より、森林整備の現状と政府で検討されている森林環境税の内容等について説明を受けました。森林環境税については、昨年12月に自民党の税制調査会で、森林環境税を創設する方針が固められている。その背景としては、地方の山間部では高齢化や人手不足で間伐などの森林の手入れが行き届かず、森林の荒廃が問題となっているため、山間部の市町村へ財源支援する必要があると判断された。森林が保全されることで国民全体がその恩恵を受けることから、全国民を対象とした森林環境税の創設が決められたところである。ただし、現在37府県において既に同様の税制が設けられており、国が森林環境税を導入すれば二重課税になるおそれがある。そのことに対しては、総務省が調整を進めると考えられているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、森林環境税が導入された場合の税率関係はまだ決まっていないのかとの質疑に対し、執行部より、国税になった場合の税率は決まっていないとの答弁がありました。

陳情第3号については、執行部より、熊本地震後の商工観光業の現状と、要望されている特例的な財政支援や各種制度等について説明を受けました。陳情書にもあ

るように、観光客については、多いときの4割ほどで、半分以下というのは事実で、担当課としても厳しく考えている。このため平成28年度の事業は、観光関係で地震後に4,336万7,000円の予算で復旧・復興を図ってきた。菊池の元気PR事業、菊池旅行応援事業、菊池溪谷災害復旧支援事業等を行っている。平成29年度は、1,674万3,000円の予算で、観光プロモーション事業、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会への補助事業を行っている。このほか、商工関係の災害復旧融資利子補給事業により143件、総額828万4,535円の利子補給を実施しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、陳情書には財政支援を本年度下期においても要望しますとあるが、補正を組む予定はあるのか。また、財政支援が国・県からも続く見込みがあるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の9月補正で菊池の元気PR事業と菊池溪谷を美しくする会への補助金を計上している。今年度いっぱいには財政措置が必要と考えており、その後は国・県の財政支援を求めながら、インバウンド関係で菊池溪谷の整備等により観光振興を図っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、予算がついたから何かをやるという感覚ではなく、どんなタイミングでどういうことをやれば効果的なのかを、商工観光課と陳情を提出された3者としっかりすり合わせをしてほしいとの意見に対し、執行部より、市として応援できるのはわずかであるので、各団体の連携をとって同じ方向を向いてやっていけるようにしていきたいとの答弁がありました。

以上、慎重審議をしました結果、当委員会に付託されました議案第70号、議案第90号及び議案第91号並びに陳情第3号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定しました。

また、討論のありました陳情第2号について申し上げます。

討論として、森林資源を守るということは大事なことで、こういった国土保全の肝になる政策については、目的税というよりも、そもそも国の予算で措置していくべき。また、来年度には国の税に関する態度決定がされるというのに、なぜそんなに急がなければならないのか。森林環境税となった場合の税制の仕組みがわからないまま、国民に新しい負担を求める税の創設を求めることには反対するとの反対討論と、現在37府県において森林環境税があるが、日本全土を考えれば、国土、森林を守り、水源涵養をするという観点から、国として一つの税としてまとめ上げて、地方の人口は少ないが森林は多いところにしっかり配分して、この国土保全を図るという意味では一日も早くその仕組みをつくるべきであり、賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、予算決算常任委員会委員長、大賀慶一君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

去る8月31日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、9月6日、7日、19日、20日に予算決算常任委員会分科会、9月26日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第71号から議案第89号までの19議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、議案第71号について申し上げます。

企画費の市民広場再整備事業の工事請負費1億2,135万1,000円について、委員より、今後の整備計画はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部より、30年度には物産館の改修、夢美術館の改修、全天候型の広場の改修や回廊などの設置を考えているとの答弁がありました。また、委員からは、より使いでのいい、本当にすばらしい市民広場になっていくようにとの要望がございました。

次に、財産管理費の工事請負費2,304万1,000円について、委員より、工事の内容と金額の内訳について質疑があり、執行部より、車庫・倉庫・土のう置き場・舗装工事をするものであり、それぞれの金額について答弁がありました。2日目の現地調査で、執行部より図面をもとに説明を受けましたが、現在の車庫の鉄骨はゆがんでおり、スレートも強風のときは浮いて民家に迷惑をかけるような状況を確認しました。

次に、斑蛇口湖ボート場整備事業に係る保健体育費の工事請負費1,690万1,000円について、委員より、水道水ろ過設置工事の必要性和トイレの設置数は幾つかとの質疑がありました。執行部より、これまで利用している水は飲料水に適しておらず、これからは大きな大会も続くので飲み水に使う必要があること、そのためにはろ過が必要であるとの答弁がありました。トイレの設置数については、リビング広場に男子トイレは小便器2つ、大便器1つ、女子トイレは2つ、多目的トイレを1つ計画しているとの答弁がありました。2日目の現地調査では、現在の水道水ではタオルを濡らして使おうとしても色が変わってしまうとの話を聞き、また、

現在のトイレの位置は遠く、委員より、今から広くボート競技の大会を誘致するには必要であるとの意見がありました。

次に、衛生災害対策事業5億6,012万3,000円については、平成28年度熊本地震による被災家屋の公費解体と排出された災害廃棄物処理について、解体棟数の増加や実施期間延長などにより、解体工事及び付随する災害廃棄物処理費用等が増加したため補正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、住宅の解体については、受け付けはもう終わっているのか。持ち主が地元にはいないため申請を出していないと思われる、大変危険な状態の空き家があるがとの質疑に対して、執行部より、罹災証明の申請期限は終了しているが、本人が長期入院してご存じなかったなど、特別な事情に限り、検討の余地はあると考えているとの答弁がありました。

次に、歳入の民生費県補助金の地域支え合いセンター設置・運営事業補助金450万3,000円について、委員より、みなし仮設住宅などを訪問する中で、具体的に寄せられている要望とか、特徴的なものはあるのかとの質疑に対し、執行部より、この先の見通しが立たず、どうしていいかわからない。持病が悪化しているが病院に行くのもおっくうになっているなど、精神的、肉体的な心身の不調を訴えられるケースが多いが、訪問自体は大変喜ばれており、不在時に不在メモを入れるなどして、地域支え合いセンターの周知を図っているとの答弁がありました。

次に、児童福祉施設費の非常勤職員報酬345万8,000円の減額について、委員より、なかなか保育士に来てもらえないが、民間も同じように来ていないのか、それとも、公立だから来ていないのかとの質疑に対して、執行部より、公立の場合、嘱託職員の契約期間は最長で5年間であり、契約後にまた仕事を探さなければならぬために、民間に行かれたというケースがあるとの答弁がありました。

次に、観光費の実施設設計委託料170万円及び工事請負費4,866万4,000円については、四季の里旭志の施設改修工事であり、老朽化により安全性を保てないため、つり橋、テントデッキ、遊具施設などを改修するもので、辺地総合整備計画の変更が承認されたことから今回補正するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、四季の里旭志の工事については辺地債とのことだが、充当は何%かとの質疑に対し、執行部より、辺地債の充当率は100%となっているとの答弁がありました。

次に、道路橋りょう施設維持管理事業331万6,000円については、熊本県が、道の駅旭志のトイレの数不足などを補い、防災機能を備えたトイレの整備改善を図るため、市が土地を占用し設置している現在のトイレとあずまやの解体工事な

どを行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、防災機能を備えたトイレとはどういうものかとの質疑に対して、執行部より、ここは去年の災害のときもかなり避難者が利用しているが、トイレの断水が起こっていたため、今度は自家発電により地下水をポンプアップして、常時トイレ排水を流せる機能を備えたものとの答弁がありました。

次に、議案第72号については、保険料の過誤納還付金と平成28年度の決算確定に伴う一般会計への繰出金によるものであり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第73号中、介護保険事業における第1号被保険者保険料還付金1,500万円については、熊本地震による住家の全壊及び半壊の方々への保険料の還付である。当初は平成28年度分の減免であったが、平成29年9月まで延長されている。ようやく全体の還付額が把握できる状態となったため、今回補正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、保険料の減免について、当初は平成28年度末だったものが、いろいろな実態を踏まえてことしの9月まで延長されたと思うが、さらに延長するといった検討はされているのかという質疑に対し、執行部より、介護保険については、平成28年度は国からの補助があったが、平成29年4月以降は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うこととなる。それでも9月までは必要性があると判断し、国民健康保険などと足踏みをそろえて実施してきたが、県内の状況も踏まえ、さまざまな検討をした結果、減免を終了することとしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第74号については、下水処理施設改築更新事業において、委員より、社会資本整備交付金の国からの枠配分が減額となって、赤星ポンプ場の建設を取り下げたとのことだが、それにより不都合は生じないのかとの質疑に対し、執行部より、長寿命化計画に基づいて浄水センターの整備は行っており、赤星ポンプ場は緊急的にしなければならないものではないため、次年度以降に行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第80号について申し上げます。

職員の通勤手当について、委員より、職員の通勤手当が200万円ほどふえているが、市内からの通勤職員と市外からの通勤職員の推移を示す資料の請求と、本年度採用職員の市内と市外の在住の内訳はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、提出された資料に基づき、市外からの通勤者が年々増加しており、本年度採用職員15名のうち9名が市内、6名が市外に在住であるとの答弁があり

ました。

次に、学校給食費について、委員より、地元食材の利用率と1食当たりの単価はどれくらいかとの質疑がありました。執行部より、地元食材の利用率は平成26年が51.6%、平成27年が59.3%、平成29年は60.6%で、給食1食あたりの単価は、小学校で235円、中学校は275円であるとの答弁がありました。

このほか、教育委員会関係の審査の中で、委員より、減額補正などが必要ではなかったかと指摘される部分があり、これに対して執行部より、今後このようなことがないように注意するとの答弁がありました。また、委員より、もう少し予算をチェックし、適正な処理をするようにとの意見がありました。

次に、地下水対策事業について、委員より、ここ最近の七城地区の地下水の現状はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、熊本大学からの中間報告として検査結果が上がっているが、現在のところ、硝酸性窒素の濃度が際立って高くなっている行政区はないとの答弁がありました。

次に、認知症対策について、委員より、今後また認知症がふえるという予想であるが、それに対してどのような対策を考えているのかとの質疑に対して、執行部より、認知症について正しい認識を持ってもらうよう啓発を行ってきた。また、認知症サポーターの育成や、高齢者地域見守りネットワークなどの取り組みを行ってきているとの答弁がありました。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業の繰越明許費について、委員より、業者がいないとか、当初の見積もりと金額に差異が出て、なかなか前に進まないようだが、繰り越しても無事に事業を遂行することができるのか。また、法的に繰り越しは何回認められるのかとの質疑に対し、執行部より、基本的に繰り越しは1回限りと認識しているが、資材の高騰や業者がいないなどの理由により期間の延長を、振興局を通してお願いをしているとの答弁がありました。

次に、ブランド推進事業において、委員より、主要施策の成果に、ネットショップ菊池まるごと市場において、いろいろなイベントに参画する中で消費拡大を図ったとあるが、結果として拡大できたのかとの質疑に対し、執行部より、平成27年度のインターネットショップの売り上げが4,130万円だったが、平成28年度の売り上げが1億4,060万円まで伸ばすことができた。こうした観点から消費拡大には確実に繋がっているとの答弁がありました。

次に、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業において、委員より、花房の創設換地購入費の支出があっているが、土地の価格の算定基準はどうなっているのか。また、単価は幾らかとの質疑に対して、執行部より、単価は1平方メートル当たり2,300円であり、積算基礎については、過去にも隣接地の農業用関連施設の用地単

価が2,300円であったが、年月も過ぎているため、それが適正な単価であるかどうか、市公有財産評価委員会の審議により、その単価は妥当であるとの答申があつているとの答弁がありました。

次に、議案第81号について、委員より、県の試算では、来年度の国民健康保険の都道府県化により、標準保険料率が上がる可能性が強いと思うが、一般会計からの繰り入れもしくは基金の活用も視野に入れて来年度の対応を考えているのかとの質疑に対し、執行部より、国民健康保険の一元化に伴い、保険料の適正化なども実施しながら、不足分については基金で対応したいと考えるとの答弁がありました。

次に、議案第82号について、委員より、後期高齢者医療制度がスタートしたところには特例措置により保険料が軽減されていたと思うが、ことしから段階的に軽減措置が廃止されているのかとの質疑に対し、執行部より、今年度から所得割の5割軽減は2割軽減に、被用者保険者の被扶養者だった方の9割軽減は7割軽減になっているとの答弁がありました。

次に、議案第83号について、委員より、介護保険料の不納欠損は、2年を過ぎるとさかのぼって払えないためだが、2年を過ぎた人に対する具体的なペナルティはどのようなものかとの質疑に対して、執行部より、平成28年度で言うと、27年度中に納付するかどうかの意思表示について、一人ずつ確認を行っている。支払わないという意思表示を行った方については、今後、介護認定を受けた場合、介護サービスの自己負担が3割になる場合があると伝えて、承諾をとっているとの答弁がありました。

次に、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号において、委員より、企業会計への移行事業がそれぞれの下水道会計で約20%の進捗率になっているようだが、今後の見通しはとの質疑に対して、執行部より、企業会計については、平成28年8月から委託契約を結び、平成31年3月までを工期としている。平成31年4月より完全移行を目指していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第88号について、委員より、つまごめ荘の介護職の人員はどれくらい足りないのかとの質疑に対し、執行部より、平成28年度は、当初の見込みよりも少ない数ではあつたが、おおむね回っていくぐらいの状況であつた。しかし、今年度は、昨年度の同時期と比較すると6名の減となっている。昨年度はある程度の補充ができたが、今年度は厳しい状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第89号については、委員より、当年度未処理欠損金が2,284万720円あり、そもそも水道事業はずっとプラス会計だったが、平成28年度は地震による減免措置や簡易水道を水道事業に統合したことが挙げられると思うが、何が大きな要因か。また、今年度の見通しはとの質疑に対し、執行部より、水道事業

は、簡易水道を統合したときに、資産よりも起債残が多かったためにマイナス6,507万2,565円で引き受けた形となっており、利益については、地震などで3,700万円程度の減免をしているが、4,223万1,845円の純利益が出ている。差し引きでは2,284万720円の欠損金が生じている。今年度については、今の状況で経営はできていくと考えているとの答弁がありました。

次に、昨年度の委員長報告に挙げていた提言について、執行部より説明がありましたので申し上げます。

市民広場再整備計画については、平成28年度末に基本計画・基本設計として取りまとめ、本年4月の全員協議会において整備内容を説明し、本年度はこの基本設計をもとに実施設計に入っている。全天候広場・遊具・回廊などの仕様や工法など全体的な整備内容がほぼ固まってきたので、早い時期に議員の皆さんに説明し、その後、市の広報誌・ホームページを通して市民に内容を示し、模型を生涯学習センターに展示して広く市民に示したいとの説明を受けました。

中小企業振興基本条例については、平成28年度における下請及び物品の発注率の報告と、今年度は過去の評点の入力作業とか他市の状況の調査を行い、来年度施行に向けて比較検討導入の考察をしながら、平成31年度から導入するよう現在進めているとの説明を受けました。

税金を初め住宅使用料などの徴収率向上については、執行部より、平成28年度は熊本地震が発生したため、平成27年度の収納実績を下回らないように目標を掲げて進めてきた。差し押さえなどについては、滞納者の被害状況などを勘案しながら実施してきている。税務課においては、市税、国保税をあわせて毎月の収納目標率を設定して進めてきた。滞納者への督促、催告、財産調査の徹底、分納者の管理、また、財産がない方については執行停止などの処分を進めてきており、本年度は平成27年度の徴収率を上回る結果が出ているとの説明がありました。

市有林の項目については、執行部の取り組み状況を確認しました。執行部より、実施体制については、地域における林業技術者の積極的な活用を図るため外部委託をしている。専門性の欠如に関しては、民間の積極的な活用により業務体制の強化を図り、担当職員は必要な研修に積極的に参加し、本市の林業行政が停滞することのないよう、関係機関・関係団体と連携をとりながら、本市林業の活性化に努めているとの説明を受けました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、教育委員会関係の審査の中で、減額補正などが必要ではなかったかと指摘される部分とあるが、どういう内容かとの質疑がありました。総務文教分科会

長より、体育施設費の中で不用額が多かったため、委員から減額補正が必要でなかったかという指摘があった。理由としては、泗水第二体育館が使用不能となったため、電気料の支払いが生じなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審議いたしました結果、議案第71号及び議案第80号から議案第87号を除く、議案第72号から議案第79号まで、議案第88号及び議案第89号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第71号について申し上げます。

委員より、総務費の戸籍住民基本台帳費の中で、社会保障・税番号制度システム整備委託料が含まれており、今回のシステム整備の目的はカードに旧姓が明記できるようにすることであり、危険性や問題点を抱えるマイナンバー制度の利用拡大につながるものであり、問題のある予算であるとの反対討論がありました。

次に、議案第80号について申し上げます。

委員より、市民の暮らしは厳しさを増してきており、実態に十分応えるものとなっていない。また、多額のマイナンバー予算が執行されている。システムの不備や情報流出などの問題が後を絶たない。人権啓発費に部落解放同盟の補助金の支出について毎年指摘しているが、前年より支出がふえている。本来、運動団体の活動費は会員が会費で賄うことがあるべき姿との反対討論がありました。

次に、議案第81号について申し上げます。

委員より、決算における未収金において、市民の国保税の負担は重いものがあり、限界に来ている。負担軽減を行い、支払える保険料に引き下げるべきとの反対討論がありました。

次に、議案第82号について申し上げます。

委員より、制度そのものが年齢で差別しており、給付を抑制し負担をふやしている問題のある制度であるとの反対討論がありました。

次に、議案第83号について申し上げます。

委員より、高過ぎる保険料である点と、滞納するとペナルティーが発生し利用が制限されることになる。払える保険料に見直すべきとの反対討論がありました。

次に、議案第84号から議案第87号について申し上げます。

委員より、決算の中に企業会計移行事業への支出が含まれている点と、下水道事業は市民の衛生環境の改善を図るとともに、公共水域水質の保全を資することを目的としての事業である。採算のとりにくいところでも、地方自治体が責任を持って財政支援を行うことは明らかであり、一般会計からの繰り入れが懸念される。また、その分の歳入を補うため使用料の値上げが懸念されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第71号、議案第80号から議案第87号については、賛成多数により可決・認定すべきものと決定いたしました。

次に、議員間討議の中で、以下の項目について提言としてまとめましたので、申し添えます。

1、中小企業振興基本条例の理念に基づく下請状況において、地場産業育成のために、議会においては議会と地元下請業者との協議の場を設け、執行部においては、(1)元請の地元下請業者などの利用率を公表すること。(2)近隣市町村との情報交換を常に行うこと。

以上を踏まえて、本市独自の主観的要素を評点とする格付を行うべきである。

2、災害時における職員の参集や菊池市内における自治会活動への参加、通勤手当の削減のために、職員の地元在住を促すべきである。

3、現在の雇用形態では、保育士・看護師などの嘱託職員の長期継続雇用が難しい状況であり、人材不足につながっている。そのため、各事業所における状況調査を実施し、保育士・看護師などが職場復帰しやすい職場環境の整備を、また、資格を持つ方を優遇するような雇用形態を検討すべきである。

4、七城地区における硝酸性窒素の問題について、浄水器設置の補助だけでは不十分と考えられる。原因究明とともに、簡易水道などの対策を早急に考えていくべきである。

5、高齢化率の上昇に伴って認知症の方が多くなってきており、介護している方は非常に苦勞している。医療費抑制面、予防介護面、施設整備面などの観点から、新たな認知症対策に取り組むべきである。

6、昨年、市有林の適正管理と林業振興について提言したが、執行部によると、今、職員も足りていないということであり、そうであれば、外部の即戦力になる専門職の方を嘱託として雇用することにより、市の林務行政を推進するよう検討すべき。計画的に伐採を行うことは自然環境を守り、山崩れなどの災害防止にもつながる。執行部には喫緊の課題として取り組むよう求める。

7、熊本地震の影響で時間外手当が倍にふえているが、それはいたし方なく、職員もよく乗り越えてくれた。しかし、32時間連続での勤務体制もあっていることから、業務継続計画の見直しにより、いい働きができるように健康管理面にも配慮すべき。定員管理計画に職員削減目標があるが、減らすばかりでいいのかも検討すべきである。

以上、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通じて各分科会委員からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分に反映されることを願っています。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告い

たしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、予算決算常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第68号から議案第91号まで、請願第2号及び陳情第1号から陳情第3号まで、以上28案件について討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、日本共産党、東奈津子です。

議案第69号、70号、71号、80号から87号及び陳情第2号について、反対、不認定の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第69号、菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例の改正は、2015年に国において改正された個人情報保護法改正によるものです。今議会に提案されています条例改正は、個人情報の定義を明確化し、グレーゾーンを解決することとなっていますが、この根本の狙いは、行政及び独立行政法人等の保有する個人情報を活用して、新たな民間産業の創出を目指すものです。その際、個人を特定できないように加工した匿名加工情報を作成し、その管理は個人情報保護委員会が担うとされていますが、一定の対策をとるとはいえ、民間の業者が行政機関に預けられた個人情報を取り扱うことになり、不適切な個人情報の流出や漏えいも懸念されます。国民の利害を阻害しかねません。

以上の理由から、本議案には反対します。

次に、議案第70号、菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例の改正も、上位法の改正による名称変更などが主なものとなっていますが、改めて、この改正された上位法及び熊本県地域未来投資促進基本計画の内容を調べてみました。その結果、大いに問題を抱えている内容でした。

まず第1は、特定の地域中核企業に支援を集中する一方で、地域の雇用と経済の

担い手である産業集積をこの法の目的、理念から削除、切り捨てるものとなっている点です。支援の対象となるのは、圧倒的多数の地域中小企業、小規模事業者以外の、わずか全国2,000社にすぎません。一握りの稼ぐ力がある中小企業が伸びれば地域全体が潤うというのは幻想であります。

第2は、質疑の中でも明らかとなりましたが、全国で約2,000社程度の地域経済を牽引する事業者には、自治体において条例等による規制の緩和、撤廃を直接要求できるものとなっています。これは住民の命や暮らし、環境保全よりも地域牽引企業の利益を優先させるもので、地方自治体の本旨に反するものであると思います。

第3に、地域経済牽引企業のために、優良農地の転用を促進するものであるという点です。農水省は、この上位法の施行に合わせて、これまで不許可としてきた第1種の農地転用を認める方針を示しました。このような大きな問題を抱える上位法の内容に反対の立場から、本条例改正には反対といたします。

次に、議案第71号、平成29年度菊池市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

本補正予算は、熊本地震対策や、また、児童育成クラブの指導員のスキルアップなど子育て支援関連の予算も計上されており、その点では大いに評価できますが、同時に、問題点として、戸籍住民基本台帳費の中で、社会保障番号制度システム整備委託料が計上されている点が挙げられます。分科会の質疑で明らかとなりましたが、今回の整備の目的が、カードに旧姓が明記できるようにすることであり、これはマイナンバー制度の利用拡大につながるものであり、問題がある予算であると認識しており、容認することはできません。

以上の点から、今補正予算には反対の立場であります。

次に、議案第80号、平成28年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。不認定の立場で討論を行います。

平成28年度は熊本地震が発生し、市民の暮らしが厳しさを増した1年でした。その中で、国は県内の切実な要望である特措法の制定に背を向け、被災者支援の多くが地方自治体独自の予算で対応を迫られました。菊池市においても、約13億円という財政調整基金を取り崩しての対応を迫られました。その厳しい状況の中で、菊池市が被災者支援、復旧・復興のための予算執行を行ってきたことは、改めて評価をする次第です。しかし、全体で見ると、市民の暮らしの実態は厳しさを増しており、それに十分応えるものとはなっていません。

1点目は、平成28年度においても、多額のマイナンバー関連予算が執行されているという点です。マイナンバーに関しては、詳しくは問題点はもう述べませんが、

私の一般質問で明らかとなりましたが、多額の税金を投入しております。一方で、交付率は6%台と余りにも低い状況です。

問題の2点目は、部落解放同盟への補助金の支出金についてです。毎回の予算決算で指摘をしていますが、予算の計上額は毎年変化がなく、支出においては、平成28年度は654万9,366円で、前年と比較しても約28万円も増加をしております。28年度についても、この3支部の事業収支決算書を取り寄せてみましたが、団体収入の91%が市からの補助金であり、支出の内訳も、大会参加の日当や旅費に使われております。本来であれば、基本的に会員の会費で賄っていくのが団体の運営のあり方ではないでしょうか。

以上の理由から、議案第80号には不認定の立場であります。

次に、議案第81号、平成28年度菊池市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場から討論を行います。

菊池市では、この間、さまざまな努力を行い、保険料の据え置きに努めてきており、その点での評価はあります。しかし、決算における未収金額を見ても、市民の国保税に対する負担は重いものがあります。私の一般質問でも明らかとなりましたが、国保の加入世帯の8割が所得が200万円未満という状態です。法定外の繰り入れも行い、負担軽減はもちろん、払える保険税に引き下げていくべきです。国民健康保険税は社会保障制度です。歴史を見ても明らかです。突然の失業など、現在のほかの保険を利用していらっしゃる方も、いずれは国民健康保険の対象となります。まさしくセーフティーネットであります。国の国庫負担を引き上げをきちんと求めると同時に、地方自治体としての責任を果たすべきです。

以上の理由から、議案第81号については、反対の不認定の立場であります。

次に、議案第82号、平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

本制度そのものが高齢者を年齢で差別し、給付抑制、負担をふやしていく問題のある制度です。28年度の決算を見ましても、保険料の未収額は、昨年よりは減っていますが、約150万円もあり、しかも滞納繰越分に関しては昨年よりふえており、高齢者の経済的厳しさを示しています。今年度からは軽減措置の段階的廃止も実施され、さらなる負担増が行われています。このような制度は廃止すべきと思い、以上の理由から、不認定といたします。

次に、議案第83号、平成28年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

反対の理由は、高過ぎる保険料であるという点です。分科会の審議の中でも明らかとなりましたが、平成28年度は、現年度滞納分と過年度滞納分をあわせると2,

400万円も超えています。介護保険料も滞納すればペナルティーが発生し、利用が制限されることにつながります。審議の中でも、菊池市においても、給付制限措置が行われている方がいらっしゃるということが明らかとなりました。来年は保険料見直しの時期です。払える保険料に見直すべきです。

また、今回の決算には、新たにスタートした総合事業の支出も含まれていました。28年度は部分的なスタートではありましたが、この総合事業についての問題点は、繰り返しは述べませんが、高齢者の自立、健康づくりの名のもとに、必要な介護サービスが受けられなくなる、この問題がある総合事業に国のプログラムのまま、地方自治体が突き進むことはあってはならない。このことを指摘して、不認定の討論とします。

次に、議案第84号、平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、第85号、平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、第86号、平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定、第87号、平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

理由は、上記の4議案の決算の中に企業会計移行事業の支出が含まれている点です。下水道事業は市民の衛生環境の向上を図るとともに、水質の保全に資することを目的とした事業であり、地方自治体が責任を持って財政支援を行わなければならない事業です。企業会計に移行することによって、より経営面での健全さが重視され、一般会計からの繰り入れが制限されやすくなる懸念があります。その分、不足する歳入を補うために、使用料の値上げも懸念されます。

以上の理由から、上記4議案には不認定の立場であります。

最後に、陳情第2号、森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める陳情書に反対の立場から討論をします。

陳情書の中に触れられてありますが、森林が果たしている多面的な機能は、国民にさまざまな恩恵をもたらしており、これらの機能を十分に果たすために、間伐などの森林整備を着実に実施する必要があることに異論はありません。

問題は、その財源をどこに求めるかということでもあります。自民党、公明党が、昨年12月に発表した平成29年度税制改正大綱を見ると、「市町村が主体となって実施する森林整備に必要な財源に充てるために、個人住民税均等割の枠組みの活用を含めて、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、平成30年度税制改正において結論を得る。」と書かれています。

国民にひとしく負担を求めることを前提とした森林環境税の創設には賛同できま

せん。そもそも環境に係る分野では、環境破壊、汚染を引き起こす原因を発生させている汚染者に対してその損害を支払わせる、いわゆる汚染者負担の原則、PPPが一般的に定着しています。国内CO₂排出8割を占める産業界が取り組み、とりわけ電力、鉄鋼など大口排出者の対応が鍵を握っています。汚染者負担の原則にのっとり、森林整備のための財源を確保することが、最も効果的かつ合理的であるということを述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、陳情第2号に対する反対討論がありました。

議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、陳情第2号について、賛成者の発言を許します。ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、陳情第2号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） おはようございます。請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について、賛成の立場から討論いたします。

教職員の定数を改善するということは、1クラス当たりの子どもの人数、つまり、学級定数を減らしていくということとイコールであります。文部科学省は、平成24年に、子どもと正面から向き合うためとして、定数改善が不可欠とし、平成25年から平成29年までの5カ年計画で、中学3年までの35人以下学級を順次実施していくという方針は出したものの、実現したのは小学校1年生のみでありまして、以降の取り組みは、国としての取り組みではなく、自治体任せということになっています。

一方、義務教育費の国庫負担は、かつて負担率2分の1であったものが、平成18年に3分の1に引き下げられ、その分、自治体の負担が大きくなっているという状況にあります。

そのような中であっても、自治体は独自に定数改善に取り組み、熊本県も小2ま

では35人以下ということを実現しておりますが、これは全国的に見ますと、全ての自治体で実施している最低のレベルとなっております。全国的に見れば、既に中3まで35人以下学級を実現している自治体もあり、実施の内容は、自治体によってまちまちというような現状にあります。

国際的に見ましても、OECD各国の平均から見ますと、日本の1クラス当たりの人数は、小学校で7人、中学校で9人多くなっているという現状もあります。こういった子どもたちの教育環境は、自治体任せではなく、国の予算としてきちんと担保されていくべきではないかと考えているところです。ぜひとも国庫負担は2分の1に還元していただき、定数改善計画についても、かつての計画を順次実施していただきたいということで、この請願に対する賛成討論といたします。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより議案第68号から議案第91号まで、請願第2号及び陳情第1号、陳情第2号までについて、採決します。

ただいま討論がありました議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、陳情第2号及び議案第89号、平成28年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを除き、一括採決します。

お諮りします。議案第68号、議案第72号から議案第79号まで、議案第88号、請願第2号、陳情第1号、陳情第3号、以上の13案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、認定、採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の13案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、認定、採択することに決定しました。

次に、議案第89号について、原案のとおり可決、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は、原案のとおり可決、認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第69号から議案第71号、議案第80号から議案第87号、陳情第2号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第80号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第80号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第81号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第81号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第82号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第82号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第83号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第83号は原案のとおり認定する

ことに決定しました。

次に、お諮りします。議案第84号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第84号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第85号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第85号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第86号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第86号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第87号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第87号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。陳情第2号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、陳情第2号は原案のとおり採択することに決定しました。

ここで5分間休憩します。

○

休憩 午前11時14分

開議 午前11時19分

○

○議長(森 清孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第2 議会改革検討特別委員会の報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、議会改革検討特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、平成28年3月定例会において、議会機能の充実、活性化を図り、議会運営なども含め、議会改革について総合的に検討するため設置され、調査を行ってきたものです。

このたび、特別委員会の報告が提出されました。

本件について、議会改革検討特別委員会の報告を求めます。

議会改革検討特別委員会委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（工藤圭一郎君） おはようございます。平成28年第1回定例会におきまして設置されました議会改革検討特別委員会の報告をいたします。

この特別委員会は、平成28年第1回定例会において、近年、少子高齢化が急速に進展する中であって、景気の低迷など依然として厳しい状況が続いており、議会としてもこのような社会状況に正面から取り組み、議員定数の検討など早急に取り組まなければならない。また、市民の議会に対する不信感を払拭し、信頼を取り戻すべく、議会の原点に立ち返る必要がある。そのため議会機能の充実、活性化を図り、議会運営なども含め議会改革について総合的に検討し、より市民に開かれた議会を目指すため、委員10名で構成された特別委員会として平成28年3月17日に設置され、これまで20回にわたり委員会を開催してまいりました。

審査の進め方として、特別委員会委員から審査する項目を提案していただき、優先順位を決め審査を行い、中間報告までに11回特別委員会を開催しました。

第12回の特別委員会は、平成29年3月定例会で中間報告する内容について審査項目の確認をしました。

その後の3月定例会で、12回開催した特別委員会の審査内容の経過について中間報告を行いました。

第1回の特別委員会から第11回の特別委員会までの審査の項目及び審査の内容は3月定例会で中間報告しましたが、その主な項目について申し上げます。

費用弁償の取り扱いについて、議員定数と反問権について、常任委員会の所管部課局について、予算決算常任委員会の設置について、政務活動費について及び議会基本条例の見直しについて審査しました。

その中で、予算決算常任委員会の設置については、平成28年12月定例会にて条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。

政務活動費の支出に係ることについて、今後、ホームページ等で公開に向けて充実を図ることを確認しました。

また、反問権の取り扱い及び議会基本条例の条文については、今回の審査では特に見直す項目はないという結論になりました。

次に、議員定数の審査については、第3回、第4回及び第12回の特別委員会で集中して審査を行い、各委員より意見を聞きました。

議員定数削減についての意見として、議員定数は議会改革の取り組みの一つの目的となっている。定数についての考え方は人口が基本であり、人口が減少している現在、ある程度の定数削減を進めるべきという意見が出されました。

現状維持という意見からは、地域条件等（面積）を加味して今の定数がベストである。議員が減ることは多様な意見が減っていくことになる。常任委員会の審査にも影響を来すことになる。議員は市民の意見をどう執行部に伝えるか、また、その責任も重い。それを成果としていかに市民に還元するかではないかという意見等が出されました。

特別委員会の審査の結果としては、定数削減が1名、そのほかの委員は現状維持という結論でありました。

第13回から第16回の特別委員会では、政治倫理条例の一部改正について審査を行いました。

今回の主な改正理由として、本市の政治倫理条例の第3条（政治倫理基準）の条文の中に、議会議員のあり方が明記されていない。他市の条例にあるように、「市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を行使するよう働きかけをしないこと」を新たに加えるべき。他の自治体でも職員に対して問題が生じている。議員は地位を利用した影響を与えてはいけないという理由から改正するものです。

同じく3条の5号、6号は、職員の採用及び人事等について書かれているもので、5号と6号をまとめるものです。

次に、現行の第2条（議員及び市長等の行動基準）とあるものを（議員及び市長等の責務並びに行動基準）と改めるものです。

改正の理由は、第3条の（5号）を加えるとなると、第2条の議員及び市長等の責務を加えることで言葉の重みや深みが増す。また、責務とすれば議員の緊張感が出てくるとの理由から改正するものです。

同じく第5条（税の納付証明書の提出等）の条文の中に、納税証明書の提出期限が5月31日とありますが、住民税の特別徴収をされている方は年度の最終納期が6月10日となっているため、5月末時点での納税証明書を請求される場合は納期未到来として証明書が発行されます。

納期限を6月30日に改正すれば、全ての方が期限までに納税証明書が提出でき

ることになり、条文を改正するものです。

費用弁償の取り扱いについては、中間報告でも申し上げましたが、特別委員会の結論は廃止という意見で一致しました。

廃止の意見として、費用弁償は交通費的な支給であり、1回2,500円は高いのではないかと。議会改革の観点から、この際、廃止して、その分を震災復興の財源に充ててはどうか。議会が開催されていない月も報酬をいただいているという意見等が出されました。

5月の全員協議会で、議員定数について、政治倫理条例の一部改正について及び費用弁償の取り扱いについての審査の結果を報告し、特別委員会以外の議員から意見を聞きました。

その中で、費用弁償の取り扱いについては、廃止するという特別委員会の結論について、数名の議員より廃止についての反対意見が出されました。議員より、議員のなり手が少ない。議員報酬が低いということで議員活動が十分できない。また、報酬と費用弁償は一体として考えるべき。費用弁償の廃止は時期尚早であるという意見が出ました。

全員協議会での費用弁償についての意見を受けて、第18回の特別委員会で再度、費用弁償の取り扱いについて審査を行いました。

委員より、全員協議会での反対意見を無視できないという意見が出て、特別委員会で再度審査することになり、6月定例会の最終日に予定しておりました特別委員会の最終報告を、9月定例会の最終日に行うことを決定しました。

第19回の特別委員会で9月定例会の最終日に特別委員会の報告を行うことを確認して、費用弁償の取り扱いについて審査を行いました。

その中で、委員より、5月の全員協議会で特別委員会以外の議員数名より、費用弁償の廃止に慎重な意見が数名から出た。時期尚早という判断をするという意見がありました。また、委員より、来年度議員の改選の年であり、新しい議員が立候補するためにも費用弁償は残すべきと考えるという意見がありました。

一方、廃止の意見として、根拠がない費用弁償は最低でも実費だと思う。地方議会に対する市民の目は厳しい。費用弁償が出ている特別委員会で廃止という結論を見るべき。費用弁償は廃止して、議員報酬、政務活動費の議論を進めていくべきという意見がありました。

特別委員会委員の意見として、費用弁償の廃止について反対が多く、委員会として廃止の提案を見送り、本定例会には費用弁償等に関する条例の一部を改正する議案は提出しないことを決定しました。

先に審査を行った政治倫理条例の一部改正については、特別委員会の審査の結果、

全会一致でありましたので、議員提出議案として提出することに決定しました。

そのほか、議会報告会の内容について、議会だよりの掲載記事についての審査を行いました。

これらの項目については、特別委員会では結論を出すまでに至らず、今後の課題として議会内で検討していくことになりました。

以上、1年6カ月にわたりまして、さまざまな項目について議論を重ね、一連の審査項目について審査を終了しました。

以上、議会改革検討特別委員会の報告とします。

○議長（森 清孝君） これで議会改革検討特別委員会の報告を終わります。

○

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出があつ

ております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 議案第93号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加議事日程第1、議案第93号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、ただいま上程いたしました議案についてご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第93号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成27年第3回定例会で議決をいただきました平成27年度菊池市役所庁舎増改築工事に係る工事請負契約について、設計変更に伴い、契約金額の変更をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長から説明をいたしますので、慎重のご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、追加議案につきましてご説明いたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第93号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成27年9月18日議決の、平成27年度菊池市役所庁舎増改築工事に係る工事請負契約について、設計変更による契約金額の変更が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、本工事におきまして、菊池市公共工事請負契約約款第19条の規定に基づき、設計変更を行い、当初の請負金額に9,802万5,085

円を増額し、変更後の契約金額を26億3,926万5,085円とするものでございます。

設計変更の主なものは、増築棟の掘削時において、地中埋設物に起因する基礎工事等の追加変更や、一部室内の内装仕上げの追加施工及び改修棟の構造体や外壁タイルにおいて、着工後にしか確認し得ない劣化箇所が確認され、その補修が必要となったことなどが増額の主なものでございます。

なお、この設計変更内容につきましては、平成29年9月22日、受注者と合意し、仮契約を締結いたしております。

以上、議案第93号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時33分

開議 午前11時53分

—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第93号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第93号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加議事日程第2、議員提出議案第2号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） それでは、議員提出議案第2号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について申し述べます。

菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会改革検討特別委員会より提出します。

提案理由としましては、議員は、市民に信頼され市民の信託を受けた特別の地位にあることを再認識し、その職務遂行において、さらに廉潔と公正・公平を維持するため、条例の一部を改正するものです。

改正する条例は、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれまして、趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由とします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加議事日程第3、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 菊池市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

提案理由の説明をいたします。

菊池市において小規模企業の役割は大きく、小規模企業への支援が必要であります。

また、国において、小規模企業振興基本法が制定されたことに伴い、本市においても、より小規模企業の振興と持続的発展を図り、もって活力のある地域社会の実現のため、条例の一部を改正するものです。

改正する条例案は、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第4 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加議事日程第4、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

水上隆光君。

[登壇]

○5番（水上隆光君） それでは、意見書案第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について申し述べます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。文部科学省は、2017年4月28日に学校内勤務時間が週60時間以上の教諭が小学校で33.5%、中学校で57.7%に上がるとする2016年度の公立校教員の勤務実態調査結果（速報値）を公表しました。週40時間までとする労働基準法に基づく、これらの教諭は週20時間外労働をしていることになり、概ね月80時間超が目安の「過労死ライン」を上回る（熊日2017.4.29付）ことが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財政保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月29日

熊本県菊池市議会議長 森 清孝

参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 野田 聖子 様
文部科学大臣 林 芳正 様

菊池市議会会議側第14条第2項の規定により総務文教常任委員会より提出します。

提案理由としまして、ゆたかな子どもの学びを保障するため条件整備は不可欠であります。

計画的な教職員定数改善と教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元を図るため、関係行政庁に意見書を提出するものです。

提出する意見書は、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第5 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加議事日程第5、意見書案第2号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。
岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） それでは、意見書案第2号、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出について申し述べます。

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

我が菊池市は豊富な森林に恵まれ、木材生産はもとより、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しております。その機能は国民全体に様々な恩恵をもたらしており、これらの機能を十全に果たすためには、間伐や皆伐再造林等の森林整備を着実に実施する必要がある。

しかし、木材価格の長期低迷や後継者不足等の要因により、森林経営に対する魅力が薄れ、未整備地が多くなっている。

そこで、現在政府において、市町村が主体となって取り組む森林整備を進めるための新たな財源として、「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討が進められているところである。

森林整備を進めていくことは、木材生産や国土保全などの多面的機能の発揮だけでなく、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであると考える。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、菊池市が継続的かつ主体的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安定財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。

その際、税を活用した森林整備等が円滑に進むように、菊池市が主体となり森林整備を進めるために早期創設の実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

熊本県菊池市議会議員 森 清 孝

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 野田 聖子 様

農林水産大臣 齋藤 健 様

意見書案第2号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由としましては、森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、菊池市が継続的かつ主体的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安定財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設することを国に対し、強く求めるものであります。

これが、本案を提出する理由であります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○3番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、日本共産党、東奈津子です。意見書案第2号について、反対の立場から討論を行います。

意見書案の提案理由にも触れられてありますが、森林整備を着実に実施する必要があることに異論はありません。しかし、国民にひとしく負担を求めることを前提とした森林環境税の創設には賛同できません。汚染者負担の原則にのっとり、森林

整備のための財源を確保することが、最も効率的かつ合理的であるということを通じて、反対討論とします。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 意見書案第2号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今、東議員より汚染者負担の原則という話がありましたが、一つは環境の面もあるんですが、森林整備という点においては、5年前の菊池を襲ったあの豪雨、泗水の支所が水浸しになりました。それについても、流木が川に出た、それらが原因であります。そのようなさまざまな整備を行う中で、現在37府県において森林環境税を導入しておりますが、これが47都道府県全てそろえることによって、私は、先ほど委員長報告にもありましたが、税率は下がるものと思っております。日本全体でこの森林を整備しながら、そして、環境、地下水の涵養を行いながら取り組むことが、私はこの日本にとっても一番大切な部分だと思います。その点において賛成の意見とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○7番（猿渡美智子さん） 意見書案第2号に反対の立場で討論をいたします。

森林整備の必要性については、全く異論はございません。しかしながら、選挙がどうなるかわからない情勢ではありますが、2年後には消費税の引き上げも想定されるような中であって、さらに新たな税を創設し、国民の負担を大きくすることには慎重でなければならないと考えます。

また、安定財源の確保が大事だから税を導入するというような視点で、次々に新しい税を創設していくようなことにも歯どめをかけていかなければならないのではないかと思います。

以上のことから、意見書案第2号については反対をいたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見書案第2号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成29年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午後 零時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 松 岡 讓

菊池市議会議員 城 典 臣

付 録

平成29年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(8月28日・9月29日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第67号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成29年度菊池市一般会計補正予算 第2号)	原案承認
議案第68号	きくち暮らしお試し住宅条例の制定について	原案可決
議案第69号	菊池市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第70号	菊池市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第71号	平成29年度菊池市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第72号	平成29年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第73号	平成29年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第74号	平成29年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第75号	平成29年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第76号	平成29年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第77号	平成29年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第78号	平成29年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第79号	平成29年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第80号	平成28年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第81号	平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第82号	平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第83号	平成28年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案番号	件名	審議結果
議案第84号	平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第85号	平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第86号	平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第87号	平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第88号	平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第89号	平成28年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第90号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第91号	市道路線の認定について	原案可決
議案第92号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第93号	工事請負契約の変更について	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第2号	菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案第3号	菊池市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
意見書案		
意見書案第1号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	原案可決
意見書案第2号	森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書	原案可決
請願		
請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について	採 択
陳情		

議案番号	件名	審議結果
陳情第 1 号	七城地区公民館の譲渡に関する要望書	採 択
陳情第 2 号	森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める陳情書	採 択
陳情第 3 号	熊本地震による被害からの商工観光復興に関する要望書	採 択
報 告		
報告第 1 7 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第 1 8 号	専決処分の報告について（災害ごみ仮置場事故）	原案報告
報告第 1 9 号	専決処分の報告について（災害ごみ仮置場事故）	原案報告
報告第 2 0 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 2 1 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告